平 成 ２ ３ 年 度

薬 務 事 業 概 要

（平 成 ２ ２ 年 度 版）

広島県健康福祉局薬務課

は　し　が　き

近年の保健・医療を取り巻く環境は，急速な少子・高齢社会の進展や，国民の健康に対するニーズの多様化，がん，糖尿病などの生活習慣病の増加などにより大きく変化しており，医療，年金，福祉の各分野で抜本的な構造改革が進められています。

こうした中，薬務行政に関しましては，後を絶たない薬物の乱用，若者の献血離れ，また，医薬品のリスクの程度に応じて専門家が情報提供を行うこととした医薬品販売制度見直しへの対応，大規模災害や新型インフルエンザをはじめとする重大な感染症の発生時など緊急時における薬剤師等関係者との連携や医薬品等の安定供給の確保，さらには肝炎対策が重要な課題となっています。

県といたしましては，医薬品等の品質，有効性，安全性の確保や薬物乱用防止対策への継続的な取組など薬事行政の基盤をなす諸施策の実施に加えて，医療用血液の確保，県民自らが市販医薬品を適切に選択できるようなセルフメディケーションの推進，また，災害発生時などの緊急時における薬剤師会等の医薬品関係団体との連携体制やインフルエンザ治療薬の行政備蓄，「肝がん」になる前の早期発見・早期治療の推進など，県民一人ひとりが，健康で安心して暮らせる環境づくりへの取組を行っているところです。

本冊子が，皆様の参考となり，広島県の薬務行政に対する御理解と御協力をいただく材料となれば幸いに存じます。

平成２４年１月

広島県健康福祉局薬務課長　　仲　本　典　正

も　く　じ

第１編　グラフで見る薬務事業

第１　グラフで見る医薬品関連産業 …… 1
　１　薬局・医薬品販売業態数の推移 …… 1
　２　広島県内の医薬品及び医療機器等の生産額 …… 1
　３　医薬品等の製造業施設数・生産（製造）額の推移 …… 2
　（１）医薬品等の製造業施設数 …… 2
　（２）医薬品等の生産（製造）額 …… 2

第２　グラフで見る広島県の献血 …… 3
　１　献血者の推移（広島県） …… 3
　２　400mL 献血及び成分献血の状況（平成 21 年度） …… 4
　（１）各都道府県の全献血者数に占める 400mL 献血者の割合 …… 4
　（２）各都道府県の全献血者数に占める成分献血者の割合 …… 4

第３　薬事情報センターの利用状況 …… 5
　１　利用件数 …… 5
　２　広島中毒１１９番質疑応答状況 …… 5

第２編　事　　業

第１　行政機構 …… 7
　１　主要な機構の変遷 …… 7
　２　健康福祉局行政機構図 …… 9
　３　薬務課現員 …… 9

第２　年間行事等 …… 10
　１　平成 22 年度薬務課関係行事 …… 10
　２　平成 22 年度の国の主な動き …… 13

第３　平成 22 年度の事業 …… 14
　１　薬　事 …… 14
　２　医薬品の適正使用 …… 14
　３　毒物・劇物 …… 15
　４　家庭用品 …… 15
　５　製薬振興 …… 15
　６　血液確保対策 …… 16
　７　温　泉 …… 17
　８　麻薬・向精神薬・覚せい剤 …… 17
　９　シックハウス症候群・化学物質過敏症対策 …… 18

１０　肝炎対策 …… 19
１１　予算決算 …… 21
（1）歳　入 …… 21
（2）歳　出 …… 22
（3）手数料収納状況（薬務手数料） …… 24
（4）補助金等交付状況 …… 25
第３編　統計資料
第１　薬　　事 …… 27
1　許可事務等 …… 27
（1）登録販売者試験 …… 27
（2）保健所等別薬局・医薬品販売業等許可及び変更届書等処理状況 …… 28
2　薬事関係業態数 …… 33
（1）薬局・医薬品販売業者等の数の推移 …… 33
（2）保健所等別薬局・医薬品販売業者等数 …… 34
（3）保健所（支所）・市町別薬局・医薬品販売業者等数 …… 35
3　薬事監視 …… 36
（1）薬事監視員会議 …… 36
（2）薬事監視の年度別推移 …… 37
（3）業態別立入検査状況 …… 38
（4）保健所等別立入検査状況 …… 39
（5）医薬品等一斉取締り …… 40
（6）医療機器一斉取締り …… 43
（7）医薬品等収去検査 …… 44
（8）無許可医薬品等 …… 45
（9）無承認無許可医薬品実態調査等 …… 45
4　薬事講習会開催状況 …… 48
5　薬の知識普及 …… 50
（1）薬草に親しむ会の開催 …… 50
（2）保健所等における活動状況 …… 50
（3）薬事衛生指導員の育成 …… 50
6　薬剤師 …… 51
（1）概　況 …… 51
（2）薬剤師数の年次別推移 …… 51
（3）保健所等別及び業務の種類別薬剤師数 …… 52
（4）保健所・市町別薬剤師免許申請等処理状況（平成 21 年度） …… 53
第２　医薬品の適正使用 …… 55
1　医薬品の適正使用推進事業 …… 55
（1）現　状 …… 55
（2）事業内容 …… 55
（3）今後の対応 …… 56

2　適正な医薬分業の推進 …… 56
第３　毒物・劇物 …… 59
1　毒物劇物関係業態数 …… 59
（1）毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数の推移 …… 59
（2）保健所等別毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数 …… 60
（3）保健所（支所）・市町別毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数 …… 61
（4）保健所等別毒物劇物販売業者の登録及び変更届等処理状況 …… 62
2　毒物劇物取締指導 …… 64
（1）毒物劇物取締指導の年度別推移 …… 64
（2）業態別立入検査状況 …… 65
（3）保健所等別立入検査状況 …… 66
3　農薬危害防止対策 …… 67
（1）農薬危害防止運動 …… 67
（2）農薬事故発生状況 …… 68
4　毒物劇物取扱者試験 …… 69
第４　家庭用品 …… 71
1　項目別試買検査状況 …… 71
2　機関別試験検査状況 …… 72
（1）㈳広島県薬剤師会委託分 …… 72
（2）保健環境センター実施分 …… 72
第５　製薬振興 …… 74
1　医薬品等の製造指導 …… 74
（1）医薬品等の製造販売承認許可事務 …… 74
（2）ＧＭＰ等 …… 78
（3）医薬品情報処理 …… 78
2　毒物劇物製造（輸入）業関係 …… 79
3　薬事経済調査委託事業 …… 80
（1）薬事工業生産動態統計調査 …… 80
（2）薬価調査 …… 80
（3）特定保険医療材料価格調査 …… 80
（4）医療品等価格経時変動調査（他計調査） …… 80
4　予防医材の取扱 …… 81
（1）経口ポリオワクチン …… 81
（2）国有ワクチン …… 81
（3）その他のワクチン取扱機関 …… 81
（4）乾燥まむし抗毒素 …… 82
5　毒物中毒治療薬備蓄事業 …… 83
（1）備蓄治療薬と備蓄数 …… 83
（2）供給方法 …… 83
6　新型インフルエンザ対策 …… 83

7　医薬品関連産業活性化対策 …… 84
（1）インフォメーションプラザの開催 …… 84
（2）講習会等の開催 …… 84
第６　血液確保対策 …… 86
1　献血状況 …… 86
（1）献血者性別適格者数 …… 86
（2）年齢・性別献血者数 …… 86
（3）職業別献血者数 …… 87
（4）月別採血基準別献血実施状況 …… 87
（5）受入施設状況 …… 88
（6）保健所（支所）・政令市別献血実施状況（平成21年度，移動献血及び出張採血）…… 88
（7）年度別血液製剤・供給状況 …… 89
（8）供給機関別供給状況　（平成21年度・県外製造分の受入も含む） …… 89
（9）採血後の検査の状況 …… 89
2　献血受入供給体制の整備 …… 90
（1）受入機関 …… 91
（2）輸血用血液供給機関一覧表 …… 92
3　広島県献血推進大会開催状況 …… 92
4　献血推進功労団体等表彰・感謝状贈呈状況（平成 21 年度） …… 93
（1）厚生労働大臣表彰・推進事業・団体の部 …… 93
（２） 厚生労働大臣感謝状・団体の部 …… 93
（３） 広島県知事感謝状・団体の部 …… 93
（４） 日本赤十字社金色有功章・団体の部 …… 94
（５） 日本赤十字社銀色有功章・団体の部 …… 94
（６） 日本赤十字社広島県支部長感謝状・団体の部 …… 94
（７） 日本赤十字社広島県支部長感謝状・個人の部 …… 95
5　献血推進ポスター表彰状況 …… 96
（1）最優秀賞 …… 96
（2）優秀賞 …… 96
（3）佳　作 …… 96
第７　温泉事業 …… 98
1　温泉掘削等申請及び許可状況 …… 98
2　温泉立入検査状況（平成 21 年度） …… 99
3　温泉利用状況 …… 100
（1）浴用・飲用利用分 …… 100
（2）他目的利用分 …… 107
第８　麻薬・向精神薬・覚せい剤 …… 109
1　業種別麻薬取扱者数の推移 …… 109
2　麻薬取扱者立入検査結果の推移 …… 109
3　保健所等別麻薬取扱者及び免許施設数 …… 110

４　保健所等別麻薬等免許申請件数 …… 111
５　麻薬関係立入検査状況 …… 112
６　保健所等別麻薬関係立入検査状況 …… 113
７　麻薬関係事犯 …… 114
（１）麻薬関係事犯の推移 …… 114
（２）麻薬関係事犯の態様 …… 114
８　麻薬廃棄届・事故 …… 115
（１）件　数 …… 115
（２）保健所等別廃棄届・事故件数 …… 115
９　麻薬卸売業者における麻薬譲渡量の推移 …… 115
１０　麻薬中毒者 …… 116
（１）麻薬中毒者通報届出状況 …… 116
（２）麻薬中毒者の状況 …… 116
１１　麻薬・覚せい剤乱用防止運動 …… 117
（１）広報啓発活動 …… 117
（２）一斉立入検査の実施 …… 117
（３）その他の活動 …… 117
１２　不正大麻・けし撲滅運動 …… 118
（１）大麻不正栽培 …… 118
（２）けし不正栽培 …… 118
１３　向精神薬関係立入検査状況 …… 119
１４　保健所等別向精神薬関係立入検査状況 …… 120
１５　向精神薬事故 …… 121
（１）件　数 …… 121
（２）保健所等別事故件数 …… 121
１６　覚せい剤等取扱者 …… 122
（１）覚せい剤等取扱者数の推移 …… 122
（２）保健所等別覚せい剤・覚せい剤原料取扱者数 …… 123
１７　覚せい剤関係立入検査状況 …… 124
１８　保健所等別覚せい剤関係立入検査状況 …… 125
１９　薬物事犯 …… 126
（１）覚せい剤事犯の推移 …… 126
（２）大麻事犯の態様 …… 126
２０　薬物乱用対策実施状況 …… 126
（１）広島県薬物乱用対策推進本部会議及び幹事会議開催状況 …… 126
（２）薬物乱用防止等運動の実施 …… 126
（３）フラワーフェスティバルへの参加 …… 126
（４）「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 …… 127
（５）６２６ヤング街頭キャンペーンの実施 …… 127
（６）広島県薬物乱用防止指導員の活動 …… 128

（7）薬物専門講師の養成 …… 128
（8）薬物相談の窓口の設置 …… 129
（9）薬物相談事業推進連絡会議の開催 …… 129
(10)「ダメ。ゼッタイ。」広島地区対話集会の開催 …… 129
(11) 青少年薬物乱用防止対策事業の実施 …… 130
(12) 講習会の開催 …… 130
(13) 薬物精神衛生講座の開催 …… 130
第９　シックハウス・化学物質過敏症対策 …… 132
保健所等相談状況 …… 132
第10　肝炎対策 …… 134
1　肝炎ウイルス検査事業 …… 134
（1）受検者数及び陽性者数 …… 134
（2）受検率 …… 135
2　肝炎治療特別促進事業 …… 135
（1）肝炎治療受給者証明の発行状況 …… 135
（2）インターフェロン治療受給者証延長治療発行状況 …… 136
（3）肝炎治療指定医療機関等数 …… 137
3　肝疾患診療連携拠点病院事業 …… 137
（1）国立大学法人広島大学病院 …… 137
（2）福山市民病院 …… 137
（3）肝疾患相談室への相談状況 …… 138
4　人材育成・普及啓発事業 …… 138
（1）県民講習会 …… 138
（2）保健指導者人材養成研修 …… 139
（3）かかりつけ医人材育成研修 …… 139
（4）専門医等人材育成研修 …… 139
5　広島県肝炎対策協議会の開催 …… 140
第４編　参考資料
第１　平成２３年度薬務課事務分掌 …… 142
第２　保健所概況 …… 146
1　県立保健所（支所） …… 146
2　政令市等保健所 …… 147
第３　薬務関係業態数 …… 148
第４　薬務関係職員配置状況等 …… 150
1　監視員任命，身分証交付等状況 …… 150
2　試験検査担当 …… 152
第５　附属機関等 …… 153
1　広島県薬事審議会委員名簿 …… 153
2　広島県肝炎対策協議会委員名簿 …… 154
3　広島県麻薬中毒審査会委員候補者名簿 …… 155

4　広島県環境審議会温泉部会委員名簿 …… 155
5　広島県薬物乱用対策推進本部員・幹事名簿 …… 155
6　広島県献血推進協議会委員・幹事名簿 …… 157
7　関係団体等名簿 …… 158
第６　表　　彰 …… 160
1　厚生労働大臣表彰 …… 160
2　厚生労働大臣感謝状 …… 160
3　厚生労働省医薬食品局長感謝状 …… 160
4　知事表彰 …… 160
5　知事感謝状 …… 160
第７　関係条例 …… 161
1　広島県薬事審議会条例 …… 161
2　広島県麻薬中毒審査会条例 …… 163

第１編　　グラフで見る薬務事業

第１　グラフで見る医薬品関連産業

１　薬局・医薬品販売業態数の推移

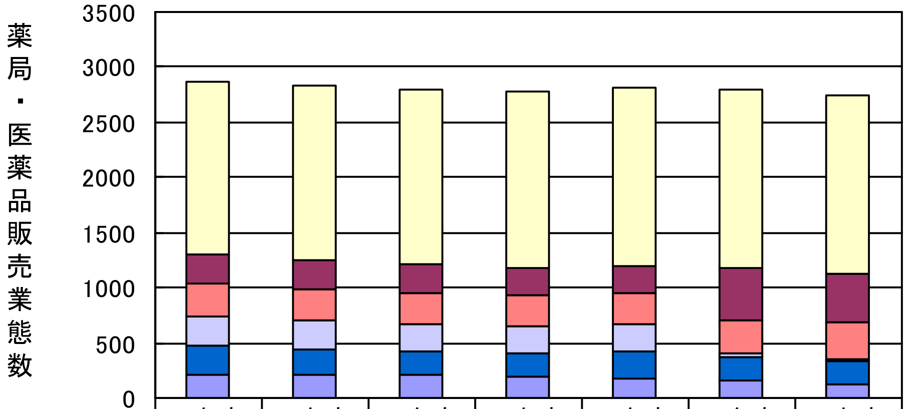

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
薬局	1,569	1,585	1,579	1,588	1,621	1,621	1606
店舗販売業(注1)	261	256	254	248	238	479	451
卸売販売業(注2)	297	293	286	285	284	303	328
薬種商販売業(注3)	270	267	252	249	248	18	25
配置販売業	257	214	213	211	241	216	207
特例販売業(注4)	219	218	205	191	184	162	123

（注１）　平成２０年度までは，第３２次改正(平成１８年６月１４日法律第６９号)（以下改正法という。）による改正前の薬事法（昭和３５年法律第１４５号）(以下旧法という。)の一般販売業の数である。平成２１年度以降は，改正法附則(以下単に「附則」という。)第２条の規定により，引き続き一般販売業の許可に係る業務を行う者（以下「既存一般販売業」という。）及び附則第５条の規定により，従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存薬種商」という。）を含む。

（注２）　平成２０年度までは，旧法による卸売一般販売業で，一般販売業の再掲である。

（注３）　平成２１年度以降は，附則第８条の規定により，従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

（注４）　改正法附則第１４条又は第１５条の規定により，従前の例により引き続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

２　広島県内の医薬品及び医療機器等の生産額

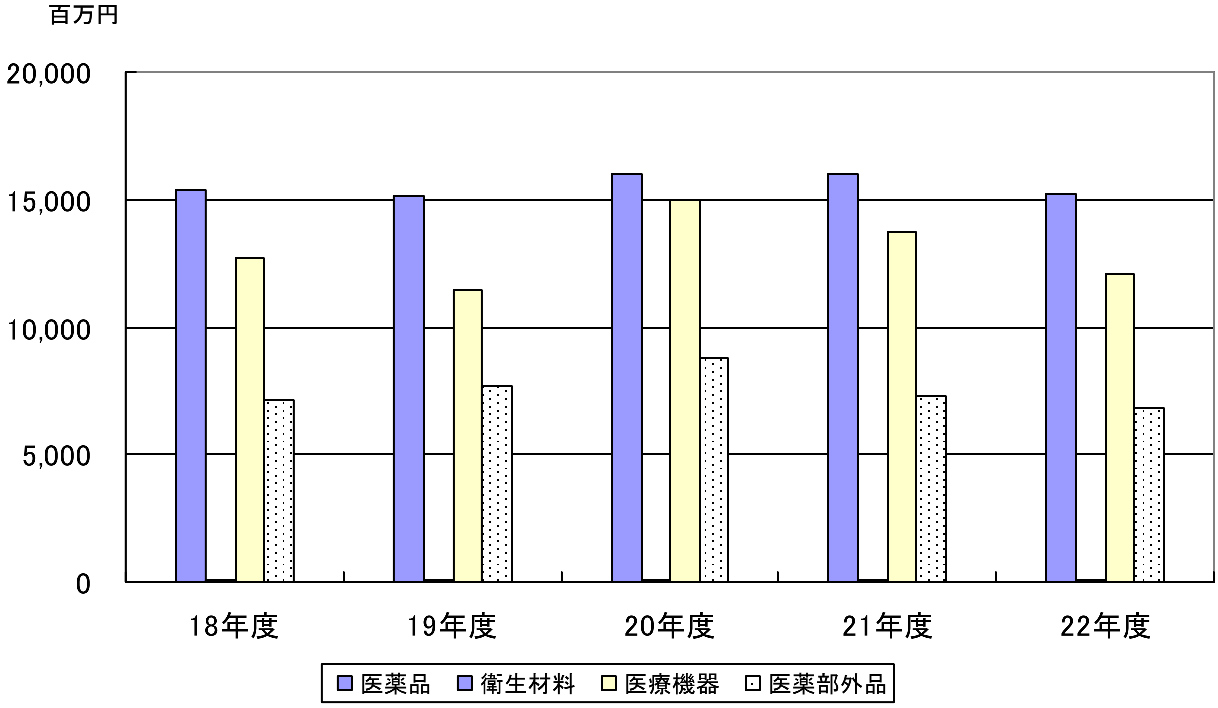

3　医薬品等の製造業施設数・生産(製造)額の推移

（１）医薬品等の製造業施設数

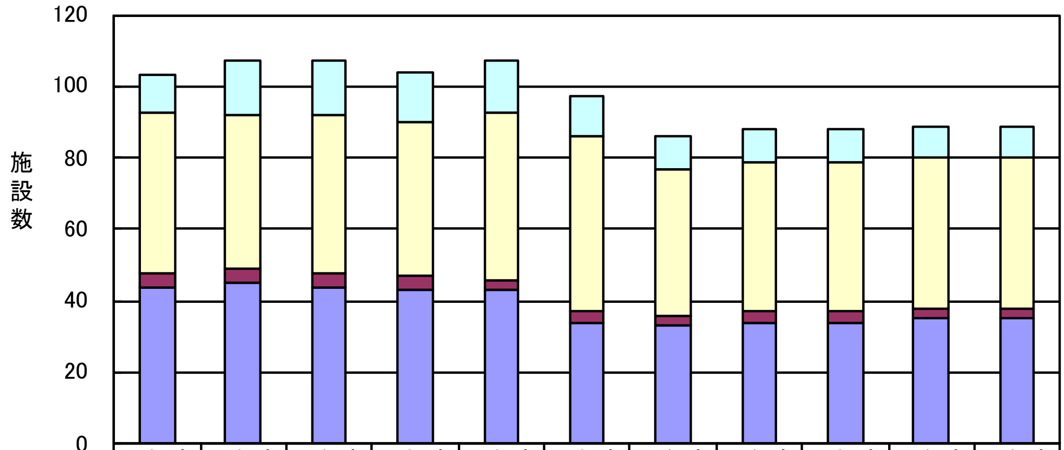

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
医薬部外品	10	15	15	14	14	11	9	9	9	9	9
医療機器	45	43	44	43	47	49	41	42	42	42	42
衛生材料	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
医薬品	44	45	44	43	43	34	33	34	34	35	35
計	107	107	107	104	107	97	86	88	88	89	89

（２）医薬品等の生産（製造）額

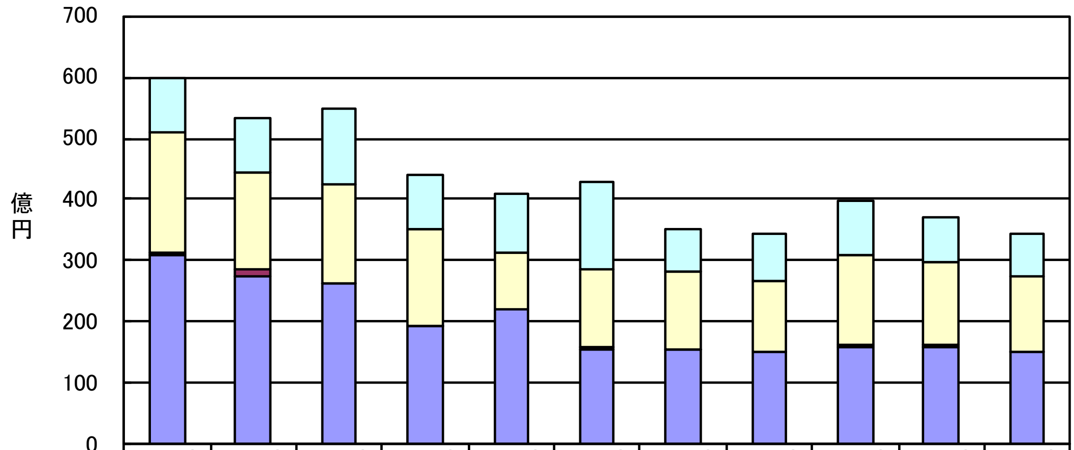

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
医薬部外品	87	90	123	89	97	140	71	77	88	73	68
医療機器	195	160	164	157	92	131	127	114	150	137	121
衛生材料	4	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
医薬品	311	276	262	194	220	156	154	151	160	160	152
計	597	608	560	441	410	429	353	343	399	371	342

※医薬品等の製造業施設数・生産(製造)額については，厚生労働省の薬事工業生産動態統計調査による。

第２　グラフで見る広島県の献血

１　献血者の推移（広島県）

（単位:人）

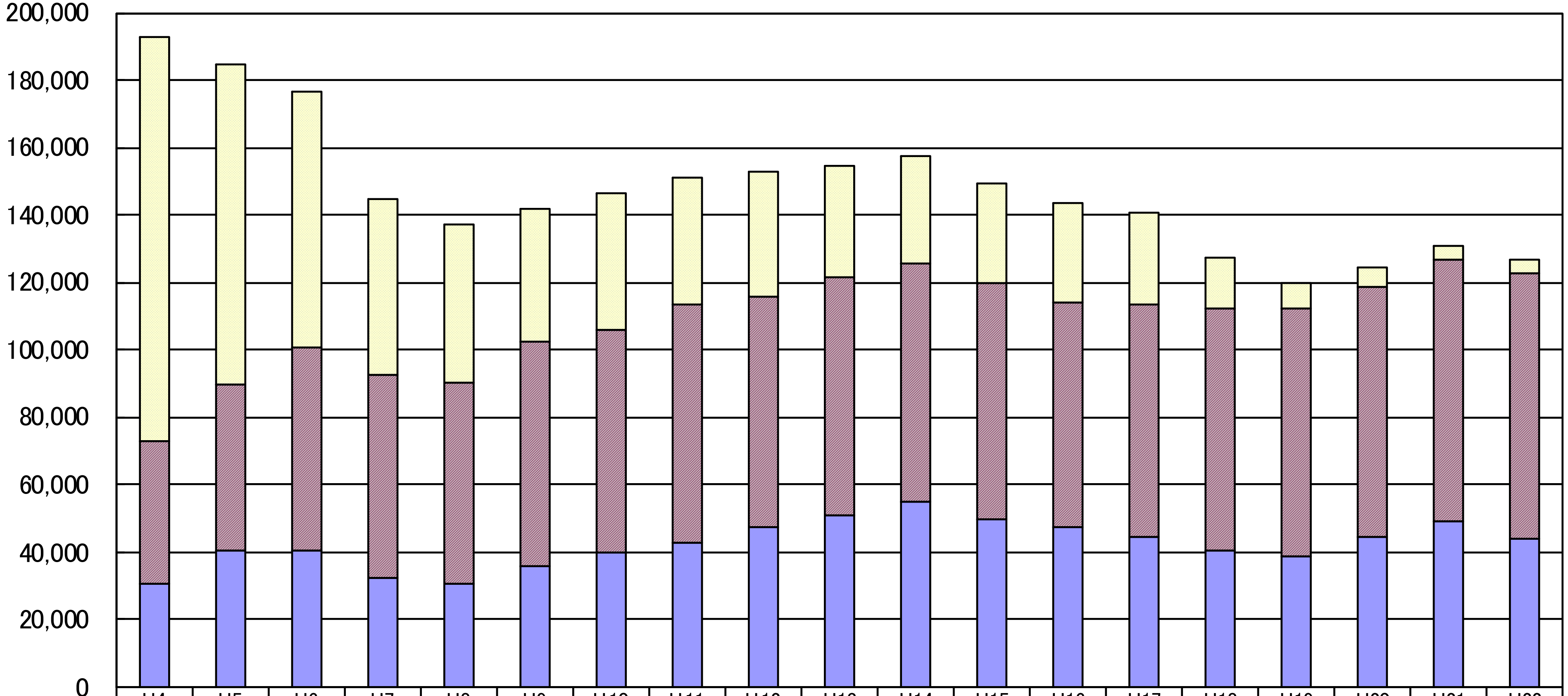

	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
200mL献血	120,060	95,138	75,873	52,349	47,051	39,553	40,279	37,746	36,874	33,064	32,033	29,783	29,324	27,032	15,086	7,834	5,718	4,008	4,183
400mL献血	42,536	49,210	60,660	60,192	59,698	66,383	66,133	70,636	68,429	70,751	70,827	69,809	66,952	68,880	71888	73,046	73,868	77,562	78,970
成分献血	30,487	40,363	40,091	32,173	30,514	36,003	39,834	42,710	47,414	51,067	54,697	49,801	47,322	44,523	40,146	38,964	44,568	49,247	43,663

２　400mL 献血及び成分献血の状況(平成 22 年度)

（１）各都道府県の全献血者数に占める 400mL 献血者の割合

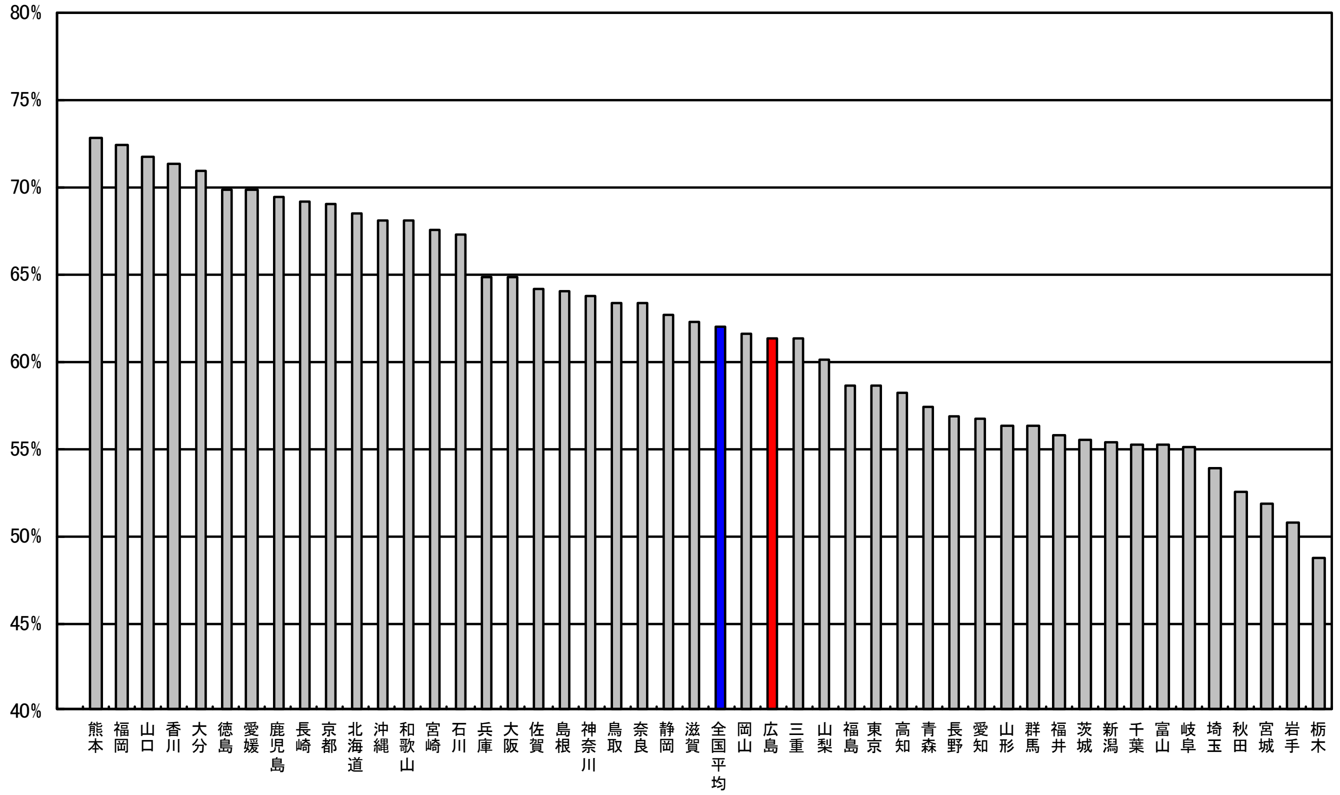

（２）各都道府県の全献血者数に占める成分献血者の割合

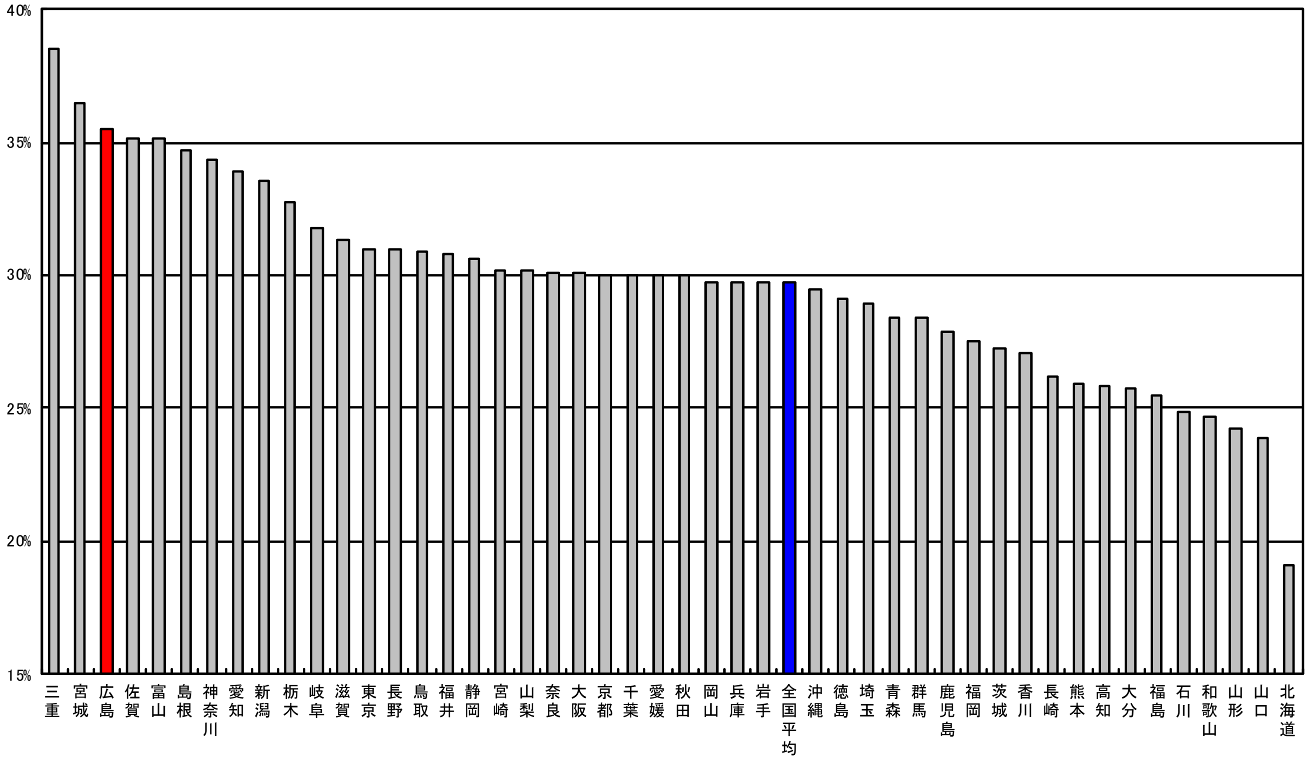

第３　薬事情報センターの利用状況

１　利用件数

（平成 22 年４月～平成 23 年３月）

	薬事情報提供	広島中毒１１９番情報提供	小　　計
電話による情報提供	８４８	１８８	１，０３６
留守番電話	－	１	１
ＦＡＸ送信	４，５２４	１	４，５２５
合　　計	５，３７２	１９０	５，５６２

２　広島中毒１１９番質疑応答状況

急性中毒	医薬品	２７
	石鹸・洗剤	１３
	たばこ	８
	化粧品	１３
	文具類	１１
	化学薬品	４
	殺虫剤	７
	防虫剤	３
	乾燥剤	１３
	漂白剤	５
	その他	４７
	小計	１５１
急性中毒以外		３７
計		１８８

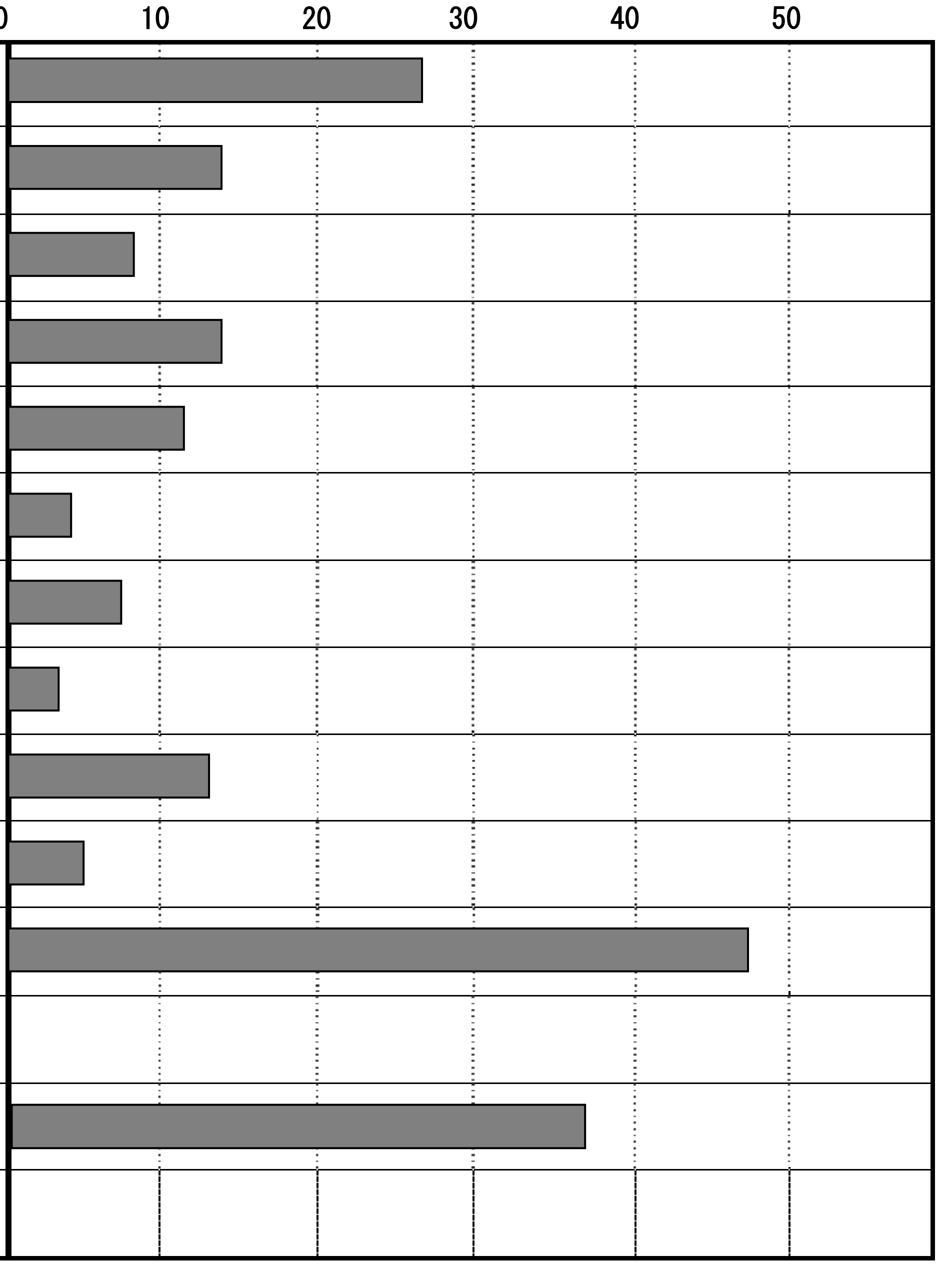

※（社）広島県薬剤師会調べ

第２編　事　業

第１　行政機構

１　主要な機構の変遷

昭和 21 年 11 月 18 日	地方官官制改正により衛生部が設置された。 衛生総務課，公衆衛生課，予防課，防疫課，医務課，薬務課（6 課）
昭和 23 年　5 月 18 日	地方自治法の施行，保健所法の改正等により国の行政事務が大幅に地方公共団体へ移譲されたため，衛生部各課が統合された。 医務課，公衆衛生課，予防課，薬務課（４課）
昭和 23 年 10 月　1 日	薬務課の組織 庶務係，医材係，薬事係，麻薬係，衛生試験係（５係）
昭和 25 年　4 月　1 日	昭和 24 年 10 月 31 日　本庁各課の係設置規程が公布され，各課の係の名称が新たに定められ，また昭和 25 年 1 月 1 日県規則第 3 号により広島県行政組織規制が公布された。庶務係，薬事係，医材係（３係１６名）
昭和 26 年 10 月　1 日	医材係を生産指導係に改称した。
昭和 28 年　4 月　1 日	麻薬取締法の施行，大麻取締法の改正等に伴い薬務課に麻薬係が設置された。（４係）
昭和 42 年　4 月　1 日	予算経理の集中管理化に伴い，医務課に予算係が設置された。 ※　昭和 48 年 4 月 1 日広島市の合併に伴い業務量の増大により定員 1 名増員（17 名） ※　昭和 49 年 4 月 1 日有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に伴う定員 1 名増員（18 名）
昭和 51 年　4 月　1 日	広島県部設置条例の一部改正により，部の名称が環境保健部に変更された。
昭和 53 年　4 月　1 日	広島県行政組織規則の一部改正により，庶務係が廃止された。（３係）
昭和 58 年　4 月　1 日	定員 1 名減員（17 名）
昭和 63 年　4 月　1 日	定員 1 名減員（16 名）
平成　4 年　4 月　1 日	広島県部設置条例及び広島県行政機関設置条例の一部改正により，部の再編整備が行われ，福祉保健部が設置された。
平成　7 年　4 月　1 日	生産指導係を製薬振興係に改称した。
平成　8 年　4 月　1 日	定員 1 名増員（17 名）
平成 10 年　4 月　1 日	定員 1 名減員（16 名）
平成 13 年　4 月　1 日	政策形成や意思決定の迅速化，権限と責任の明確化及び職員の総戦力化を図るため，課長補佐などの中間職の廃止，施策のまとまりに応じた「総室」の設置と小規模な室制への移行を内容とする本庁の組織改正（組織のフラット化）がされた。 福祉保健部薬務課（３係 16 名）→福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室（３グループ 14 名）
平成 18 年　4 月　1 日	本庁の組織改正が行われ，「総室」制から「局」制に移行した。 福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室→福祉保健部保健医療局薬務室（３グループ 14 名）
平成 20 年　4 月　1 日	本庁の組織改正が行われ，「部」制から「局」制に移行した。 福祉保健部保健医療局薬務室→健康福祉局保健医療部薬務課（３グループ 15 名）
平成 21 年　4 月　1 日	定員 1 名減員（14 名）

平成 23 年　４月　１日	本庁の組織改正が行われ，「部」制が廃止された。 健康福祉局保健医療部薬務課→健康福祉局薬務課 肝炎対策グループが新設された。 （４グループ 17 名）

2　健康福祉局行政機構図

(平成23年4月1日現在)

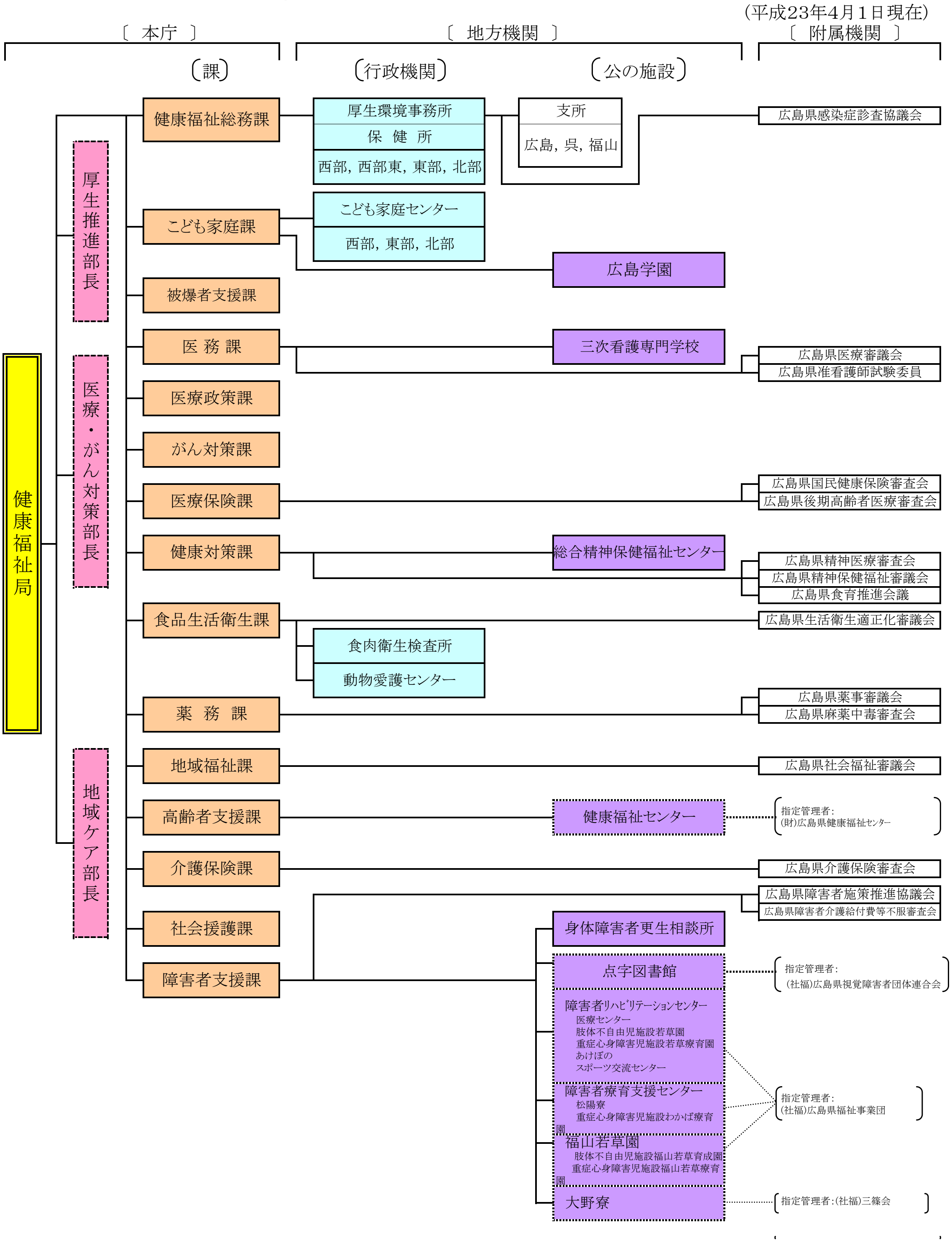

3　薬務課現員

(平成２３年４月１日現在)

区　　分	事務吏員	技術吏員	そ　の　他	計
現　　員	3	１４	0	１７

第２　年間行事等

１　平成 22 年度薬務課関係行事

年　月	行 事 ・ 主 な で き ご と	時　　期
22 年４月	自生けし撲滅運動	1 日～6 月 30 日
	広島県薬物乱用防止指導員協議会理事会	9 日
	保健所等薬務主管課長会議（県庁）	21 日
	保健所・政令市薬務担当者会議（県庁）	22 日
５月	不正大麻・けし撲滅運動	1 日～6 月 30 日
	献血推進パレード（フラワーフェスティバル）	3 日
	薬物乱用防止啓発イベント（フラワーフェスティバル）	3 日
	広島県薬物乱用防止指導員広島市地区協議会理事会	7 日
	血液関係中四国ブロック会議（徳島）	27 日
	薬物乱用防止指導員地区協議会総会・研修会（２地区）	27,28 日
	平成 22 年度インフォメーションプラザ総会(国際H)	31 日
６月	農薬危害防止運動月間	1 日～8 月 31 日
	中国地区麻薬取締協議会・麻薬取締員会議（鳥取市）	3,4 日
	広島県製薬協会総会（メルパルク広島）	8 日
	農薬危害防止講習会（5 会場 541 名参加）	7,10,17,24,7 月 5 日
	薬物乱用防止指導員地区協議会総会・研修会（７地区）	8～11,16～18 日
	広島県環境審議会温泉部会	14 日
	広島県薬物乱用対策推進本部幹事会議（県庁）	15 日
	全国薬事監視等担当係長会議（東京）	18 日
	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	20 日～7 月 19 日
	６２６ヤング街頭キャンペーン	27 日
７月	愛の血液助け合い運動月間	1 日～31 日
	献血推進街頭啓発（広島市，福山市，尾道市）	1 日，21 日
	薬物乱用防止啓発ポスター審査会（県庁）	14 日
	広島県薬物乱用対策推進本部会議（鯉城会館）	15 日
	中国・四国ブロック司法警察業務実務研修（高松市）	21～23 日
	広島県献血推進大会（鯉城会館）	22 日
８月	登録販売者試験（県立総合体育館）	17 日
	中国地区薬務主管課長会議（鳥取市）	30 日
	献血推進ポスター展示（県庁）	30 日～9 月 3 日
９月	無承認無許可医薬品実態調査	1 日～12 月 24 日
	医薬品等一斉監視指導	1 日～12 月 24 日
	献血推進ポスター展示（西部保健所呉支所）	6 日～22 日
	毒物劇物取扱者試験（安田女子大学）	8 日
	薬物相談事業推進連絡会議	10 日
	インフルエンザワクチン需給調整連絡会（県庁）	17 日

年　月	行 事 ・ 主 な で き ご と	時　　期
9月	薬草に親しむ会（大竹市 205名参加）	20日
	薬物中毒対策連絡会議（岡山市）	27日
	薬物再乱用防止講習会（岡山市）	28日
	薬物乱用対策推進地方本部全国会議（東京都）	29日
10月	麻薬・覚せい剤乱用防止運動	1日～11月30日
	薬物乱用防止啓発用ポスター展示（県庁ギャラリー）	1日～15日
	献血推進ポスター展示（東部保健所福山支所）	4日～15日
	第1回全国薬務主管課長協議会ブロック幹事会（長野市）	7日
	第1回全国薬務主管課長会議・協議会（長野市）	8日
	麻薬取締員研修会（東京都）	14日～29日
	薬と健康の週間	17日～23日
	薬物乱用防止指導員中堅研修会（東京都）	20,21日
	献血推進担当者会議（県庁）	21日
	登録販売者協会全国統一講習会（広島市93名参加）	22日
	中国四国九州温泉主管課長会議（佐賀市）	29日
11月	医療機器一斉監視指導	1日～2月28日
	麻薬・覚せい剤乱用防止運動中四国大会(松江市)	12日
	医薬品製造販売業者等管理者講習会（医薬部外品・化粧品，医療機器）	18日
	医薬品製造販売業者等管理者講習会（医薬品，医療用ガス）	19日
	広島県薬事衛生大会（広島市）	25日
	毒物劇物業務上取扱者立入検査	22日～3月4日
12月	広島県環境審議会温泉部会	1日
	第78回インフォメーションプラザ（三原市）	7日
	医療用麻薬等指導監督者業務研修会（東京都）	8日～10日
	「ダメ。ゼッタイ。」尾三地区対話集会（尾道市）	12日
	薬物専門講師講習会（福山市）	15日
	薬物専門講師講習会（広島市）	16日
23年1月	はたちの献血キャンペーン	1日～2月28日
	薬物依存症者の家族を持つ子ども支援のための研修会（県庁）	17日
	献血推進ポスター展示（大竹市）	17日～28日
	がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講演会（岡山市）	22日
	中国地区無承認無許可医薬品等広告監視研究会（鳥取市）	31日
2月	中国5県薬事・毒物劇物担当係長会議（鳥取市）	2日
	薬事薬学講習会（福山市，広島市107名参加）	17,25日
	県合同輸血療法委員会・情報交換会（広島市）	26日
	生活衛生関係技術者担当者研修会（東京都）	28日

年　月	行 事 ・ 主 な で き ご と	時　　期
3月	薬物乱用防止指導員全国交流会議（東京都）	1,2日
	第79回インフォメーションプラザ（愛媛県今治市）	8日
	薬物相談事業推進連絡会議（県庁）	3日
	薬事・環境衛生監視員等調査研究発表会（県庁）	4日
	第2回全国薬務主管課長協議会ブロック幹事会（東京）	7日
	第2回全国薬務主管課長会議・協議会（東京）	8日
	医薬分業指導者協議会（東京都）	11日
	シックハウス症候群・化学物質過敏症対策推進会議（県庁）	17日
	広島県献血推進協議会（日本赤十字社広島県支部）	25日

２　平成 22 年度の国の主な動き

時　　　期	主　な　動　き　と　概　要
平成 22 年 4 月	◎　肝炎医療費助成の拡充 ・自己負担限度額の引下げ 所得に応じ，1・3・5 万円を，原則 1 万円に引下げ（但し，上位所得階層 2 万円） ・Ｂ型肝炎の核酸アナログ製剤治療への助成開始 ・インターフェロン治療に係る利用回数制限緩和
5 月	◎「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言)」の取りまとめ(H22.5.14)
7 月	◎　薬物乱用対策推進会議で「薬物乱用防止加速化プラン」策定
8 月	◎　省令改正により，薬事法規定の指定薬物に合成大麻成分 2 物質を含む 5 物質を追加指定 ◎　国は，PIC/S 加盟を前提に本邦医薬品 GMP 基準や査察手法を検証して国際整合化を図るため，「GMP 調査体制強化検討会」を設置(H22.8.23) ◎　医療上必要性の高い未承認薬や適応外薬の開発促進に資するため，初めて公知申請に関する事前評価を実施(H22.8.30)
9 月	◎　向精神薬等の処方箋確認の徹底等について通知発出 ・自殺対策及び大阪で発覚した不正受給問題への対処
10 月	◎　医薬品・医薬部外品製造販売業者等におけるコンピュータ化システム適正ガイドライン制定(H24.4.1 適用開始)(H22.10.21)
平成 23 年 1 月	◎　輸出用医薬品等の証明書の発給手続きの改定(H23.1.28)
3 月	◎　東日本大震災発生(医療支援，医薬品等需給対策等を実施)(H23.3.11) ◎　再審査中の新医薬品(初回の GMP 定期適合性調査を受けたものに限る)の調査権限を都道府県知事に移譲(H23.3.24) ◎　第 16 改正日本薬局方告示（4 月 1 日施行）(H23.3.34) ◎　麻向法省令改正 ・　向精神薬ブプレノルフィンの経皮吸収型製剤の販売に伴い，事故届の規定を改正

第３　平成22年度の事業

１　薬事

⑴　医薬品等の品質，有効性及び安全性を確保するため，製造販売業及び販売業等に対し，立入検査及び医薬品等の収去検査を実施するとともに，講習会等において法令の周知に合わせてGMP/QMS等に基づく適正な製造管理を指導し，医薬品等の品質確保を行った。

　また，いわゆる健康食品については，その販売方法・広告等が薬事法に違反する事例が後を絶たないため，痩身効果又は強壮効果等を標ぼうする製品の実態調査及び買上げた健康食品の成分検査を行い，違反品への措置等の法令遵守の徹底を図った。

⑵　(社)広島県薬剤師会が，県民に「薬の正しい知識」を普及啓発するために「薬と健康の週間」の期間中に実施した「くすりと健康の相談窓口」の開設及び地域の保健衛生の向上を図るため設置している薬事衛生指導員の資質向上講習会等の事業費を補助した。

　また，(社)広島県医薬品登録販売者協会が行う薬事薬学講習会の開催費の補助を行い，薬事関係団体の育成に努めた。

⑶　薬事法第８条の２の規定に基づき，すべての薬局に薬局機能情報の報告を求めるとともに，その情報を県ホームページで公表し，医療を受ける者の薬局の適切な選択の支援を行った。

○公表している薬局機能情報

●基本情報

薬局の名称，薬局開設者，薬局の管理者，薬局の所在地，電話番号及びファクシミリ番号，営業日及び営業時間

●基本情報以外の情報

薬局へのアクセス，障害者に対する配慮等の薬局サービス等，費用負担，
薬剤服薬歴管理の実施の有無等の業務内容・提供サービス，
処方せんを応需した患者数等の実績・結果等に関する事項

⑷　一般用医薬品の販売に従事する登録販売者に係る「登録販売者試験」を実施した。

２　医薬品の適正使用

⑴　医薬品の適正使用の推進

　薬理作用の強い医薬品や使用方法が複雑な医薬品の増加及び高齢化に伴う複数診療科受診や合併症による多剤併用や長期投与が増加しているため，医薬品の適正使用の推進が重要な課題となっている。

　このため，医療関係者及び薬局が患者の医薬品情報を共有する連携体制の整備を図るとともに，県民に医薬品の適正使用の啓発を行い，安心して医薬品が使用できる医療体制の構築に努めた。

　また，「広島県後発医薬品使用推進協議会」が平成 22 年 3 月に策定した「後発医薬品使用推進プログラム」に基づき，県内各保健所及び㈳広島県薬剤師会に相談窓口を設置するとともに，啓発用資材を作成配布するなど後発医薬品使用推進を図った。

⑵　医薬分業

　患者にとって医薬分業のメリットは，重複投薬や医薬品の飲み合わせの防止，服薬指導を

薬剤師が行うことによって，医薬品の適正使用を図り，安全性を確保することである。このためには，身近な信頼される「かかりつけ薬局」による面分業の推進を図る必要がある。

本県においては，平成21年度の処方せん受け取り率が61.9%で全国平均の60.7%を上回っている。また，処方せん枚数の増加に伴い保険薬局が逐年増加している。

県では，関係団体（医師会，歯科医師会，薬剤師会等）と連携を図り，「かかりつけ薬局」による処方せん受け入れ体制の整備や「お薬手帳」の県民への普及啓発活動を行い，医薬分業の推進に努めた。

3　毒物・劇物

(1) 毒物劇物はその取扱方法によっては，保健衛生上，極めて大きな危害を及ぼすおそれがあるため，毒物劇物製造（輸入）業，販売業及び業務上取扱者等に対し，立入検査を実施した。

(2) 農薬危害防止運動の事業の一環として，農薬取扱者等を対象とした講習会を開催し，法令遵守の徹底及び農薬に関する正しい知識の普及を図った。

(3) 毒物劇物による事故・事件を未然に防止し，かつ，適正な取扱いを推進するため，県内の毒物劇物製造（輸入）業者，販売業者及び運搬業者が平成6年に設立した広島県毒物劇物安全協会の会員に対し，研修会を開催した。

4　家庭用品

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき，家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため，規制対象家庭用品の試買検査を実施し，不良家庭用品の排除に努めた。

なお，同法第２条第２項の政令で定める物質（有害物質）は現在20物質である。

5　製薬振興

(1) 医薬品等製造販売，製造及び品質管理指導

ア　医薬品等の製造販売承認，許可事務

平成 17 年度に改正された薬事法は，新たに製造販売業者が位置付けられるなどの大きな改正を伴ったが，その後の全国の対応事例等を基にして，医薬品等製造販売業及び製造業に対する指導を充実させた。

イ　医薬品等の製造販売管理及び品質管理（GMP／QMS，GQP，GVP）

医薬品等の品質・有効性及び安全性を確保するためには，製造から流通，販売に至るまでの厳しい管理が必要である。このため，H17 年の改正薬事法で導入された製造販売業における GQP（品質管理の基準）・GVP（製造販売後安全管理の基準）について，より一層適正な対応が図られるよう，関係業者を対象とした講習会及び収去検査を実施した。

(2) 毒物劇物製造業関係

毒物劇物製造業（輸入業を含む。）の登録申請が適正に行われるよう指導し，迅速な事務処理及び厚生労働省が作成した毒物等の基礎データを関係者と共有することにより危機管理体制の充実強化を図った。

毒物劇物製造業（輸入業を含む。）の県知事登録分の権限を，呉市及び福山市については平成20年４月１日，広島市分については平成20年10月１日から権限移譲している。

⑶ 薬事経済調査委託事業

医薬品等の適正な生産と健全で円滑な流通を確保するため，厚生労働省の委託を受けて各種調査を実施した。

⑷ 予防医材の供給

感染症予防に必要なワクチンや緊急治療用血清の確保を図るため，需要の動向を把握し需給調整に努めるとともに，特に緊急性の高いワクチン等については２カ所に備蓄し，患者発生時に迅速に提供できる体制を整備した。

また，季節性インフルエンザに対応するため，インフルエンザワクチンの安定供給が図られるよう，平成22年9月17日に医師会及び医薬品卸業者等の関係者等で組織した「広島県インフルエンザワクチン需給調整連絡会」を開催するとともに，県内の医薬品卸業者等を対象としたワクチンの定期在庫調査を概ね隔週で10月から1月まで実施し，その内容を関係者間で共有するなどワクチンの需給調整に努めた。

⑸ 毒物中毒治療薬備蓄事業

毒物中毒患者発生時における治療薬で，流通量の少ない医薬品を確保し，県内２カ所に備蓄し，患者発生時に迅速に提供できる体制を確保している。

⑹ 医薬品関連産業活性化対策

医薬品関連産業は，知識集約型，省資源型の産業として今後の成長が大いに期待されるところであり，その健全な育成を図ることは，本県の産業振興はもとより，県民医療の面からも極めて重要である。

県としては，医薬品関連産業の一層の振興を図るため，昭和59年度の「広島県医薬品関連産業活性化懇談会」の提言に基づき，次のような活性化事業を進めている。

ア　インフォメーションプラザ

イ　薬事指導機能の強化

⑺ 災害時医薬品等確保・供給体制整備事業

災害対策基本法第40条の規定により作成された「広島県地域防災計画（昭和38年6月策定）」に基づく「広島県災害対策運営要領（昭和42年8月策定）」の中で，薬務課は「医療資材班」として災害救急用医薬品，衛生材料及び防疫医材の確保並びに補給配布を担っている。このため，災害時における医薬品，衛生材料及び医療機器等を十分に確保し円滑な供給を行うことを目的として，広島県医薬品卸協同組合等の関係者と連携について協議するなど危機管理体制の充実を図った。

⑻ 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの発生に備え，抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うこととし，成18年度からの継続事業として，平成22年度までに抗インフルエンザウイルス薬を46万9千人分（タミフル43万9千人分，リレンザ3万人分）備蓄した。

6　血液確保対策

⑴ 献血の普及啓発

平成22年度の広島県の献血者数は，県内人口の約4.4％に当たる126,816人で，平成22年度献血推進計画の目標数に対しては101.9％であった。目標献血量49,095ℓについても，44,000ℓ（89.6％）を確保できた。

また，「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき，「平成 23 年度広島県献血推進計画」を 3 月に策定し，より一層 400ml・成分献血の推進を図るとともに，若年層への献血普及啓発の強化，献血推進組織の育成等を実施事項として，関係者への周知及び計画達成のための協力要請を行った。

平成 22 年 7 月には，広島県献血推進大会を開催し，献血推進に功労のあった団体等に対し表彰を行うとともに，広く県民に献血思想の普及を図った。

⑵ 血液製剤使用適正化の推進

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」には，血液製剤自体の安全対策に加えて「血液の安定供給」が最重要課題と位置付けられている。また，今後の少子高齢化の急激な進展や若者の献血離れに伴う供給不足が懸念されている。このため，献血の更なる推進とともに安全で適正な輸血療法の実践を課題として，平成 23 年度に輸血療法を行う県内各医療機関の輸血療法委員会の責任者等による広島県合同輸血療法委員会を設置することとし，この委員会の準備委員会を２月に開催した。

7 温泉

本県における温泉は，中生代後期の広島花崗岩中であり，大部分がラドン含有放射能泉で，県内全域にわたって広範囲に分布している。

近年，温泉を巡る状況は，社会環境やライフスタイルの変化により活発，多様化しており，さらに，温泉施設が，高齢社会へ向けて温泉の療養，保養及び休養の場として位置付けられるようになり，温泉の掘削，利用施設の拡充が図られている。

このような状況の中，平成 19 年 5 月 28 日に温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止することを目的として温泉法が改正され，温泉成分の定期的な分析及び公表の義務付け，掘削・増掘等の許可の基準，県知事による緊急措置命令，温泉の採取の許可制度等が追加された。

このため，県内では，天然ガスを含むような地層に遭遇する可能性は極めて低いが，温泉法の改正の趣旨について関係者に対して周知徹底を図るとともに，関係する指導を行った。

なお，旅館業及び公衆浴場業等の温泉利用施設に対し，適正な掲示や過剰揚湯の防止，正しい温泉利用等についても引き続き指導した。

8 麻薬・向精神薬・覚せい剤

⑴ 立入検査等

平成 22 年中に実施した麻薬関係立入検査については，対象事業所 2,799 箇所中延べ 781 箇所に対して立入検査を実施（実施率 27.9%）した結果, 48 箇所に違反（違反率 1.7%）が発見された。その主なものは，管理・保管関係 19 件，帳簿関係 14 件などとなっている。

向精神薬関係立入調査については，対象事業所 6,731 箇所中延べ 954 箇所に対して立入検査を実施(実施率は 14.2%)した結果，45 箇所に違反(違反率 6.7%)が発見された。記録関係 43 件などとなっている。

覚せい剤関係立入検査については，対象事業所 6,461 箇所中延べ 954 箇所に対して立入検査を実施(実施率は 14.8%)した結果，14 箇所に違反(違反率 2.2%)が発見された。保管・管理関係 3 件などとなっている。

⑵ けし・大麻対策

けし・大麻については，特に観賞を目的としたけしの不正栽培が多く，このためけしの開花期に合わせて「不正大麻・けし撲滅運動」を実施し，不正栽培防止の徹底を図るとともに，自生けしについては，この運動期間中に抜取り等による除去対策を実施した。

⑶ 薬物乱用対策

平成 22 年中に県内において覚せい剤事犯で検挙された者は 192 名(前年 176 名)で，前年に比べ 16 名増加した。広島空港では 9 月に密輸入を摘発し，2kg を押収した。

第三次覚せい剤乱用期がなお続いており，大きな社会問題となっている。特に，首都圏等大都市を中心として，中学生・高校生等の低年齢層への乱用が広まっており，地方都市へも波及している。

大麻の乱用については，県内でも中学生・高校生が検挙されるなど増加傾向にあり，平成 22 年中の検挙者数は 40 名（前年 48 名）と 8 名減少したものの，依然高水準である。県内では大学生 1 名が栽培により検挙された。

このような状況の中，国においては，7 月に「薬物乱用防止戦略加速化プラン」を策定し，諸施策を加速化することとしたため，本県でも，広島県薬物乱用対策推進本部を中心に関係機関・団体が連携を取り，青少年に対する指導・啓発運動を中心とした総合的な広報啓発活動，取締活動等の推進を加速化させるとともに，広島県薬物乱用防止指導員 388 名を県内全域に配置し，地域に密着した啓発活動を実施している。

また，保健所・支所に覚せい剤等薬物相談窓口を設置して，住民からの相談等に応じるとともに，広島刑務所の薬物事犯の受刑者に対して精神衛生講座を行うなどきめ細かい啓発活動に努めたところである。

さらに，平成 11 年度から，学校や家庭における薬物乱用防止教育の一層の充実を図るため，学校薬剤師や広島県薬物乱用防止指導員等の中から薬物専門講師を養成している。

また，薬物乱用を地域社会から追放し，薬物乱用を許さない社会環境づくりを目的として，薬物乱用防止指導員，中高校生，大学生，保護者，教職員等の参加を得て，「ダメ。ゼッタイ。」尾三地区対話集会を 12 月に開催した。

⑷ 麻薬取締員による捜査

厚生労働省中国四国厚生局麻薬取締部（麻薬取締官）と連携して，麻薬・覚せい剤等の薬物事犯に対する取締りの徹底を図った。

9　シックハウス症候群・化学物質過敏症対策

近年，家庭用品，建材等から室内空気中に発散する化学物質による健康への影響が注目され，いわゆる「シックハウス症候群」やいわゆる「化学物質過敏症」として社会問題化する様相を見せてきた。国では，ホルムアルデヒドなど 13 物質の指針値及びそれについての標準的測定方法等を策定するなど，室内空気中の化学物質による健康被害を防止するための対策を推進している。

広島県では，健康福祉局をはじめ，都市局や教育委員会など関係部局による「広島県シックハウス症候群・化学物質過敏症対策連絡会議」を平成 12 年度に設置し，毎年この会議を開催し，情報の共有化や対応の協議を行っている。

10　肝炎対策

肝炎ウイルス持続感染者（キャリア）はＢ型，Ｃ型合わせて国内に220万人から340万人程度存在すると推定され，長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんに移行することが指摘されている。

しかし，自覚症状に乏しいことから，肝機能に異常が出てから医療機関を受診すると既に肝硬変・肝がんに移行しているケースが少なくなく，国民への正しい知識の普及啓発，検診受診率の向上，検査で要診療と診断された者への保健指導，専門医療機関の整備が指摘されている。

このため広島県では肝疾患の専門医等で構成する肝炎対策協議会を設置し，広島県の現状と課題を整理し，肝炎対策の諸施策を推進している。

(1) 肝炎対策事業

肝炎対策協議会の設置，肝疾患診療支援ネットワーク体制の充実，肝疾患診療拠点病院の運営，県民への普及啓発，保健指導者の人材育成のための研修会の実施等，総合的な肝炎対策を推進している。

区　分	内　　容
総合的な推進体制の強化	○肝炎対策協議会の設置
肝疾患診療連携拠点病院の機能の充実・強化	○肝疾患診療連携拠点病院等連絡会の運営 ○肝疾患相談室の運営 ○医療従事者研修
人材育成	○保健指導者への研修 ○かかりつけ医等への研修
普及啓発活動	○肝炎に関する正しい知識の普及啓発 ○肝炎ウイルス検査の受診推奨

(2) 肝炎ウイルス検査・治療費助成事業

早期発見・早期治療体制を充実させるために，保健所で実施している検査に加え，医療機関に委託し肝炎ウイルス検査を実施する。

また，根治療法として急速に進展しているインターフェロン療法について，高額であることから，平成20年度から治療費の一部を助成し，アクセスを改善することにより，早期治療の促進を図っている。

なお，平成22年度から治療費助成制度について，次の事項を変更し，アクセスの改善を図っている。

○治療費の自己負担限度額の引下げ（1万・3万・5万→原則1万円（上位所得階層：2万円））
○助成対象医療の拡大（B型肝炎患者への核酸アナログ製剤治療を追加）
○制度利用回数の制限緩和（インターフェロン治療について，医学的妥当性が認められる場合は，1人につき1回→2回目の利用を認める）

区　分	内　　　　　容
制度に係る説明会	○肝炎ウイルス治療費等助成制度について，各種関係機関に説明会を実施（対象：保健所・市町，医療機関）
受給資格の審査・受給者証の発行	○当該制度の受給者認定に係る経費 ・認定審査会の開催　　　　・申請受付業務　　等
肝炎ウイルス検査の実施	○無料検査の実施 （実施場所：保健所（支所），委託医療機関）
医療費助成等	○患者の所得階層に応じた一定の自己負担額の上限を超えた額の助成等

(3) フィブリノゲン製剤等によるＣ型肝炎感染対策

平成 19 年 11 月 6 日に厚生労働省がフィブリノゲン製剤納入先医療機関を改めて公表したことに対して県民からの問合せに対応するため，引き続き薬務課及び各保健所等に相談窓口を設置している。

１１　予算決算

(1) 歳　入

平成22年度

科　　　　　目	平成22年度予算額	平成22年度決算額
〈国庫支出金〉		
薬務費負担金		
(麻薬覚せい剤取締指導費)	120,000	0
薬務費委託金		
(薬事経済調査)	1,497,000	1,150,000
(医薬品製造業許可承認事務)	550,000	550,000
感染症予防事業費国庫負担金	425,207,000	423,501,000
〈財産収入〉		
予防医材売払収入	1,707,000	0
〈使用料及び手数料〉		
薬務手数料	77,686,000	31,342,700
〈諸収入〉		
保険料	927,000	937,725
雑収(情報開示手数料)	0	7,700
計	507,694,000	457,489,125

(2-1) 歳　出

（単位:円）

科　目	22年度予算額（最終）	22年度決算額 本庁	22年度決算額 廨	22年度決算額 計	不用額
（薬務費）					
報酬	2,184,000	1,548,970	244,260	1,793,230	390,770
共済費	695,000	589,939	0	589,939	105,061
賃金	2,226,000	2,080,450	0	2,080,450	145,550
報償費	732,000	314,660	148,400	463,060	268,940
旅費	6,060,000			3,489,755	2,570,245
需用費	9,702,000			8,429,949	1,272,051
役務費	1,092,000			798,405	293,595
委託料	3,990,000	1,875,691	0	1,875,691	2,114,309
使用料及び賃借料	2,524,000			1,297,504	1,226,496
備品購入費	152,000	112,481	0	112,481	39,519
負担金補助及び交付金	465,000	438,000	20,000	458,000	7,000
扶助費	161,000	0	0	0	161,000
公課費	26,000	15,000	0	15,000	11,000
計	30,009,000	6,975,191	412,660	21,403,464	8,605,536

（注）職員給与は除く。

(2-2) 歳　出

(単位:円)

科　　　目	22年度予算額(最終)	22年度決算額 本庁	22年度決算額 廨	22年度決算額 計	不用額
(予防費)					
報酬	4,752,000			4,653,000	99,000
共済費	1,301,000			1,301,000	0
報償費	708,000			456,380	251,620
旅費	585,000			399,967	185,033
需用費	875,000			740,746	134,254
役務費	586,000			518,344	67,656
委託料	62,762,000			35,092,345	27,669,655
使用料及び賃借料	347,000			295,953	51,047
扶助費	629,547,000			533,292,239	96,254,761
償還金利子	133,000,000			132,999,843	157
計	834,463,000	0	0	709,749,817	124,713,183

(注)職員給与は除く。

(3) 手数料収納状況（薬務手数料）

（単位:円）

機　関　名	平成22年度
西部保健所	1,908,990
西部広島支所	1,952,250
西部呉支所	1,886,800
西部東保健所	2,691,580
東部保健所	4,288,240
東部福山支所	2,726,880
北部保健所	1,539,400
薬　務　課	50,410,800
合　　計	67,404,940

(4) 補助金等交付状況

（単位：円）

名　　称	交付又は委託団体	平成22年度予算額	平成22年度決算額	摘　要
（補助金・交付金）				
広島県献血推進大会運営費補助金	広島県献血推進協議会	100,000	100,000	
薬事衛生指導員育成指導事業補助金	(社)広島県薬剤師会	121,000	121,000	
広島県医薬品登録販売業者講習会補助金	(社)広島県医薬品登録販売者協会	100,000	100,000	
くすりと健康相談窓口事業補助金	(社)広島県薬剤師会	107,000	107,000	
計		428,000	428,000	
（委託料）				
医薬品検査業務委託料	(社)広島県薬剤師会	786,000	891,360	
家庭用品検査業務委託料	(社)広島県薬剤師会	127,050	127,050	
毒物及び劇物に係る検査業務委託料	(社)広島県薬剤師会	241,500	52,500	
医薬品登録販売者試験委託料	㈱ヒロカシ ㈱ビアンシステムズ	2,281,000 200,000	682,500 72,931	
毒物劇物取扱者試験業務委託料	㈱広島シンフォニー	60,000	39,690	
業務OAシステム機器保守委託料	㈱富士通ビジネスシステム	289,800	289,800	
ガスえそ坑毒素保管交付業務委託料	㈱エバルス ㈱サンキ	18,500	6,000	
乾燥ボツリヌス坑毒素及び乾燥ジフテリア坑毒素保管供給業務委託料	㈱エバルス ㈱サンキ	35,500	3,600	
毒物中毒治療薬保管供給業務委託料	㈱エバルス ㈱サンキ	44,000	12,000	
麻薬中毒者鑑定料	精神保健指定医	26,000	0	
計		4,109,350	2,177,431	

第３編　　統　　計　　資　　料

第１　薬　　　　　事

第１　薬事

１　許可事務等

(1) 登録販売者試験

実施年月日	場所	申請者数	受験者数	合格者数
22.8.17	県立総合体育館	611 人	594 人	355 人

(2) 保健所等別薬局・医薬品販売業等許可及び変更届書等処理状況

ア　薬局・医薬品販売業等

（平成22年度）

項目	保健所（支所）	西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	小計	広島市	呉市	福山市	合計
薬局	許可申請	4	2	1	4	9	0	0	20	22	6	13	61
	許可更新申請	18	20	4	22	42	10	6	122	105	29	46	302
	許可証書換交付申請	1	6	0	1	3	1	2	14	30	6	3	53
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	変更届	96	124	9	105	174	64	60	632	0	205	367	1,204
	休止届	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	2
	廃止届	0	3	1	3	7	1	0	15	20	5	12	52
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処方せん数届	46	13	9	51	66	14	22	221	6	84	151	462
店舗販売業	許可申請	6	8	2	11	4	3	5	39	47	9	21	116
	許可更新申請	－	－	－	－	－	－	－	0	－	－	－	0
	許可証書換交付申請	7	3	2	6	0	1	0	19	31	5	4	59
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	73	38	4	57	43	14	27	256	435	60	188	939
	休止届	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	3
	廃止届	2	1	1	11	5	2	0	22	15	10	20	67
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売販売業	許可申請	2	1	0	4	7	0	1	15	28	1	7	51
	許可更新申請	1	4	0	2	2	0	1	10	27	2	7	46
	許可証書換交付申請	1	2	0	3	4	0	0	10	28	5	12	55
	許可証再交付申請	1	0	0	1	0	0	0	2	10	0	2	14
	変更届	5	0	0	13	12	0	3	33	158	4	40	235
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	1	0	0	0	2	0	0	3	12	0	5	20
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

項目 ＼ 保健所（支所）		西部	西部 広島	西部 呉	西部東	東部	東部 福山	北部	小計	広島市	呉市	福山市	合計
薬局製造販売業	許可申請	0	0	1	0	3	0	0	4	2	0	0	6
	許可更新申請	1	4	0	1	1	1	1	9	14	4	6	33
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	3	0	0	0	0	0	0	3	7	2	1	13
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	0	0	0	0	1	0	0	1	4	1	3	9
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売品目の承認	0	28	0	0	3	0	0	31	1	1	0	33
	製造販売品目の承認整理届	1	2	0	0	2	0	0	5	20	4	3	32
薬局製造業	許可申請	0	0	1	0	3	0	0	4	2	0	0	6
	許可更新申請	1	4	0	1	1	1	1	9	14	4	6	33
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	3	0	0	0	0	0	0	3	7	2	3	15
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	0	0	0	0	1	0	0	1	4	1	3	9
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（平成22年度）

項目	保健所（支所）	西部			西部東	東部		北部	小計	広島市	呉市	福山市	合計
		西部	広島	呉		東部	福山						
薬種商販売業	許可申請	0	1	0	0	0	0	1	2	1	0	0	3
	許可更新申請	0	3	0	1	0	0	0	4	3	0	0	7
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	1	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	5
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	3	5	0	1	0	0	2	11	13	0	1	25
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	証明願	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例販売業	許可申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可更新申請	0	1	0	1	0	0	1	3	2	0	0	5
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	0	0	0	0	4	0	0	4	4	4	1	13
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	0	4	0	1	2	0	0	7	10	5	6	28
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取扱品目の変更・追加申請	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	4

イ　高度管理医療機器販売業・賃貸業

（平成22年度）

項目 ＼ 保健所（支所）		西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	小計	広島市	呉市	福山市	合計
高度管理医療機器販売業・賃貸業	許可申請	6	3		3	10	1	3	26	66	6	25	123
	許可更新申請	11	28	2	37	50	8	21	157	296	58	107	618
	許可証書換交付申請	1	4		1	3	1	2	12	36	3	1	52
	許可証再交付申請				1	2			3				3
	変更届	19	26		29	56	10	15	155	416	50	118	739
	休止届								0	2			2
	廃止届	7	4		7	18	3	3	42	73	9	18	142
	再開届								0	2			2

ウ　管理医療機器販売業・賃貸業

（平成22年度）

項目 ＼ 保健所（支所）		西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	小計	広島市	呉市	福山市	合計
管理医療機器販売業・賃貸業	届出	26	71	1	43	72	2	8	223	170	30	89	512
	変更届	25	7	4	19	7		7	69	43	16	25	153
	休止届				1				1		12		13
	廃止届	3	7	1	4	7		2	24	50	13	46	133
	再開届								0		12		12
	証明願	7	5		11	29		2	54	59	12	16	141

エ　配置販売業

（平成22年度）

事　項	許可申請	許可証書換交付申請	許可証再交付申請	許可更新申請	変更届	廃止届	休止届	配置従事者の身分証明書交付申請	身分証明書書換交付申請	身分証明書再交付申請	取扱品目の変更・追加申請	計
件 数	6	1	0	19	8	12	0	330	8	2	3	389

2　薬事関係業態数

(1) 薬局・医薬品販売業者等の数の推移

年　度	薬　局	医薬品販売業					配置従事者	医療機器販売業・賃貸業		合　計
		店舗(注1)	卸売(注2)	薬種商(注3)	配置(注4)	特例(注5)		高度管理	管理	
昭和 30	454	51		401	65	3,208	145			4,324
35	511	101		451	67	3,435	250			4,815
40	524	153		431	558	3,221	252		1,102	6,241
45	686	248		415	508 (43)	2,524	263		1,335	5,979
50	788	247	(140)	376	447 (57)	1,810	281		2,607	6,556
51	813	250	(134)	380	473 (71)	1,336	264		2,902	6,418
52	838	264	(139)	380	470 (70)	1,266	279		3,150	6,647
53	875	270	(153)	382	457 (70)	849	265		3,614	6,712
54	941	284	(156)	370	426 (74)	894	239		3,908	7,062
55	1,039	312	(176)	366	448 (78)	816	212		4,384	7,577
56	1,095	310	(190)	363	448 (82)	702	266		4,643	7,827
57	1,130	323	(222)	364	416 (76)	653	266		4,934	8,086
58	1,152	324	(225)	369	406 (72)	633	287		5,254	8,425
59	1,168	333	(232)	366	382 (70)	552	326		5,374	8,501
60	1,197	345	(239)	365	388 (73)	545	365		5,840	9,045
61	1,210	359	(246)	361	393 (79)	538	427		6,135	9,423
62	1,204	361	(248)	7	1 (87)	492	503		6,292	8,860
63	1,234	383	(261)	353	386 (90)	478	680		6,543	10,057
平成 元	1,275	392	(262)	24	3 (91)	474	451		6,786	9,405
2	1,275	415	(261)	346	406 (91)	453	476		6,904	10,275
3	1,261	443	(270)	341	410 (91)	448	574		6,952	10,429
4	1,288	483	(287)	338	403 (97)	442	509		7,736	11,199
5	1,302	503	(291)	328	355 (94)	427	515		8,280	11,710
6	1,318	529	(296)	326	331 (95)	402	533		8,235	11,674
7	1,340	571	(301)	323	354 (106)	395	552		8,558	12,093
8	1,367	587	(298)	314	304 (91)	346	548		8,653	12,119
9	1,379	599	(300)	313	300 (98)	334	643		8,751	12,319
10	1,427	601	(291)	314	291 (97)	303	755		8,874	12,565
11	1,433	594	(285)	294	269 (98)	276	855		8,906	12,627
12	1,475	570	(283)	308	270 (89)	258	724		8,996	12,601
13	1,503	576	(293)	301	263 (89)	251	594		9,156	12,644
14	1,537	548	(291)	291	256 (88)	243	628		9,129	12,632
15	1,551	548	(287)	283	247 (92)	238	621		9,017	12,505
16	1,569	558	(297)	270	257 (94)	219	645		10,628	14,146
17	1,585	544	(293)	267	214 (74)	218	660	1,217	11,138	15,843
18	1,579	540	(286)	252	213 (74)	205	782	1,329	11,240	16,140
19	1,588	531	(285)	248	211 (73)	191	585	1,966	13,628	18,948
20	1,621	522	(284)	241	207 (70)	184	636	1,464	12,128	17,003
21	1,609	479	303	18	216 (71)	162	535	1,442	11,861	16,322
22	1,606	451	328	25	207 (62)	123	567	1,416	11,150	15,545

(注1)　平成20年度までは，第32次改正(平成18年6月14日法律第69号)　(以下改正法という。)による改正前の薬事法(昭和35年法律第145号)　(以下旧法という。)の一般販売業の数である。
平成21年度以降は，改正法附則(以下単に「附則」という。)第2条の規定により，引き続き一般販売業の許可に係る業務を行う者（以下「既存一般販売業」という。）及び附則第5条の規定により，従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存薬種商」という。）を含む。

(注2)　平成20年度までの（　　）内の数は，旧法による卸売一般販売業で，一般販売業の再掲である。

(注3)　平成21年度以降は，附則第8条の規定により，従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注4)　（　　）内の数は県内業者数で，再掲である。

(注5)　改正法附則第14条又は第15条の規定により，従前の例により引続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

（2）保健所等別薬局・医薬品販売業者等数

（平成23年3月31日現在）

薬種 ＼ 保健所（支所）	薬局	店舗販売業	卸売販売業	薬局製造販売業	薬局製造業	薬種商	特例販売業	医療機器販売業又は賃貸 高度管理	医療機器販売業又は賃貸 管理	計
西部	83	19	4	4	4	1	3	36	224	378
広島	87	21	10	10	10	10	7	63	505	723
呉	13	9	0	1	1	0	11	3	77	115
西部東	116	35	13	10	10	1	6	81	875	1, 147
東部	172	42	25	12	12	0	16	113	1, 280	1, 672
福山	35	12	0	4	4	1	3	17	254	330
北部	49	17	6	4	4	3	13	48	500	644
小計	555	155	58	45	45	16	59	361	3, 715	5, 009
広島市	661	172	196	66	66	6	35	736	4, 916	6, 854
呉市	142	39	12	12	12	3	12	96	604	932
福山市	248	85	62	24	24	0	17	223	1, 915	2, 598
合計	1, 606	451	328	147	147	25	123	1, 416	11, 150	15, 393

(3) 保健所（支所）・市町村別薬局・医薬品販売業者等数

（平成23年3月31日現在）

保健所（支所）	業／市町村	薬局	店舗販売業	卸売販売業	薬局製造販売	薬局製造	薬種商	特例販売業 一般	特例販売業 駅構内	特例販売業 歯科	特例販売業 ガス	特例販売業 脱脂綿	特例販売業 小計	医療機器販売業又は賃貸業 高度管理	医療機器販売業又は賃貸業 管理
西部	大竹市	27	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	10	58
	廿日市市	56	17	4	4	4	1	0	0	0	1	0	1	26	166
	小計	83	19	4	4	4	1	0	0	0	3	0	3	36	224
西部広島	府中町	34	4	4	4	4	1	0	0	0	0	0	0	21	105
	海田町	12	4	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	12	99
	熊野町	8	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	57
	坂町	5	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	51
	安芸高田市	15	3	3	2	2	1	2	0	0	1	0	3	11	95
	安芸太田町	6	3	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	4	34
	北広島町	7	2	1	1	1	2	3	0	0	0	0	3	10	64
	小計	87	21	10	10	10	10	6	0	0	1	0	7	63	505
西部呉	江田島市	13	9	0	1	1	0	11	0	0	0	0	11	3	77
	小計	13	9	0	1	1	0	11	0	0	0	0	11	3	77
西部東	竹原市	23	5	0	3	3	1	0	0	0	0	0	0	13	181
	東広島市	90	29	13	7	7	0	1	0	0	4	0	5	66	643
	大崎上島町	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	51
	小計	116	35	13	10	10	1	2	0	0	4	0	6	81	875
東部	三原市	61	17	9	6	6	0	1	1	0	4	0	6	48	489
	尾道市	104	21	15	6	6	0	3	0	1	6	0	10	61	691
	世羅町	7	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	100
	小計	172	42	25	12	12	0	4	1	1	10	0	16	113	1,280
東部福山	府中市	32	12	0	3	3	0	0	0	0	1	0	1	17	225
	神石高原町	3	0	0	1	1	1	2	0	0	0	0	2	0	29
	小計	35	12	0	4	4	1	2	0	0	1	0	3	17	254
北部	三次市	32	11	6	3	3	2	3	0	0	3	0	6	34	299
	庄原市	17	6	0	1	1	1	6	0	0	1	0	7	14	201
	小計	49	17	6	4	4	3	9	0	0	4	0	13	48	500
計		555	155	58	45	45	16	34	1	1	23	0	59	361	3,715
保健所設置市	広島市	661	172	196	66	66	6	2	0	8	25	0	35	736	4,916
	呉市	142	39	12	12	12	3	1	0	0	11	0	12	96	604
	福山市	248	85	62	24	24	0	4	0	2	11	0	17	223	1,915
	小計	1,051	296	270	102	102	9	7	0	10	47	0	64	1,055	7,435
合計		1,606	451	328	147	147	25	41	1	11	70	0	123	1,416	11,150

３　薬事監視

薬局，医薬品等製造販売業・製造業・販売業及び医薬品等を業務上取り扱う場所に立入り，医薬品等の適正な管理・取扱いなど次の事項を重点に監視指導を行うとともに，医薬品等の収去検査を実施し，不良・不正医薬品等の排除に努めた。

また，薬局・医薬品販売業及び健康食品専門店等に立入り，医薬品的な効能効果を標ぼうするいわゆる健康食品についても適正な販売を行うよう監視指導を行った。

○　医薬品等製造販売業・製造業については，自家試験等による品質管理，製造・管理記録及び製品表示の適正化

○　薬局，一般販売業及び薬種商販売業については，薬剤師等による実地管理の徹底

○　医薬品の適正な使用のために必要な情報提供の徹底

○　薬局又は店舗に勤務する従業員が薬剤師，登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう講ずべき措置（名札など）の徹底

○　不良・不正医薬品等の排除

○　医薬品等適正広告基準に基づいた不当広告物の排除

○　無承認無許可医薬品（模造医薬品を含む。）の排除

(1) 薬事監視員会議

保健所・政令市薬務担当者会議

対象	参加人員	開催年月日	場所
業務事務担当者	36名	22.4.22	県庁税務庁舎3階301会議室

(2) 薬事監視の年度別推移

区分 ＼ 年度		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
対象施設数		17,219	17,554	19,673	18,857	19,642	18,596
立入検査実施数		6,540	5,273	5,249	4,400	4,892	5,158
違反発見施設数		703	678	568	489	536	779
違反発見件数		1,071	1,215	784	747	780	1,252
内容	無許可・無届業	3	22	7	1	3	6
	無許可品	22	9	10	2	1	7
	不良品	4		2			1
	不正表示品	9	4	8		1	4
	誇大広告	115	206	154	137	73	66
	毒劇薬の譲渡等	60	94	51	18	7	6
	毒劇薬の貯蔵陳列等	127	84	66	72	82	75
	処方せん医薬品の譲渡等	6	7	1	28	3	6
	制限品目の販売	13	11	17	5	7	12
	構造設備の不備	257	261	73	95	107	169
	管理者の管理・その他	446	497	392	419	498	900
処分件数		51	125	148	26	81	74
内訳	許可取消・業務停止	1					1
	構造設備改善命令等						
	検査命令等						
	廃棄						
	その他（改善計画書等）	50	125	148	26	81	73
告発件数							

（注）　対象施設は，薬事法の規定により許可又は届出をした年度末施設数である。

(3) 業態別立入検査状況

区分		許可・届出施設数（年度末現在）(01)	立入検査施行施設数（年度中）(02)	違反発見施設数（年度中）(03)	郵便等販売届出施設数（年度末現在）(04)	違反発見件数：無許可無届業(05)	無承認品(06)	不良品(07)	不正表示品(08)	虚偽・誇大広告等(09)	毒劇薬の譲渡等(10)	毒劇薬の貯蔵陳列(11)	処方せん医薬品の譲渡記録等(12)	制限品目の販売(13)
医薬品 薬局	(01)	1,606	732	308	31	0	2	0	0	12	4	63	4	1
医薬品 製造業 専業 大臣許可分	(02)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品 製造業 専業 知事許可分	(03)	27	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品 製造業 薬局	(04)	147	72	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品 製造販売業 第1種	(05)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品 製造販売業 第2種	(06)	12	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品 製造販売業 薬局	(07)	147	72	3	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
医薬品 店舗販売業	(08)	451	356	119	34	1	4	0	1	52	2	1	2	5
医薬品 卸売販売業	(09)	328	149	14	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
医薬品 薬種商販売業	(10)	25	10	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
医薬品 特例販売業	(11)	123	68	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
医薬品 配置 販売業	(12)	207	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品 配置 従事者	(13)	567	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品 業務上取り扱う施設	(14)	0	162	12	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0
医薬部外品 製造業	(15)	12	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬部外品 製造販売業	(16)	8	9	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
医薬部外品 販売業	(17)	0	647	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬部外品 業務上取り扱う施設	(18)	0	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
化粧品 製造業	(19)	31	9	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
化粧品 製造販売業	(20)	31	10	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
化粧品 販売業	(21)	0	604	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
化粧品 業務上取り扱う施設	(22)	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 製造業 大臣許可分	(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 製造業 知事許可分	(24)	34	33	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 修理業 大臣許可分	(25)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 修理業 知事許可分	(26)	182	31	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 製造販売業 第1種	(27)	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 製造販売業 第2種	(28)	10	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 製造販売業 第3種	(29)	13	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 販売業 高度管理医療機器等	(30)	1,417	933	205	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 販売業 管理医療機器	(31)	11,149	615	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 販売業 一般医療機器	(32)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 賃貸業 高度管理医療機器等	(33)	698	342	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 賃貸業 管理医療機器	(34)	1,363	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 賃貸業 一般医療機器	(35)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器 業務上取り扱う施設	(36)	0	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	(37)	18,596	5,158	779	65	6	7	1	4	66	6	75	6	12
指定薬物を取り扱う施設	(38)													
総計	(39)	18,596	5,158	779	65	6	7	1	4	66	6	75	6	12

区分		構造設備の不備(14) 上段	区画面積(A)	冷暗所(B)	施錠設備(C)	製剤・試験用設備器具(D)	清潔換気(E)	陳列設備	その他	販売体制等の不備(15)	郵便等販売に係る違反(16)	医薬品販売業者の管理者に係る違反(17)	製造販売後安全管理の不備(18)	品質管理の不備(19)	指定薬物の製造(20)	指定薬物の輸入(21)	指定薬物の販売・授与等(22)	指定薬物の広告(23)	その他(C)	処分件数：許可取消・業務停止(25)	改善命令等(26)	検査命令等(27)	廃棄等(28)	その他(29) 上段	報告命令(A)	勧告(B)	改善計画書等(C)	告発件数(30)
医薬品 薬局	(01)	146	14	16	8	86	13	7	2	81	1	85	0	0	0	0	0	0	231	0	0	0	0	39			39	0
医薬品 製造業 専業 大臣許可分	(02)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医薬品 製造業 専業 知事許可分	(03)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医薬品 製造業 薬局	(04)	1				1				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医薬品 製造販売業 第1種	(05)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医薬品 製造販売業 第2種	(06)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医薬品 製造販売業 薬局	(07)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			1	0
医薬品 店舗販売業	(08)	11	2				1	8		31	4	39	0	0	0	0	0	0	64	1	0	0	0	2			2	0
医薬品 卸売販売業	(09)									0	0	5	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0					0
医薬品 薬種商販売業	(10)	1						1		1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0					0
医薬品 特例販売業	(11)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0					0
医薬品 配置 販売業	(12)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医薬品 配置 従事者	(13)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医薬品 業務上取り扱う施設	(14)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	1			1	0
医薬部外品 製造業	(15)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医薬部外品 製造販売業	(16)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			1	0
医薬部外品 販売業	(17)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医薬部外品 業務上取り扱う施設	(18)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
化粧品 製造業	(19)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			1	0
化粧品 製造販売業	(20)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3			3	0
化粧品 販売業	(21)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
化粧品 業務上取り扱う施設	(22)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医療機器 製造業 大臣許可分	(23)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医療機器 製造業 知事許可分	(24)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12			12	0
医療機器 修理業 大臣許可分	(25)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医療機器 修理業 知事許可分	(26)	3					2		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			1	0
医療機器 製造販売業 第1種	(27)									0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			1	0
医療機器 製造販売業 第2種	(28)									0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4			4	0
医療機器 製造販売業 第3種	(29)									0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3			3	0
医療機器 販売業 高度管理医療機器等	(30)	4	3				1			0	0	0	0	0	0	0	0	0	227	0	0	0	0	3			3	0
医療機器 販売業 管理医療機器	(31)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			1	0
医療機器 販売業 一般医療機器	(32)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医療機器 賃貸業 高度管理医療機器等	(33)	3	3							0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	0	0	0	0					0
医療機器 賃貸業 管理医療機器	(34)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医療機器 賃貸業 一般医療機器	(35)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
医療機器 業務上取り扱う施設	(36)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
小計	(37)	169	22	16	8	87	17	16	3	113	5	130	6	5	0	0	0	0	641	1	0	0	0	73			73	0
指定薬物を取り扱う施設	(38)																											0
総計	(39)	169	22	16	8	87	17	16	3	113	5	130	6	5	0	0	0	0	641	1	0	0	0	73			73	0

（注１）表頭の「構造設備の不備(13)」は，記入欄上段にその施設数を業種別に計上し，記入欄下段には「区画面積(A)」から「清潔換気（E)」の区分にしたがって，該当する区分ごとに計上すること。
例えば，薬局において「冷暗所」及び「施錠施設」が不適な場合は，上段に施設数「１」を，下段には，「冷暗所（B)」及び「施錠施設（C)」にそれぞれ「１」を計上すること。

（注２）表頭の「その他(21)」は，記入欄上段に該当する法の条文ごと「１」件として計上し，記入欄下段には「実地管理(A)」から「その他（C)」の区分にしたがって，該当する区分ごとにその件数を内訳として計上すること。
例えば，薬局において「実地管理(A)」及び「管理者の義務（B)」が不適な場合は，上段に件数「２」を，下段には，「実地管理（A)」及び「管理者の義務（C)」にそれぞれ「１」を計上すること。

（注２）表頭の「その他(26)」は，記入欄上段にその件数を業種別に計上し，記入欄下段には「改善命令(A)」から「改善報告書等（C)」の区分にしたがって，該当する区分ごとにその件数を内訳として計上すること。
例えば，薬局の同一違反事例については，上段に「1」を，下段に，「1」を計上すること。なお，「改善命令(A)」から「改善報告書等（C)」のうち，複数の対応があった場合でも，最も重い処分の欄に「１」を計上すること。

(4)保健所等別立入検査状況

	許可・届出施設数(01)	立入検査施行施設数(02)	違反発見施設数(03)	郵便等販売届出施設数(04)	違反発見件数 無許可無届業(05)	無承認品(06)	不良品(07)	不正表示品(08)	虚偽・誇大広告等(09)	毒劇薬の譲渡等(10)	毒劇薬の貯蔵陳列(11)	処方せん医薬品の譲渡記録等(12)	制限品目の販売(13)	構造設備の不備(14) 計	区画面積(A)	冷暗所(B)	施錠設備(C)	製剤・試験用器具設備(D)	清潔換気(E)	陳列設備(F)	その他(G)	販売体制等の不備(15)	郵便等販売に係る違反(16)	医薬品販売業者の管理者に係る違反(17)	製造販売後安全管理の不備(18)	品質管理の不備(19)	指定薬物の製造(20)	指定薬物の輸入(21)	指定薬物の販売・授与等(22)	指定薬物の広告(23)	その他(24)	処分件数 許可取消・業務停止(25)	改善命令等(26)	検査命令等(27)	廃棄等(28)	その他(29) 計	報告命令(A)	勧告(B)	改善計画書等(C)	告発件数(30)
西部	408	388	36	4	1	0	0	1	0	0	1	0	0	13	1			12				13	1	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	36			36	0
広島支所	753	284	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4				4				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
呉支所	151	227	25	0	1	1	0	0	0	1	1	0	4	7				3	3	1		2	0	2	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	1			1	0
西部東	1,209	548	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0
東部	1,816	906	110	19	2	0	0	0	11	0	34	0	0	39	5	3		23	4	2	2	42	0	23	0	0	0	0	0	0	55	0	0	0	0	7			7	0
福山支所	341	242	69	5	0	0	0	0	6	1	7	2	0	19	2			5		12		18	2	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0					0
北部	670	452	46	0	0	0	0	0	7	1	12	1	2	14	2			11		1		3	0	7	0	0	0	0	0	0	43	0	0	0	0					0
薬務課	1,142	134	27	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3					2		1	0	0	0	6	5	0	0	0	0	14	0	0	0	0	25			25	0
小計	6,490	3,181	317	28	4	1	1	2	24	3	55	3	6	99	10	3		58	9	16	3	78	3	32	6	5	0	0	0	0	173	0	0	0	0	69			69	0
広島市	8,277	928	199	0	0	5	0	1	1	1	1	1	3	22	7	6	6		3			0	0	0	0	0	0	0	0	0	252	1	0	0	0	2			2	0
呉市	989	197	67	20	0	0	0	1	3	2	6	0	3									6	2	26	0	0	0	0	0	0	45	0	0	0	0					0
福山市	2,840	852	196	17	2	1	0	0	38	0	13	2	0	48	5	7	2	29	5			29	0	72	0	0	0	0	0	0	171	0	0	0	0	2			2	0
小計	12,106	1,977	462	37	2	6	0	2	42	3	20	3	6	70	12	13	8	29	8			35	2	98	0	0	0	0	0	0	468	1	0	0	0	4			4	0
総計	18,596	5,158	779	65	6	7	1	4	66	6	75	6	12	169	22	16	8	87	17	16	3	113	5	130	6	5	0	0	0	0	641	1	0	0	0	73			73	0

(5) 医薬品等一斉取締り

ア　概況

（ア）　実施期間　平成 22 年 7 月 1 日～平成 23 年 2 月 28 日

（イ）　薬局，店舗販売業，一般販売業，薬種商販売業及び特例販売業等の一斉取締り

a　重点監視指導項目

○　管理者の管理状況
○　勤務従事者の名札等の措置
○　医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための指針の策定状況
○　医薬品の適正使用のために必要な情報提供の状況
○　毒薬・劇薬の保管・管理状況
○　処方せん医薬品の取扱い状況
○　医薬品の譲渡記録の状況
○　指定医薬品の販売
○　医薬品の収去検査
○　郵便等販売の状況

b　監視件数等

総数	監視件数	監視率
2,533	231	9.1%

（ウ）医薬品等（医療機器を除く）製造販売業・製造業の一斉取締り

a　重点監視指導項目

○ 医薬品等製造販売業者におけるＧＱＰ省令及びＧＶＰ省令への適合状況
○ 医薬品等製造業者における薬局等構造設備規則及びＧＭＰ省令への適合状況
○ 回収の措置に係る改善状況等の確認

b　監視件数等

総数	監視件数	監視率
105	47	44.8%

イ　医薬品等の一斉取締り結果
（ア）薬局等の一斉取締り結果

			薬局			店舗販売業			一般販売業			卸売販売業			薬種商販売業			特例販売業		
			適	不適	合計	適	不適	合計	適	不適	合計	適	不適	合計	適	不適	合計	適	不適	合計
①	①	薬局等構造設備規則に適合しているか	123	7	130	49	0	49	8	0	8	14	0	14	17	0	17	／	／	／
②	②	薬剤師等の配置状況について	(在)	(不在)		(在)	(不在)		(在)	(不在)		(在)	(不在)		(在)	(不在)		／	／	／
		ア．管理者又は勤務薬剤師（登録販売者）が販売時の資格者として居るか（調査時の在・不在）	130	0	130	49	0	49	8	0	8	14	0	14	17	0	17	／	／	／
		イ．（アで不在の場合）医薬品の販売状況について（不在時に医薬品を販売していないか等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	／	／	／
		ウ．薬剤師不在時の医薬品の販売管理状況について（第一類医薬品を販売していないか）	120	0	120	35	0	35	8	0	8	／	／	／	11	0	11	／	／	／
		エ．薬局における員数省令又は体制省令を満たしているか	108	7	115	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
③	③	管理者による管理状況について	(適)	(不適)		(適)	(不適)		(適)	(不適)		(適)	(不適)		(適)	(不適)		／	／	／
		構造設備や医薬品等の管理、管理簿の作成・保管しているか	116	14	130	48	1	49	6	2	8	14	0	14	12	5	17	／	／	／
		勤務従事者に名札その他必要な措置を講じているか	119	11	130	46	3	49	5	3	8	／	／	／	12	5	17	／	／	／
④	④	医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための指針を策定し適切な運用を図っているか	115	15	130	46	3	49	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
⑤	⑤	医薬品安全管理責任者を設置しているか	125	3	128	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
⑥	⑥	医薬品業務手順書を作製し，適切な運用を図っているか	121	9	130	44	5	49	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
⑦	⑦	医薬品と他の薬品等を区別して貯蔵陳列しているか，一般的医薬品を区分ごとに陳列しているか。	120	9	129	44	5	49	6	2	8	14	0	14	11	6	17	11	2	13
⑧	⑧	毒劇薬の取扱等について（表示，譲渡手続き，記録の保存，貯蔵，陳列）	100	22	122	30	2	32	4	1	5	12	0	12	10	0	10	4	0	4
⑨	⑨	薬局医薬品の陳列，販売方法について	108	8	116	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
⑩	⑩	処方せん医薬品の取扱いについて（処方せんに基づいた販売，記録，保存）	129	1	130	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
⑪	⑪	医薬品の譲受及び譲渡に関する記録について	124	6	130	49	0	49	8	0	8	14	0	14	16	1	17	13	0	13
⑫	⑫	一般用医薬品の適正な使用のために必要な情報の提供等について	123	6	129	46	3	49	7	1	8	／	／	／	17	0	17	／	／	／
		薬局医薬品及び調剤された薬剤の情報提供等について	114	2	116	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
⑬	⑬	医薬品等の店舗販売時に虚偽・誇大な広告をしていないか	130	0	130	49	0	49	8	0	8	11	0	11	17	0	17	11	0	11
⑭	⑭	健康食品の店舗販売時における広告等について	120	9	129	42	6	48	5	3	8	11	0	11	10	7	17	11	0	11
⑮	⑮	医薬品の郵便等販売の状況について	(適)	(不適)		(適)	(不適)		(適)	(不適)		／	／	／	(適)	(不適)		0	0	0
		必要な届出が行われているか	6	0	6	4	0	4	0	0	0	／	／	／	1	0	1	／	／	／
		届出内容と実施状況に齟齬はないか	6	0	6	4	0	4	0	0	0	／	／	／	1	0	1	／	／	／
		薬局又は店舗に貯蔵し，又は陳列している医薬品を販売又は授与しているか	6	0	6	4	0	4	0	0	0	／	／	／	1	0	1	／	／	／
		郵便等販売を行うことについての広告に薬事法施行規則別表第1の2に掲げる情報を表示しているか	3	0	3	1	0	1	0	0	0	／	／	／	1	0	1	／	／	／
		継続使用者に関する経過措置に基づき販売，授与を行っている場合，記録を作成し，保管しているか	4	1	5	1	0	1	0	0	0	／	／	／	0	0	0	／	／	／
		【参考】管内の郵便等販売の届出総数（平成21年12月31日時点）	12			15			0			／	／	／	4			／	／	／

（イ）医薬品等（医療機器を除く）製造業の一斉取締り

		医薬品			医薬部外品			化粧品		
		適	不適	計	適	不適	計	適	不適	計
①	薬局等構造設備規則に適合しているか	7		7	8		8	9		9
②	ＧＭＰに適合しているか（総合的評価）	7		7	8		8			
③	製造管理者又は責任技術者による管理状況	7		7	8		8	9		9
④	製造管理及び品質管理に係る組織体制及び人員の配置	7		7	8		8			
⑤	手順書等の整備状況	7		7	8		8			
⑥	構造設備（ＧＭＰの遵守状況）	7		7	8		8			
⑪	逸脱の管理	7		7	8		8			
⑫	品質情報及び品質不良等に対する処理並びに回収処理	7		7	8		8			
⑬	自己点検（定期的な実施、改善及び記録の作成）	7		7	8		8			
⑭	教育訓練（計画、実施及び記録の作成）	7		7	8		8			
⑮	文書及び記録の保管状況	7		7	8		8			
⑯	直接の容器、外箱の記載事項について	7		7	8		8	9		9
⑰	毒劇薬等の取扱いについて	7		7	8		8	9		13
⑱	許可総数（平成23年2月28日時点）	27			12			31		

（ウ）医薬品等（医療機器を除く）製造販売業の一斉取締り

		医薬品			医薬部外品			化粧品		
		適	不適	計	適	不適	計	適	不適	計
①	ＧＱＰに適合しているか（総合的評価）	5		5	8		8	10		10
②	ＧＶＰに適合しているか（総合的評価）	5		5	8		8	10		10
≪ＧＱＰ，ＧＶＰ共通項目≫										
③	総括製造販売責任者、品質保証責任者及び安全管理責任者による管理状況	5		5	8		8	10		10
④	品質管理及び安全確保業務に係る組織体制及び人員の配置	5		5	8		8	10		10
⑤	手順書等の整備状況	5		5	8		8	10		10
⑨	製造業者との取決め	5		5	8		8			
⑩	市場への出荷の管理	5		5	8		8	10		10
⑪	適正な製造管理及び品質管理の確保	5		5	8		8	10		10
⑫	品質情報及び品質不良等に対する処理並びに回収処理	5		5	8		8	10		10
≪ＧＶＰ項目≫										
⑬	安全管理情報の収集	5		5	8		8	10		10
⑭	安全管理情報の検討並びに安全確保措置の立案及び実施	5		5	8		8	10		10
⑮	市販直後調査	5		5						
⑯	直接の容器、外箱等の記載事項について	5		5	8		8	10	2	12
⑰	毒劇薬等の取扱いについて	5		5	8		8	10		10
⑱	許可総数（平成23年2月28日時点）	13			8			31		

⑹ 医療機器一斉取締り

ア　概況

（ア）実施期間　平成22年11月1日～平成23年2月28日

（イ）医療機器販売業等の一斉取締り

a　重点監視指導項目

○ 営業所の管理及び構造設備の管理状況

○ 医療機器製造承認番号の表示確認

b　監視件数等

総　　数	監視件数	監視率
14,627	543	3.7%

（ウ）医療機器製造業・製造販売業の一斉取締り，医療機器の収去検査

a　重点監視指導項目

○医療機器製造業者における薬局等構造設備規則及び機器・体外診ＱＭＳ省令への適合状況

○医療機器製造販売業者におけるＧＱＰ省令及びＧＶＰ省令への適合状況

b　監視件数等

総　　数	監視件数	監視率
63	25	40.0%

イ　実施結果

（ア）医療機器販売業の一斉取締り結果

監　視　項　目	件数	適	不適
①薬局等構造設備規則に適合しているか	543	543	0
②販売管理体制 （無許可品や不良品の貯蔵・陳列等が行われていないか）	543	509	34
③承認番号又は許可番号が表示されているか	543	543	0

（イ）医療機器製造業の一斉取締り結果

監　視　項　目	件数	適	不適
①品質管理監督システム	31	31	0
②管理監督者の責任	31	31	0
③資源の管理監督	31	30	1
④製品実現	31	30	1
⑤測定，分析及び改善	31	29	2

（ウ）医療機器製造販売業の一斉取締り結果

監　視　項　目	件数	適	不適
①製造業者等との取決め（GQP）	25	24	1
②市場への出荷の管理（GQP）	25	23	2
③品質情報及び品質不良等の管理（GQP）	25	25	0
④回収処理（GQP）	25	25	0
⑤安全管理情報の収集（GVP）	25	23	2
⑥安全管理情報の検討，報告及び安全確保措置の立案（GVP）	25	25	0
⑦安全確保措置の実施（GVP）	25	25	0
⑧市販直後調査（GVP）	−	−	−
⑨責任者の業務	25	25	0
⑩組織及び職員	25	24	1
⑪手順書等の作成	25	20	5
⑫自己点検	25	22	3
⑬教育訓練	25	23	2
⑭文書及び記録の管理・保存	25	25	0
⑮上記の他，GQP,GVP に規定する業務	25	25	0

(7) 医薬品等収去検査

（単位：件）

分　類	検査項目	検査件数	適	不適
医薬品等	崩壊試験	30	30	0
	定量試験等	58	58	0
医療機器	規格試験等（無菌試験を含む）	2	2	0
医薬部外品	定量試験等	0	0	0
化粧品	保存料	5	4	1

(8) 無許可医薬品等

区分	種類	違反内容	発見機関	措置機関
医療機器	健康器具	製品表示に「マッサージ」の表示	薬務課	西部東保健所
医療機器	脱毛器	取扱説明書に脱毛効果を標榜	薬務課	長野県
医療機器	パルスオキシメーター	医療機器に該当	薬務課	広島市
医薬品	化粧品	医薬品成分を含有	薬務課	広島市
医薬部外品	スプレー	製品表示に医薬品的効能効果を標榜	北部保健所	浜松市

(9) 無承認無許可医薬品実態調査等

ア　無承認無許可医薬品実態調査結果

平成22年10月19日～平成22年12月24日を実施期間とし，県内で販売されている健康食品について，容器包装，添付文書，剤形及びチラシ，パンフレット等の広告物の調査を実施した。

（ア）実施機関：薬務課及び各県立保健所（支所）

（イ）調査対象施設：健康食品を取扱う施設（薬局，医薬品販売業，食品販売業等）

（ウ）調査品目数：5,397品目

（エ）無承認無許可医薬品に該当するもの： 1品目

（オ）不適正な広告：40品目

イ　健康食品等の買上調査結果

（ア）痩身効果を標ぼうする食品を買い上げ，医薬品成分（フェンフルラミン）含有の有無を検査・判定した。

検査成分	検査結果	
	適（陰性）	不適（陽性）
フェンフルラミン	17	0

（イ）強壮効果を標ぼうする食品を買い上げ，医薬品成分（シルデナフィル等）含有の有無を検査・判定した。

検査成分	検査結果	
	適（陰性）	不適（陽性）
シルデナフィル等	3	1

ウ　広告物等の調査結果表

集　計　項　目		件　数	
1　立入調査施設数			
内訳	（1）　薬局	97　件	
	（2）　医薬品販売業	72　件	
	（3）　健康食品専門店	0　件	
	（4）　スーパー，デパート	8　件	
	（5）　雑貨店	1　件	
	（6）　アダルトショップ	0　件	
	（7）　その他	2　件	
	計	180　件	
2　調査品目数			
内訳	（1）　いわゆる健康食品関連	5,400　品目	
	（2）　違法ドラッグ関連	0　品目	
3　措置件数		いわゆる健康食品	違法ドラッグ
内訳	（1）　販売中止を指導したもの	1　品目	0　品目
	（2）　広告物の撤去等を指導したもの	40　品目	0　品目
	計	41　品目	0　品目

エ　広告違反事例

品名	違反内容	発見機関	措置機関
バイオウェイブ	広告物に医薬品的効能効果を標榜	薬務課	東京都
アルジー100	広告物に医薬品的効能効果を標榜	薬務課	東京都
プレイン・ティンクチャー	広告物に医薬品的効能効果を標榜	薬務課	東京都
ファミコミンEX	広告物に医薬品的効能効果を標榜	薬務課	東京都
マカビガー	広告物に医薬品的効能効果を標榜	薬務課	東京都
よくでる！ばばのばば	広告物に医薬品的効能効果を標榜	薬務課	兵庫県
トルマリンケット	広告物に医薬品的効能効果を標榜	薬務課	広島市・大阪府
バイオサポート	体験談集・口頭で医薬品的効能効果を標榜	薬務課	西部保健所呉支所

4 薬事講習会開催状況

機関名	開催 年月日	開催場所	対象者	参加人員	講習内容
薬務課	H22.4.6	広島国際大学（東広島市）	大学生・教諭	2000	薬物乱用防止
	H22.4.7	広島ビジネス専門学校（広島	学生・教諭	150	薬物乱用防止
	H22.4.12	ローズイン備後ハイツ（福山市）	配置販売業者・従事者（県外）	70	・改正薬事法について ・最近の薬務行政について
	H22.4.24	東地区BBS会研修	BBSメンバー・保護司	25	薬物乱用防止
	H22.5.11	広島刑務所(広島市)	受刑者	12	精神衛生講座
	H22.5.17	広島なぎさ中学校（広島市）	中学生・教諭	244	薬物乱用防止教室
	H22.5.21	ホテルニューヒロデン（広島市南区）	毒物劇物安全協会会員	26	毒劇物の事故状況等
	H22.5.27	グランラセーレ東広島（東広島市）	病害虫防除業者	50	毒物劇物の取扱いについて
	H22.6.2	広島刑務所(広島市)	受刑者	12	精神衛生講座
	H22.6.3	広島県民文化センター（広島市中区）	医療機器修理業者及び販売・賃貸業者	250	薬事法について
	H22.6.4	消防学校（広島市安佐北区）	消防学校生	90	・毒物及び劇物取締法について
	H22.6.14	県庁講堂（広島市中区）	農薬・毒物劇物販売業者・取扱者	115	・ 毒物及び劇物取締法 （農薬危害防止講習会）
	H22.6.10	広島厚生年金会館（広島市中区）	配置販売業者・従事者（県内）	279	・改正薬事法について ・最近の薬務行政について
	H22.6.7	広島県福山庁舎（福山市）	毒物劇物営業者及び農薬取扱者	115	・ 毒物及び劇物取締法 （農薬危害防止講習会）
	H22.6.18	広島市立宇品中学校（広島市）	中学生・教諭	710	薬物乱用防止教室
	H22.6.21	農業技術センター（東広島市）	毒物劇物営業者及び農薬取扱者	84	・ 毒物及び劇物取締法 （農薬危害防止講習会）
	H22.6.23	広島国際会議場（広島市中区）	医療機器修理業者及び販売・賃貸業者	241	薬事法について
	H22.6.28	みよしまちづくりセンター（三次市）	農薬・毒物劇物販売業者・取扱者	121	・ 毒物及び劇物取締法 （農薬危害防止講習会）
	H22.7.4	広島県薬剤師會館（広島市中区）	保険薬局・基準薬局	57	広島県薬局業務運営ガイドラインについて
	H22.7.5	たけはら美術館（竹原市）	農薬・毒物劇物販売業者・取扱者	106	・ 毒物及び劇物取締法 （農薬危害防止講習会）
	H22.7.5	ローズイン備後ハイツ（福山市）	配置販売業者・従事者（県外）	70	・改正薬事法について ・最近の薬務行政について
	H22.7.15	安田女子大学	大学生・教官	2517	薬物乱用防止教室
	H22.7.15	安田女子短期大学	大学生・教官	510	薬物乱用防止教室
	H22.7.20	広島市立宇品小学校	児童・教諭	142	薬物乱用防止教室
	H22.7.29	広島学園	生徒・教諭	35	薬物乱用防止教室
	H22.8.31	広島刑務所(広島市)	受刑者	12	精神衛生講座
	H22.9.7	広島市立基町小学校（広島市）	小学生・教諭・父兄	42	薬物乱用防止教室
	H22.9.16	消防学校（広島市安佐北区）	消防学校生	70	・毒物及び劇物取締法について
	H22.9.16	ひろしま国際ホテル（広島市中区）	医療機器修理業者及び販売・賃貸業者	23	薬事法について
	H22.9.17	広島国際会議場（広島市中区）	医療機器修理業者及び販売・賃貸業者	400	薬事法について
	H22.9.22	崇徳高等学校(広島市)	高校生・教諭	418	薬物乱用防止教室
	H22.10.9	東地区BBS会研修	BBSメンバー・保護司	12	薬物乱用防止
	H22.10.14	広島厚生年金会館（広島市中区）	配置販売業者・従事者（県内）	270	・改正薬事法について ・最近の薬務行政について
	H22.10.14	ホテルニューヒロデン（広島市南区）	毒物劇物安全協会会員	30	毒物劇物の取扱いについて
	H22.10.17	認定基準薬局研修会（福山市）	薬局開設者	10	・広島県薬局業務運営ガイド
	H22.10.19	八丁堀シャンテ（広島市中区）	医療機器・福祉機器関連業者（県内・県外）	200	・福祉機器と医療機器の境界 ・広告規制について ・医療機器製造・販売業の手続きについて
	H22.10.22	広島県薬剤師會館（広島市中区）	登録販売者協会会員	93	最近の薬事行政について
	H22.10.26	県庁自治会館（広島市中区）	毒物劇物業務上取扱者	109	毒物及び劇物の管理について
	H22.10.31	広島県薬剤師會館（広島市中区）	医療機器修理業者及び販売・賃貸業者	200	薬事法について
	H22.11.4	県立高陽高等学校(広島市)	高校生・教諭	887	薬物乱用防止教室
	H22.11.15	ローズイン備後ハイツ（福山市）	配置販売業者・従事者（県外）	70	・改正薬事法について ・最近の薬務行政について
	H22.11.15	クレイトンベイホテル（呉市）	ライオンズクラブメンバー・大学生	118	ライオンズクラブ認定講師養成講座
	H22.11.18～19	県庁会議室	医薬品等製造管理者（県内）	109	・薬事法について ・最近の薬事行政について ・ＧＭＰ，ＱＭＳ，ＧＶＰ，ＧＱＰについて
	H22.11.24	オリエンタルホテル（広島市）	ライオンズクラブメンバー・大学生	50	ライオンズクラブ認定講師養成講座
	H22.12.1	広島刑務所(広島市)	受刑者	12	精神衛生講座
	H22.12.14	グランラセーレ東広島（東広島市西条町）	毒物劇物営業者・業務上取扱者	70	・毒物及び劇物取締法について
	H22.12.14	広島市立段原中学校（広島市）	中学生・教諭	443	薬物乱用防止教室

	H22.12.15	福山庁舎(福山市)	薬物乱用防止指導員・学校薬剤師	21	薬物専門講師養成講座
	H22.12.16	広島グリーンアリーナ(広島	薬物乱用防止指導員・学校薬剤師	71	薬物専門講師養成講座
	H22.12.22	広島市立大手町商業高等学校（広島市）	高校生・教諭	160	薬物乱用防止教室
	H23.1.13	広島市立三田小学校（広島市）	小学生・教諭	69	薬物乱用防止教室
	H23.1.6	広島刑務所(広島市)	受刑者	12	精神衛生講座
	H23.1.27	県立広島観音高等学校（広島市）	高校生・教諭	70	薬物乱用防止教室
	H23.2.2	少年サポートルーム（広島市）	少年・警察職員・保護司	17	薬物乱用防止教室
	H23.2.7	ローズイン備後ハイツ（福山市）	配置販売業者・従事者（県外）	70	・改正薬事法について ・最近の薬務行政について
	H23.2.9	広島市立河内小学校（広島	小学生・教諭	40	薬物乱用防止教室
	H23.2.10	広島市立亀山中学校（広島	中学生・教諭	620	薬物乱用防止教室
	H23.2.16	広島市立尾長小学校（広島	小学生・教諭	128	薬物乱用防止教室
	H23.2.17	薬剤師会館（広島市中区）	登録販売者	70	・最近の薬務行政について
	H23.2.25	広島県福山庁舎（福山市）	登録販売者協会会員	37	最近の薬事行政について
	H23.3.28	アステールプラザ（広島市中区）	登録販売者	49	最近の薬事行政について
西部保健所	H22.6.21	広島県廿日市庁舎第２庁舎	管理栄養士学生	5	薬物乱用防止について
	H22.8.25	広島県廿日市庁舎第２庁舎	管理栄養士学生	5	薬物乱用防止について
	H22.10.8	広島県廿日市庁舎第２庁舎	研修医師	8	薬事法,麻薬及び向精神薬取締法等について
	H22.10.22	広島県廿日市庁舎第２庁舎	歯科医師	1	薬物乱用防止について
	H22.11.4	広島県廿日市庁舎第２庁舎	歯科衛生士学生	10	薬物乱用防止について
	H22.11.16	広島県廿日市庁舎第２庁舎	看護大学生	3	薬物乱用防止について
	H22.12.7	広島県廿日市庁舎第２庁舎	看護大学生	8	薬物乱用防止について
	H23.2.2	広島県廿日市庁舎第２庁舎	社会福祉主事学生	4	薬物乱用防止について
	H23.2.15	広島県廿日市庁舎第２庁舎	介護福祉士1級取得学生	19	薬物乱用防止について
西部保健所広島支所	H22.5.30	サンピア安芸	薬剤師会員	88	改正薬事法について
西部保健所呉支所	H22.4.7	広島文化学園大学呉阿賀キャンパス	新入生	155	薬物乱用防止講演会
東部保健所	H21.7.16	三原医薬分業支援センター研修室	三原薬剤師会会員	24	改正薬事法の概要について
	H22.6.22	尾道刑務支所	薬物事犯受刑者	6	薬物の薬理作用について
	H22.6.23	三原市市民福祉会館	学校保健主事	120	薬物乱用防止教育について
	H22.6.24	(有)漢方センター吉岡薬局	尾道学校薬剤師会	25	薬物乱用防止講習について
	H22.7.9	三原薬剤師会館	学生 薬剤師	4	麻向法等について 薬物乱用防止について
	H22.9.22	三原薬剤師会館	学生	6	麻向法等について 薬物乱用防止について
	H22.10.13	尾道刑務支所	薬物事犯受刑者	5	薬物の薬理作用について 薬物乱用防止について
	H23.2.22	尾道刑務支所	薬物事犯受刑者	3	薬物の薬理作用について 薬物乱用防止について
東部保健所福山支所	H22.5.11	広島県福山庁舎	広島大学医学部保健学科（保健師）	6	薬物乱用防止
	H22.5.18	広島県福山庁舎	県立広島大学　　　（保健師）	10	薬物乱用防止
	H22.7.6	広島県福山庁舎	県立広島大学　　　（保健師）	10	薬物乱用防止
	H22.7.12	広島県福山庁舎	広島女学院大学・広島文教女子大学・神戸女子大学（管理栄養士）	5	薬物乱用防止
	H22.9.6	広島県福山庁舎	安田女子大学・福山大学（管理栄養士）	5	薬物乱用防止
	H23.1.18	府中市鵜飼町 府中地区医師会館	府中地区医師会准看護学院（准看護師）	32	薬物乱用防止
	H22.10.28	広島県福山庁舎	施設管理業務担当者	50	医薬用外毒物劇物の管理について
北部保健所	H22.7.2	キャピタル国際福祉専門学校	学生	30	薬物乱用防止

5　薬の知識普及

(1) 薬草に親しむ会の開催

主　催　　広島県，（社）広島県薬剤師会

共　催　　三次市，日本薬学会中国四国支部

協　力　　広島漢方研究会

開催年月日	平成22年9月20日
場　　所	三倉岳キャンプ場周辺
参　加　者	205名

(2) 保健所等における活動状況

「薬と健康の週間」行事として各保健所において，関係機関へ協力を依頼するとともに，広報資料を配布し，ポスターを掲示する等，地域の実情に応じ実施した。

(3) 薬事衛生指導員の育成

薬の知識の普及活動を推進する薬事衛生指導員の資質の向上を図るため，次の講習会の実施について補助した。

開催場所	期日	内容	講師	受講者数
福山商工会議所	22.10.23	「自殺の現状と対策～うつ，不眠，アルコールと自殺問題」 「学校薬剤師を活用しよう～環境衛生検査からくすり教育まで～」	広島県立総合精神保健福祉センター所長 徳山医師会病院　薬局長（山口県学校薬剤師会　会長）	48人
広島県薬剤師会館	22.10.24	「自殺の現状と対策～うつ，不眠，アルコールと自殺問題」 「学校で使用する消毒薬について」	広島県立総合精神保健福祉センター所長 山口大学医学部付属病院　薬剤部　准教授	66人

６　薬剤師

(1) 概況

県内に在住する薬剤師は，平成 20 年 12 月末現在 6,119 人と平成 18 年 12 月末より 128 人増加している。

これを就業別にみると，薬局の勤務者が 2,965 人と全体の 48.5％を占め，次に病院又は診療所において調剤に従事する者が 1,133 人（18.5％），薬局の開設又は法人の代表者が 518 人（8.5％）となっている。

なお，平成 22 年度の薬剤師免許申請件数は 81 件，薬剤師名簿訂正は 141 件，免許証書換え交付申請件数は 140 件，再交付申請件数は 22 件であった。

(2) 薬剤師数の年次別推移

年	薬剤師数（男）	薬剤師数（女）	計
25	678	240	918
30	724	330	1,054
35	735	389	1,124
40	802	663	1,465
45	877	849	1,726
50	966	1,143	2,109
51	934	1,145	2,079
52	959	1,235	2,194
53	944	1,317	2,261
54	1,016	1,479	2,495
55	1,026	1,580	2,606
56	1,084	1,636	2,720
57	1,119	1,724	2,843
59	1,193	1,820	3,013
61	1,174	1,850	3,024
63	1,203	1,916	3,119
平成 2	1,322	2,362	3,684
4	1,422	2,545	3,967
6	1,524	2,806	4,330
8	1,714	3,223	4,937
10	1,783	3,466	5,249
12	1,839	3,587	5,426
14	1,946	3,690	5,636
16	1,910	3,700	5,610
18	2,032	3,959	5,991
20	2,115	4,004	6,119

(3) 保健所・市町別薬剤師免許申請等処理状況

（平成20年12月31日現在）

業務の種類 ／ 保健所等	総数	薬局 開設者又は法人代表者	薬局 勤務者	病院診療所 調剤	病院診療所 検査	病院診療所 その他	大学 勤務者（研究・教育）	大学 大学院生又は研究生	医薬品関係企業 医薬品製造業・輸入販売業（研究・開発・営業・その他）	医薬品関係企業 医薬品販売業（薬種商を含む）	その他 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	その他 その他の従事者	その他 無職の者	その他 不詳
西部	317	35	156	71		6			4	22	6	6	11	
広島	354	32	174	69		6			46	16		2	9	
呉	509	52	221	125		11	49		2	24	10	5	10	
西部東	349	38	207	65		6	3	1		17	1	1	10	
東部	662	81	348	159		9			10	34	5	1	15	
福山	1,112	86	452	217	1	14	57	45	56	75	28	28	53	
北部	160	13	69	44		5			3	14	5	1	6	
小計	3,463	337	1,627	750	1	57	109	46	121	202	55	44	114	
広島市（薬務課）	2,656	181	1,338	383	3	19	55	91	219	171	55	41	100	
合計	6,119	518	2,965	1,133	4	76	164	137	340	373	110	85	214	

（注）1　就業地別（「無職の者」については，住所地別）に掲げてある。
　　　2　平成20年12月31日現在の薬剤師届により，平成21年度の保健所管轄区域により計上した。

(4) 保健所・市町別薬剤師免許申請等処理状況（平成２２年度）

保健所等 ＼ 項目	薬剤師免許申請	薬剤師名簿訂正申請	薬剤師免許証書換え交付申請	薬剤師免許証再交付申請	薬剤師名簿登録削除申請
西部					
広島					
呉					
西部東					
東部					
福山					
北部					
保健所計	0	0	0	0	
薬務課	12	28	27	5	
広島市計	34	46	46	8	1
広島市保健所	17	21	21	3	1
東区	2	4	4	2	
南区	5	7	7	1	
西区	1	2	2	1	
安佐南区	4	6	6		
安佐北区	1	2	2		
安芸区	2	2	2		
佐伯区	2	2	2	1	
呉市	6	10	10	1	1
竹原市		1	1		1
三原市	2	1	1		
尾道市	1	4	4		
福山市	17	33	33	3	
府中市					
三次市	2	1	1	1	
庄原市					
大竹市	1	2	2		
東広島市	1	4	4	2	
廿日市市	2	3	3	1	
安芸高田市		1	1	1	
江田島市					
府中町	1	4	4		
海田町	2	3	3		
熊野町					
坂町					
安芸太田町					
北広島町					
大崎上島町					
世羅町					
神石高原町					
合計	81	141	140	22	3

第２　医薬品の適正使用

第２　医薬品の適正使用

１　医薬品の適正使用推進事業

⑴　現状

広島県における医薬分業は着実に進展しており，平成21年度の処方せん受取率は，61.9％と全国平均を上回っているものの，患者等が医薬分業のメリットを感じられないといった問題点や県民の医薬品に対する理解不足などが指摘されており，医薬分業を質的に向上させるための施策の充実が求められている。

また，介護保険の導入等による在宅医療現場での医薬品の使用増加に伴い，患者の医薬品の服用（コンプライアンス）や薬剤管理における問題点が指摘されている。このため，平成14～15年度に在宅服薬管理における医療・介護関係者の連携システムの検討を行い，「在宅服薬管理の手引き」を作成した。平成22年度には，在宅患者の薬物療法における現状と課題を把握するため，在宅医療関係者のアンケート調査を実施した。

⑵　事業内容

ア　医薬品の適正使用に関する啓発

医薬品による十分な治療効果を上げるためには，患者自らが医薬品の正しい使い方について理解し，服薬していく必要がある。

更に，セルフメディケーション（自己治療）の必要性がいわれる中，県民自らの一般用医薬品に対する適正使用とリスク管理も一層重要となっている。

そのため，県民等に対して，医薬品の正しい知識の普及のため，啓発活動を実施した。

イ　医薬品の適正使用に関する検討特別委員会

平成 4 年の医療法改正により医療提供の基本理念が規定された。その中で，「医療を受ける者の居宅」は「医療提供の場」とされ「在宅医療」は一般に認知されることとなった。

その後，平成 12 年には介護保険制度が導入され，患者が居宅において医療・介護のサービスを受ける「在宅医療」は，今では医療の一形態として定着している。

在宅医療においては，薬物療法が重要な役割を果たしているが，不適切な取扱いによる医薬品の品質低下や，誤った使用による健康被害等の問題点が，従前より指摘されているところである。

そこで，薬剤師の在宅医療への参画を更に進めるため，課題の把握及びその対策の検討を行った。

・「地域医薬連携における医薬品の適正使用検討特別委員会」　年３回開催

・研修会「在宅医療と薬剤師 ～他職種が本音で語る薬剤師への要望～」開催

開 催 日：平成23年3月14日

開催場所：広島県薬剤師會館

参加者数　105 人

ウ　後発医薬品使用促進事業

医療費の患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から後発医薬品の使用を促進するため，「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）で「平成 24 年度までに，後発医薬品の数量シェアを 30％（現状から倍増）以上にすること」とした。

厚生労働省は，後発医薬品にかかる理解を向上させるため，医療機関等の医療関係者を構成員とする「後発医薬品促進のための協議会」を設置し，患者及び医療関係者が安心して後発医薬品をしようすることができるよう使用促進にかかる環境整備等を検討する事業について都道府県に委託することとなった。

広島県では，平成 20 年 9 月，後発医薬品に対する理解を深め，その適正使用の推進を図るため，学識経験者及び消費者，医師会等関係団体及び行政で構成する「広島県後発医薬品使用推進協議会」を設置し，計 7 回協議会を開催するとともに，アンケート調査及び保険者や製薬メーカーの代表者からのヒアリングを行い，平成 22 年 3 月に「広島県後発医薬品使用推進プログラム」をに策定した。

今後は，このプログラムに基づき，国や関係団体と連携し，県民や医療関係者間の後発医薬品の使用推進に対する相互の理解を深めるための環境整備を推進する。

平成 22 年度は，後発医薬品の使用促進を図るため，県内各保健所及び（社）広島県薬剤師会に相談窓口を設置するとともに，（社）広島県薬剤師会と共同で啓発資材（ムービングポップ）を作成し，県内の薬局等に配布した。

⑶ 今後の対応

次の事業を引き続き実施することにより，医薬品のより良い使用を推進し，安心して医薬品を使用できる地域保健医療体制の構築を図る。

ア　薬局機能向上に関する方策の検討

イ　医薬品等適正使用の啓発

ウ　在宅医療における医薬品の適正使用の推進

エ　「広島県後発医薬品使用推進プログラム」に基づく取組の推進

2　適正な医薬分業の推進

医薬品の供給・相談役として地域住民に信頼される「かかりつけ薬局」を育成し，患者本位の良質な医薬分業を推進するため，「広島県薬局業務ガイドライン」の遵守の徹底を図った。

薬局数及び処方せん受取率等の推移

年度	広島県							全国		
	薬局数	A 保険 薬局数	B 請求 薬局数	B／A （%）	年間 処方せん 発行枚数	処方せん 受取率 （%）	対前年 （%）	年間 処方せん 発行枚数	処方せん 受取率 （%）	対前年 （%）
昭和63	1,234	1,057	632	59.8		15.0	24.2		10.6	17.5
平成元	1,275	1,068	621	58.1		15.8	105.3		11.3	106.6
2	1,275	1,055	649	61.5	6,399,217	16.4	103.8	145,942,129	12.0	106.2
3	1,261	1,055	653	61.9	6,843,184	17.1	104.3	160,489,206	12.8	106.7
4	1,288	1,071	691	64.5	7,461,272	18.6	108.8	178,974,813	14.0	109.4
5	1,302	1,112	757	68.1	8,345,052	21.1	113.4	201,493,504	15.8	112.9
6	1,318	1,197	784	65.5	9,355,318	23.6	111.8	235,013,004	18.1	114.6
7	1,340	1,200	845	70.4	10,234,252	25.9	109.7	265,078,277	20.3	112.2
8	1,367	1,237	953	77.0	11,126,605	28.3	109.3	296,430,739	22.5	110.8
9	1,379	1,280	1,010	78.9	12,084,634	31.2	110.2	337,821,439	26.0	115.6
10	1,427	1,337	1,074	80.3	13,199,541	34.0	109.0	400,061,313	30.5	117.3
11	1,433	1,352	1,112	82.2	14,292,864	37.4	110.0	455,369,390	34.8	114.1
12	1,475	1,409	1,186	84.2	15,160,630	40.9	109.4	506,203,134	39.5	113.5
13	1,503	1,433	1,207	84.2	16,610,880	46.1	112.7	559,595,974	44.5	112.7
14	1,537	1,482	1,268	85.6	17,258,761	50.5	109.5	584,615,153	48.8	109.7
15	1,551	1,509	1,311	86.9	17,597,143	53.4	105.7	598,121,520	51.6	105.7
16	1,569	1,507	1,338	88.8	17,952,534	55.4	103.7	618,889,397	53.8	104.3
17	1,585	1,500	1,389	92.6	18,472,338	55.3	99.8	645,075,260	54.1	100.6
18	1,588	1,560	1,410	90.4	18,791,113	57.2	103.4	660,833,278	55.8	103.1
19	1,605	1,570	1,420	90.4	19,347,488	58.7	102.6	683,749,727	57.2	102.5
20	1,621	1,573	1,434	91.2	19,475,529	60.5	103.1	694,358,884	59.1	103.3
21	1,609	1,575	1,466	93.1	19,558,708	61.9	102.3	702,220,342	60.7	102.7

※年間処方せん発行枚数及び処方せん受取率は，（社）日本薬剤師会資料による。

第３　毒　物　・　劇　物

第３　毒物・劇物

１　毒物劇物関係業態数

(1) 毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数の推移

年度	製造業	輸入業	販売業							業務上取扱者					合計
			一般		農業用		特定		小計	めっき	金属熱処理	自動車運送業	しろあり防除業者	小計	
			A	B	A	B	A	B							
元	46	1	1,450	229	688	43	50	15	2,475	36	5	9	−	50	2,572
2	46	1	1,452	238	681	42	47	15	2,475	34	5	10	−	49	2,571
3	49	1	1,462	242	667	44	49	17	2,481	33	5	9	−	47	2,578
4	48	1	1,481	286	662	47	48	28	2,552	30	5	13	−	48	2,649
5	50	1	1,449	301	659	45	46	25	2,525	31	5	13	−	49	2,625
6	51	1	1,446	339	655	43	47	26	2,556	31	5	15	−	51	2,659
7	57	2	1,476	378	644	43	47	23	2,611	28	5	16	−	49	2,719
8	55	3	1,477	381	644	43	49	23	2,617	27	5	16	−	48	2,723
9	56	4	1,471	388	631	38	49	23	2,600	28	5	18	−	51	2,711
10	55	3	1,464	391	578	40	48	24	2,545	22	4	19	−	45	2,648
11	55	3	1,412	400	522	41	50	22	2,447	22	2	21	8	53	2,558
12	56	4	1,381	421	523	48	51	22	2,446	22	2	22	9	55	2,561
13	56	4	1,345	436	491	36	49	25	2,382	24	2	23	8	57	2,499
14	57	5	1,333	442	481	35	53	25	2,369	22	3	23	8	56	2,487
15	57	5	1,305	448	448	31	50	23	2,305	22	3	23	8	56	2,423
16	60	5	1,270	449	453	28	47	23	2,270	22	3	22	7	54	2,389
17	60	6	1,251	452	450	30	44	23	2,250	21	3	22	7	53	2,369
18	61	4	1,213	451	425	23	41	21	2,174	24	3	18	7	52	2,291
19	61	5	1,235	482	414	48	41	17	2,237	20	3	21	6	50	2,353
20	62	5	1,228	489	418	17	40	17	2,209	21	3	22	7	53	2,329
21	64	5	1,194	542	390	11	40	17	2,194	20	3	24	7	54	2,317
22	65	5	1,178	569	379	9	35	15	2,185	16	3	22	6	47	2,302

（注）　販売業者Ａは現物を直接取扱う業者で，Ｂは現物を直接扱わない業者である。

(2) 保健所等別毒物劇物関係業態数

(平成23年3月31日現在)

業態 / 保健所(支所)	製造業	輸入業	販売業 一般 A	一般 B	農業用 A	農業用 B	特定 A	特定 B	小計	業務上取扱者 めっき	金属熱処理	自動車運送業	しろあり防除業者	小計	特定毒物研究者	合計
西部	10 (4)	1	56	25	13	0	1	0	95	0	0	3	0	3	3	112 (4)
広島	5	0	66	12	42	0	0	0	120	1	0	0	0	1	0	126
呉	1	0	7	4	15	0	2	0	28	0	0	1	0	1	0	30
西部東	9 (5)	0	85	20	30	0	0	0	135	0	0	4	0	4	8	156 (5)
東部	6 (3)	0	113	48	55	4	2	0	222	1	0	3	1	5	3	236 (3)
福山	3 (3)	1 (1)	24	3	11	0	1	0	39	1	0	1	0	2	9	54 (4)
北部	2	1	46	3	37	0	0	0	86	0	0	0	0	0		89
薬務課	1 (1)	1 (1)							0					0	26	28 (2)
計	37 (16)	4 (2)	397	115	203	4	6	0	725	3	0	12	1	16	49 (2)	831 (18)
広島市	10	0	456	336	63	3	19	12	889	8	1	3	4	16	0	915
呉市	0	0	123	35	55	0	2	1	216	2	1	0	0	3	0	219
福山市	18	1	202	83	58	2	8	2	355	3	1	7	1	12	0	386
合計	65 (16)	5 (2)	1, 178	569	379	9	35	15	2, 185	16	3	22	6	47	49 (2)	2, 351 (18)

(注) 製造業，輸入業及び合計欄の（　　）内は，大臣登録の施設数の再掲である。

(注) 販売業者Ａは現物を直接取扱う業者で，Ｂは現物を直接扱わない業者である。

(3) 保健所（支所）・市町村別毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数

（平成23年3月31日現在）

保健所（支所）	市町村	製造業	輸入業	販売業 一般 A	販売業 一般 B	販売業 農業用 A	販売業 農業用 B	販売業 特定 A	販売業 特定 B	販売業 小計	業務上取扱者 めっき	業務上取扱者 金属熱処理	業務上取扱者 自動車運送業	業務上取扱者 しろあり防除業者	業務上取扱者 小計	合計
西部	大竹市	6	0	21	12	3	0	0	0	36	0	0	2	0	2	44
	廿日市市	4	1	35	13	10	0	1	0	59	0	0	1	0	1	65
	小計	10	1	56	25	13	0	1	0	95	0	0	3	0	3	109
西部広島	安芸高田市	2	0	11	2	11	0	0	0	24	0	0	0	0	0	26
	安芸太田町	0	0	3	0	7	0	0	0	10	0	0	0	0	0	10
	北広島町	0	0	7	1	17	0	0	0	25	0	0	0	0	0	25
	府中町	0	0	18	3	1	0	0	0	22	0	0	0	0	0	22
	海田町	1	0	13	5	1	0	0	0	19	0	0	0	0	0	20
	熊野町	0	0	7	0	3	0	0	0	10	1	0	0	0	1	11
	坂　町	2	0	7	1	2	0	0	0	10	0	0	0	0	0	12
	小計	5	0	66	12	42	0	0	0	120	1	0	0	0	1	126
西部呉	江田島市	1	0	7	4	15	0	2	0	28	0	0	1	0	1	30
	小計	1	0	7	4	15	0	2	0	28	0	0	1	0	1	30
西部東	竹原市	2	0	13	2	4	0	0	0	19	0	0	0	0	0	21
	東広島市	5	0	67	16	18	0	0	0	101	0	0	4	0	4	110
	大崎上島町	2	0	5	2	8	0	0	0	15	0	0	0	0	0	17
	小計	9	0	85	20	30	0	0	0	135	0	0	4	0	4	148
東部	三原市	4	0	39	15	11	0	0	0	65	1	0	1	0	2	71
	尾道市	2	0	69	30	37	4	2	0	142	0	0	2	1	3	147
	世羅町	0	0	5	3	7	0	0	0	15	0	0	0	0	0	15
	小計	6	0	113	48	55	4	2	0	222	1	0	3	1	5	233
東部福山	福山市	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	府中市	0	0	20	2	5	0	1	0	28	1	0	1	0	2	30
	神石高原町	0	0	4	1	6	0	0	0	11	0	0	0	0	0	11
	小計	3	1	24	3	11	0	1	0	39	1	0	1	0	2	45
北部	三次市	0	0	27	0	15	0	0	0	42	0	0	0	0	0	42
	庄原市	2	1	19	3	22	0	0	0	44	0	0	0	0	0	47
	小計	2	1	46	3	37	0	0	0	86	0	0	0	0	0	89
薬務課		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計		37	4	397	115	203	4	6	0	725	3	0	12	1	16	782
保健所設置市	広島市	10	0	456	336	63	3	19	12	889	8	1	3	4	16	915
	呉　市	0	0	123	35	55	0	2	1	216	2	1	0	0	3	219
	福山市	18	1	202	83	58	2	8	2	355	3	1	7	1	12	386
	小計	28	1	781	454	176	5	29	15	1460	13	3	10	5	31	1520
合計		65	5	1178	569	379	9	35	15	2185	16	3	22	6	47	2302

（注）販売業のＡは現物を直接取り扱う業者で，Ｂは現物を直接取り扱わない業者である。

(4) 保健所等別毒物劇物販売業者の登録及び変更届等処理状況

保健所（支所）	種別＼項目	登録件数（新規）	登録件数（更新）	登録票書換交付件数	登録票再交付件数	変更届出件数	廃止届出件数	毒物劇物取扱責任者 設置届出件数	毒物劇物取扱責任者 変更届出件数
西部	一般	11	18	7	1	11	4	5	8
	農業用	1	0	0	0	0	0	1	3
	特定	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	12	18	7	1	11	4	6	11
広島	一般	7	16	4	0	8	4	3	5
	農業用	3	10	0	0	2	8	3	6
	特定	0	0	0	0	0	1	0	0
	小計	10	26	4	0	10	13	6	11
呉	一般	1	2	1	0	1	0	1	0
	農業用	0	0	0	0	0	0	0	5
	特定	0	1	0	0	0	0	0	0
	小計	1	3	1	0	1	0	1	5
西部東	一般	10	29	2	2	5	6	8	10
	農業用	1	3	1	0	3	0	1	9
	特定	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	11	32	3	2	8	6	9	19
東部	一般	12	31	4	0	8	18	3	12
	農業用	2	16	1	0	2	1	1	10
	特定	0	0	0	0	0	1	0	0
	小計	14	47	5	0	10	20	4	22
福山	一般	0	7	0	0	0	4	0	3
	農業用	0	1	0	0	0	0	0	2
	特定	0	1	0	0	0	0	0	1
	小計	0	9	0	0	0	4	0	6

保健所（支所）	項目／種別	登録件数（新規）	登録件数（更新）	登録票書換交付件数	登録票再交付件数	変更届出件数	廃止届出件数	毒物劇物取扱責任者	
								設置届出件数	変更届出件数
北部	一般	2	15	3	0	3	3	2	4
	農業用	0	15	0	0	0	0	0	3
	特定	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2	30	3	0	3	3	2	7
県保健所（支所）の計	一般	43	118	21	3	36	39	22	42
	農業用	7	45	2	0	7	9	6	38
	特定	0	2	0	0	0	2	0	1
	小計	50	165	23	3	43	50	28	81
広島市	一般	77	122	41	0	55	44	34	54
	農業用	1	29	0	0	1	2	1	25
	特定	1	6	0	0	1	0	0	0
	小計	79	157	41	0	57	46	35	79
呉市	一般	13	27	5	0	9	10	8	11
	農業用	3	4	0	0	1	3	3	25
	特定	0	1	0	0	0	2	0	0
	小計	16	32	5	0	10	15	11	36
福山市	一般	25	68	6	0	28	25	15	13
	農業用	1	9	1	0	3	2	1	13
	特定	0	5	1	0	2	2	0	4
	小計	26	82	8	0	33	29	16	30
合計	一般	158	335	73	3	128	118	79	120
	農業用	12	87	3	0	12	16	11	101
	特定	1	14	1	0	3	6	0	5
	合計	171	436	77	3	143	140	90	226

2　毒物劇物取締指導

(1) 毒物劇物取締指導の年度別推移

区分＼年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
対象施設数		2,454	2,424	2,403	2,443	2,329	2,385	2,351
立入検査実施数		1,661	1,535	1,199	1,171	1,329	1,392	1,313
違反発見施設数		472	433	227	316	393	238	216
違反発見件数		616	582	291	428	613	349	334
内容	無登録・無届業	8	1	4	1	1	4	3
	譲渡手続	235	214	145	173	240	103	117
	表示・貯蔵陳列状況	171	171	96	191	86	137	25
	その他（取扱責任者等）	202	196	46	63	174	105	189
処分件数		14	5	6	92	112	29	19
内訳	登録取消							
	業務停止							
	設備改善命令等							
	その他（改善計画書等）	14	5	6	92	24	29	19
告発件数								

(2) 業態別立入検査状況

		登録・届出・許可施設数 (1)	立入検査施行施設数 (2)	違反発見施設数 (3)	違反発見件数 登録違反 (4)	違反発見件数 取扱違反 (5)	違反発見件数 表示違反 (6)	違反発見件数 譲渡手続違反 (7)	違反発見件数 その他 (8)	毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物の疑いのあるものの収去 (9)	試験の結果毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物であつたもの (10)	無登録・無届・無許可施設発見件数 (11)	処分件数 登録・許可取消 (12)	処分件数 業務停止 (13)	処分件数 設備改善命令 (14)	処分件数 その他 登録違反 (15)	処分件数 その他 取扱違反 (16)	処分件数 その他 表示違反 (17)	処分件数 その他 譲渡手続違反 (18)	処分件数 その他 その他 (19)	告発件数 (20)
製造業	大臣登録分 (01)	16	10	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
製造業	知事登録分 (02)	49	34	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輸入業	大臣登録分 (03)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輸入業	知事登録分 (04)	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
販売業	一般販売業 (05)	1747	828	118	3	36	9	87	39	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	9	0
販売業	農業用品目販売業 (06)	388	232	70	0	29	2	25	57	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
販売業	特定品目販売業 (07)	50	20	6	0	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業務上取扱者	電気めっき事業 (08)	16	5	4	0	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業務上取扱者	金属熱処理事業 (09)	3	3	2	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業務上取扱者	毒物劇物運送事業 (10)	22	15	2	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
業務上取扱者	しろあり防除事業 (11)	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業務上取扱者	法第22条第5項の者 (12)	0	154	11	0	8	11	0	5	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0
特定毒物研究者 (13)		49	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2351	1310	216	3	78	25	117	111	0	0	2	0	0	0	1	6	1	0	11	0

(3) 保健所等別立入検査状況

	登録・届出・許可施設数 (1)	立入検査施行施設数 (2)	違反発見施設数 (3)	違反発見件数 登録違反 (4)	取扱違反 (5)	表示違反 (6)	譲渡手続違反 (7)	その他 (8)	毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物の疑いのあるものの収去 (9)	試験の結果毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物であつたもの (10)	無登録・無届・無許可施設発見件数 (11)	処分件数 登録・許可取消 (12)	業務停止 (13)	設備改善命令 (14)	その他 登録違反 (15)	取扱違反 (16)	表示違反 (17)	譲渡手続違反 (18)	その他 (19)	告発件数 (20)
西部	112	114	8	0	1	2	0	5	0	0	2	0	0	0	1	4	1	0	3	0
広島支所	126	80	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
呉支所	30	31	8	0	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	6	0
西部東	156	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東部	236	189	31	1	14	10	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
福山支所	54	62	0	0	10	4	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北部	89	59	10	0	6	0	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬務課	28	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	831	618	58	1	33	17	28	25	0	0	2	0	0	0	1	6	1	0	11	0
広島市	915	342	61	2	0	0	63	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉市	219	78	7	0	2	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	386	275	90	0	43	6	24	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小　　計	1,520	695	158	2	45	8	89	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総　　計	2,351	1,313	216	3	78	25	117	111	0	0	2	0	0	0	1	6	1	0	11	0

３　農薬危害防止対策

農薬による危害防止を図るため，各関係機関と緊密な連携のもとに農薬に関する正しい知識を普及するための講習会及び取扱い施設への立入指導を行った。

(1) 農薬危害防止運動

６月１日から８月 31 日までを農薬危害防止月間と定め,農薬に関する正しい知識を普及し農薬の危害の防止を期するため次のとおり啓発等を行った。

ア　実施主体：保健医療部薬務課，農水産振興部農業技術課

イ　実施内容

(ア) 広報宣伝

チラシの配布

・内容　a　毒物・劇物の購入手続き

b　農薬散布の注意事項

c　農薬の正しい使用

・配布先：農家等，枚数：40,000 枚

(イ) 講習会

開催年月日	会場	受講者数	講習内容
H22.6.7	県庁講堂	115 名	・毒物及び劇物取締法 ・農薬取締法 ・農薬の安全使用等 ・食品衛生法 等
H22.6.10	広島県福山庁舎	115 名	
H22.6.17	東広島	84 名	
H22.6.24	みよしまちづくりセンター	121 名	
H22.7.5	たけはら美術館	106 名	

(ウ) 保健所等農薬危害防止運動の実施内容

保健所（支所）は，農林水産事務所，農業技術指導所，病害虫防除所，教育委員会，市町，医師会等と緊密な連携を図り，啓発用チラシを関係機関へ配布するとともに，地域講習会を開催するなど，本運動の啓発に努めた。また，毒物劇物農業用品目販売業者等を対象に販売・取扱い等について重点的な監視指導を行った。

保健所（支所）	主　な　実　施　事　項
西部	1　各市，農協，森林組合に対し啓発協力依頼 2　監視指導……毒物劇物販売業者等（農林部署と共同立入）
西部広島	1　各町，農協，医師会に対し啓発協力依頼 2　監視指導……毒物劇物販売業者等（農林部署と共同立入）
西部呉支所	1　各市，農協に対し啓発協力依頼 2　監視指導……毒物劇物販売業者等（農林部署と共同立入）
西部東	1　各市町，農協，薬剤師会，薬種商協会，医師会に対し啓発協力依頼 2　監視指導……毒物劇物販売業者等（農林部署と共同立入）
東部	1　各市町，市町教育委員会，農協，森林組合，医師会，薬剤師会に対し啓発協力依頼 2　監視指導……毒物劇物販売業者等（農林部署と共同立入）

東部福山支所	1　各市町，農協，森林組合に対し啓発協力依頼 2　監視指導……毒物劇物販売業者等（農林部署と共同立入）
北部	1　各市，農協等に対し啓発協力依頼 2　監視指導……毒物劇物販売業者等（農林部署と共同立入）

(2) 農薬事故発生状況

ア　年度別死亡事故発生件数

年　　度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事故数 （うち死亡事故件数）	2 (1)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

イ　原因別発生件数

年　　度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自　　殺	2	3						
事　　故				3	1	1		
自殺未遂								
そ の 他								
計	2	3	0	3	1	1	0	0

ウ　品目別発生件数

年　　度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
パラコート剤	1							
有機リン剤		2						
そ　の　他	1	1		3	1	1		
計	2	3	0	3	1	1	0	0

４　毒物劇物取扱者試験

日　　時：平成22年９月８日

場　　所：安田学園キャンパス（広島市安佐南区安東六丁目13番１号）

受験状況

	出願数	受験者数Ａ	合格者数Ｂ	合格率(%)Ｂ/Ａ
一　　般	人 158	人 142	人 43	% 30.3
農　業　用	224	216	42	19.4
特　　定	6	6	2	33.3
計	388	364	87	23.9

第４　　家　　庭　　用　　品

第4 家 庭 用 品

1 項目別試買検査状況

区分	項目	ホルムアルデヒド			塩化水素・硫酸	塩化ビニル	有機水銀化合物	トリス（一－アジリジニル）ホスフィンオキシド	ディルドリン	トリス（二・三－ジブロムプロピル）ホスフェイト	トリフェニル錫化合物	水酸化ナトリウム・水酸化カリウム※	トリブチル錫化合物	ビス（二・三－ジブロムプロピル）ホスフェイト化合物	四・六－ジクロル－七－（二・四・五－トリクロルフェノキシ）－二－トリフルオルメチルベンズイミダゾール	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ジベンゾ［a・h］アントラセン	ベンゾ［a］アントラセン	ベンゾ［a・h］ピレン	計
		生後24月以内のもの	生後24月以内を除くもの	計																		
試験検査件数合計		8	3	11	1		3		3			5				3		3				29
基準違反件数合計		0	0	0	0		0		0			0				0		0				0
繊維製品	おしめ	0 / 1		0 / 1																		0 / 1
	おしめカバー	0 / 1		0 / 1			0 / 1															0 / 2
	よだれ掛け	0 / 1		0 / 1			0 / 1															0 / 2
	下着	0 / 2		0 / 2																		0 / 2
	中衣			0 / 0					0 / 1													0 / 1
	外衣			0 / 0					0 / 1													0 / 1
	手袋			0 / 0																		0 / 0
	くつ下	0 / 1	0 / 2	0 / 3			0 / 1															0 / 4
	たび		0 / 1	0 / 1																		0 / 1
	帽子			0 / 0																		0 / 0
	衛生バンド																					0 / 0
	衛生パンツ																					0 / 0
	寝衣	0 / 1		0 / 1																		0 / 1
	寝具	0 / 1		0 / 1																		0 / 1
	床敷物																					0 / 0
	カーテン																					0 / 0
	家庭用毛糸								0 / 1													0 / 1
家庭用化学製品	家庭用接着剤																					0 / 0
	かつら等の接着剤																					0 / 0
	家庭用塗料																					0 / 0
	家庭用ワックス																					0 / 0
	くつ墨・くつクリーム																					0 / 0
	家庭用エアゾル製品															0 / 3		0 / 3				0 / 6
	住宅用洗浄剤				0 / 1																	0 / 1
	家庭用洗浄剤											0 / 5										0 / 5
	木材防腐剤・木材防虫剤																					0 / 0
	防腐木材・防虫木材																					0 / 0

2　機関別試験検査状況

（1）　（社）広島県薬剤師会委託分

項目＼買上機関		西部	西部東	東部	北部
試験検査件数合計		10	10	0	0
基準違反件数		0	0	0	0
ホルムアルデヒド	生後２４月以内のもの	0/5	0/3		
	生後２４月以内を除くもの	0/2	0/1		
	計	0/7	0/4		
塩化水素・硫酸		0/1			
有機水銀化合物			0/3		
水酸化ナトリウム・水酸化カリウム		0/2	0/3		

（注）　分数は，分母が試験検査件数，分子が基準違反件数である。

（2）　保健環境センター実施分

項目＼買上機関	西部	西部東	東部	北部
試験検査件数合計	6	3		
基準違反件数	0	0		
メタノール	0/3			
4,6－ジクロル－7－（2,4,5－トリクロルフェノキシ）－2－トリフルオルメチルベンズイミダゾール				
ビス（2,3－ジブロムプロピル）ホスフェイト化合物				
塩化ビニール				
トリス（1－アジリジニル）ホスフィンオキシド				
ディルドリン	0/3			
トリス（2,3－ジブロムプロピル）				
トリフェニル錫化合物				
トリブチル錫化合物				
テトラクロロエチレン				
トリクロロエチレン		0/3		
ｼﾞﾍﾞﾝｿﾞ［a・h］ｱﾝﾄﾗｾﾝ				
ﾍﾞﾝｿﾞ［a］ｱﾝﾄﾗｾﾝ				
ﾍﾞﾝｿﾞ［a・h］ピレン				

（注）　分数は，分母が試験検査件数，分子が基準違反件数である。

第５　　製　　薬　　振　　興

第５　製薬振興

１　医薬品等の製造指導

(1) 医薬品等の製造販売承認許可事務

ア　医薬品等製造販売（製造）業者数（大臣許可を除く。）

（平成23年3月31日現在）

業種／業態	製造販売業	製造業
医薬品	13	27
医薬部外品	8	12
化粧品	31	31
医療機器	29	216(180)
計	79	283(180)
	362(180)	

（注）　医療機器製造業の（　　）は修理業を再掲

イ　保健所（支所）別医薬品等の製造販売（製造）業者数（大臣許可を除く。）

（平成23年3月31日現在）

業態／保健所（支所）		医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	計	医療機器修理業
西部		3(2)	4(3)	4(2)	3(2)	13(8)	1
	（広島）	6(4)	2(1)	4(2)	4(3)	15(9)	1
	（呉）	1(1)				1(1)	
西部東		1(1)		2(1)	7(4)	10(6)	1
東部		8 (5)	4(2)	7(3)	2(1)	22(12)	7
	（福山）						
北部		2(2)			1(1)	3(3)	1
薬務課	広島市	6(4)	8(5)	28(14)	44(23)	84(45)	138
	呉市	6(3)		4(2)		8(4)	5
	福山市	7(5)	2(1)	13(7)	4(2)	26(15)	26
計		40(27)	20(12)	62(31)	65(36)	182(103)	180

（注）　（　　　）内は製造業者の再掲

ウ　各種申請に伴う文書取扱状況（大臣許可を除く。）

（ア）製造販売業許可申請等に伴う文書取扱状況

区分／業態	製造販売業者数※	業の許可		申請					届出							変更届出						製造販売届	製造販売変更届	その他	計
		新規	更新	承認	一変	GMP適合性調査	許可証書換交付	許可書再交付	軽微変更届	記載整備届	承認承継届	承認整理届	休止	再開	廃止	役員	総括製造販売責任者	名称の変更	住所：法人の住所	住所：総括製造販売責任者	主たる機能を有する事務所の所在地				
医薬品	13	0	0	0	0	5	0	0	14	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	23
医薬部外品	8	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	1	1	0	0	0	11
化粧品	31	6	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3	7	0	0	1	1	717	220	0	963
医療機器	29	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	16
計	81	10	13	0	0	5	2	0	14	0	0	0	0	0	8	6	13	1	0	2	2	717	220	0	1,013

※　平成23年3月31日現在

（イ）製造業許可申請等に伴う文書取扱状況

区分／業態	製造業者数※	業の許可		申請				届出			変更届出								その他	計
		新規	更新	許可区分追加・変更	GMP適合性調査	許可証書換交付	許可書再交付	休止	再開	廃止	構造設備	役員	管理者又は技術者	名称の変更	住所		兼業の追加	管理者又は技術者の氏名		
															法人の住所	管理者又は技術者				
医薬品	27	0	1	0	0	0	0	0	0	1	6	5	4	1	1	0	0	0	0	19
医薬部外品	12	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	1	0	0	1	10
化粧品	31	6	5	0	0	0	0	0	0	2	2	3	4	0	0	1	0	0	0	23
医療機器	36	3	9	0	6	0	0	0	0	5	12	0	0	9	0	0	0	0	0	44
医療機器修理	180	20	61	17	0	8	0	0	0	16	20	59	6	5	0	1	0	0	0	213
計	286	30	79	17	6	8	0	0	0	24	41	69	15	15	1	3	0	0	1	309

※　平成23年3月31日現在

（ウ）県が処理する医薬品製造（輸入）承認状況

薬効群	承　認	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
鼻炎用内服薬	承認						
	一変					1	
	審査中						
かぜ薬	承認						
	一変		1	1		2	
	審査中	1					
解熱鎮痛剤	承認	2					
	一変						
	審査中						
瀉下薬	承認						
	一変						
	審査中						
ビタミン主薬製剤	承認			1			
	一変	1				2	
	審査中						
医療用ガス	承認						
	一変						
	審査中						
小計	承認	2		1			
	一変	1	1	1		5	
	審査中	1					2
合計		4	1	2	0	5	2

エ　薬事指導室の利用状況

昭和35年８月新薬事法が公布され，局方外医薬品等の製造承認制度が定まった。

製造承認申請書に規格，試験法が義務付けられ，これを契機として製造業の振興を図るために技術的指導機関の設置が強く求められ，県・業界が一体となって昭和43年10月に広島県衛生研究所理化学部内（機構改革により平成４年８月から保健環境センター保健研究部内）に設置されたものである。

その利用状況は次のとおりである。

内訳＼年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
利用日数	20	43	39	21	29	23
利用医薬品等製造者数	24	22	20	15	19	20
利用延人数	40	47	42	35	40	45

(2) ＧＭＰ等

現在施行されているGMP等の種類及び県内の対象医薬品等製造業施設数は次のとおりである。

GMP等の種類	対象品目	公示方法	対象施設数
医薬品等ＧＭＰ	政令で定める品目を除く全品目	法令	13
体外診ＱＭＳ	全体外診断用医薬品	法令	1
医療機器ＱＭＳ	政令で定める品目を除く全品目	法令	23

(3) 医薬品情報処理

ア　副作用情報等

「医薬品等安全情報」,「医薬品再評価結果」,「医薬品の使用上の注意事項について」等の各種医薬品情報について，薬剤師会，医師会等関係諸団体に通知し，会員等に周知徹底を依頼し活用を図った。

イ　医薬品等安全情報報告制度

平成9年7月から，すべての医療機関や薬局の医薬関係者を対象にした「医薬品等安全情報報告制度」が実施されており，平成21年度も関係諸団体に通知し，報告制度への協力を求めた。

２　毒物劇物製造（輸入）業関係

登録状況及び文書取扱状況

区分 / 保健所（支所）	※施設数	登録		登録票		登録変更（品目追加）	変更届					取扱責任者設置届	廃止届	計
		新規	更新	書換交付	再交付		構造設備	取扱責任者	法人の住所	品目廃止	その他			
西部	11 (1)		2			1	2	2 (1)		1				8 (1)
（広島）	5	1	1			0	0	0			1	1		4
（呉）	1		0			0	0	0						0
西部東	9		0			0	0	2 (1)						2 (1)
東部	6		2	1		1	0	2			1			7
（福山）	4 (1)		0			1	1	0		1				3
北部	3 (1)	2 (1)	0			0	0	0			0	2 (1)	2 (1)	6 (3)
薬務課（広島市内大臣登録分）	2 (1)		0			0	0	0						0
計	41 (4)	3 (1)	5	1	0	3	3	6 (2)	0	2	2	3 (1)	2 (1)	30 (5)

※平成23年3月31日現在

（注）　施設数欄の（　）内は輸入業の再掲

3　薬事経済調査委託事業

(1) 薬事工業生産動態統計調査

医薬品，医薬部外品，衛生材料及び医療機器の生産等の実態を明らかにするため，厚生労働省又は県知事の許可を受けて医薬品，医薬部外品，衛生材料及び医療機器を製造する製造所又は輸入する営業所に対して実施した。

業態	医薬品		衛生材料		医療機器		医薬部外品	
年月	件数	生産額（千円）	件数	生産額（千円）	件数	生産額（千円）	件数	生産額（千円）
22.4	35	1,199,938	3	4,406	42	1,158,497	9	977,568
22.5	35	1,209,851	3	4,457	42	982,236	9	765,795
22.6	35	1,309,532	3	5,203	42	1,220,157	9	935,564
22.7	35	1,329,504	3	3,676	42	1,263,077	9	1,074,582
22.8	35	1,221,730	3	5,999	42	959,401	9	314,981
22.9	35	1,410,897	3	4,777	42	1,306,721	9	60,921
22.10	35	1,413,296	3	5,301	42	920,539	9	91,028
22.11	35	1,441,763	3	5,879	42	871,900	9	103,808
22.12	34	1,317,269	3	4,211	42	743,765	9	216,568
23.1	34	1,041,770	3	4,710	42	870,883	9	413,603
23.2	34	961,972	3	4,155	42	798,315	9	800,672
23.3	34	1,326,961	3	5,979	42	978,363	9	1,089,119
合計	416	15,184,483	36	58,753	504	12,073,854	108	6,844,209

(2) 薬価調査客体精密化調査

医療用医薬品価格調査の調査客体を的確に把握するため，事業所名称，所在，取扱品目等の状況を調査した。

区分	平成20年度 調査客対数	平成22年度 調査客対数
卸売販売業	78	100
薬局	1	0
購入業者	48	32

(3) 特定保険医療材料価格調査客体精密化調査

特定保険医療材料価格調査の調査客体を的確に把握するため，事業所名称，所在，取扱品目等の状況を調査した。

区分	平成20年度 調査客対数	平成22年度 調査客対数
医科向販売業者	216	189
歯科向販売業者	33	30

(4) 医薬品等価格経時変動調査（他計調査）

市場の実勢価格を的確に薬価基準及び材料価格基準に反映させるために，医薬品を販売している卸売業者及び特定保険医療材料の卸売業者を対象とし，市場価格の変動を調査した。

区分	調査対象件数	調査実施品目数
医薬品	2	500
特定保険医療材料	2	494

４　予防医材の取扱

(1) 経口ポリオワクチン

広島県経口生ポリオワクチン供給要領に基づき広島県ワクチン協会が市町に納入した。

平成 21 年度　経口生ポリオワクチンの保健所等管内別納入一覧表

	保健所（支所）等		納入本数
県保健所	西　　部		147
		広　　島	218
		呉	22
	西 部 東		215
	東　　部		15
		福　　山	40
	北　　部		91
保健所設置市等	呉　　市		209
	(財)広島県健康福祉センター		35
計			992

(2) 国有ワクチン

ガスえそ，乾燥ボツリヌス及び乾燥ジフテリア抗毒素取扱機関

区	分	ガスえそ抗毒素		乾燥ボツリヌス抗毒素		乾燥ジフテリア抗毒素	
		保管本数	供給本数	保管本数	供給本数	保管本数	供給本数
西部	(株) エバルス広島支店 広島市南区大洲 5-2-10 TEL082-286-3364	5	0	1	0	2	0
東部	(株) サンキ福山営業所 福山市御幸町中津原 1965-1 TEL084-955-2000	5	0	1	0	2	0

(3) その他のワクチン取扱機関

広島県ワクチン協会（広島市中区銀山町３－１　ひろしまハイビル２１　５・８階（株）エバルス内）

取扱機関	所在地	電話番号
(株) エバルス	〒730-0022 広島市中区銀山町３－１　ひろしまハイビル２１　５・８階	(082)286-3311
(株) セイエル	〒733-8660 広島市西区商工センター５丁目１－１	(082)278-1912
成和産業 (株)	〒733-0833 広島市西区商工センター１丁目２－１９	(082)501-0222

取扱機関	所在地	電話番号
広島県薬業（株）	〒733-0833 広島市西区商工センター３丁目４－２５	(082)277-7700
(株) サンキ	〒733-0832 広島市西区草津港３丁目３－３３	(082)501-0800
(株) アステム広島支店	〒731-3167 広島市安佐南区大塚西６丁目７－１３	(082)849-9993
常盤薬品（株）広島支店	〒733-0003 広島市西区三篠町２丁目１７－３	(082)238-8531

(4) 乾燥まむし抗毒素

広島県ワクチン協会と薬局との協力を得て，保健所設置市及び県保健所（支所）管内に取扱機関を指定した。

保健所（支所）		取扱薬局等	所　在　地	電　話	休日・夜間
西　部		森井薬局	廿日市市廿日市2-8-21	0829-31-0460	同左
	広島支所	猪原薬局	山県郡安芸太田町大字加計3472	0826-22-0001	同左
	広島支所	ノムラ薬局大朝店	山県郡北広島町新庄2048-1	0826-82-3278	同左
	広島支所	中元薬局パルパ店	安芸高田市甲田町高田原1433-1	0826-45-3264	0826-45-2047
	呉支所	おきみ薬局	江田島市沖美町三吉2634	0823-47-0960	同左
西　部　東		㈲堂面薬局	竹原市本町１丁目4-8	0846-22-2017	0846-22-1007
西　部　東		セブン薬局大崎店	豊田郡大崎上島町中野4102-1	0846-67-5070	なし
東　部		㈱エバルス三原支店	三原市皆実２丁目6-10	0848-62-4141	同左
東　部		いとう薬局	世羅郡世羅町本郷5-2	0847-22-0121	同左
東　部		㈱エバルス尾道支店	尾道市西則末町8-23	0848-22-8316	同左
	福山支所	井田薬局	神石郡神石高原町油木乙1913-1	08478-2-0829	同左
北　部		㈱エバルス三次支店	三次市東酒屋町松ヶ迫306-33	0824-62-3161	0824-63-0317※警
北　部		成和産業㈱三次営業所	三次市西酒屋町661-1	0824-63-5371	0824-63-7572 わきさか 0826-45-3035 奥田
北　部		三上薬局産業道路店	庄原市東城町川東1454-4	08477-2-1717	08477-2-2286
呉　市		㈱エバルス呉支店	呉市築地町6-3	0823-23-2211	0823-23-1347※警
福　山　市		㈱サンキ福山支店	福山市御幸町中津原1965-1	084-955-2000	084-977-1100※警
その他（薬務課）		広島県薬業㈱	広島市西区商工センター3-4-25	082-277-7700	082-278-5229 吉村
その他（薬務課）		成和産業㈱	広島市西区商工センター1-2-19	082-501-0233	090-7139-7659 井上

※警＝警備会社

５　毒物中毒治療薬備蓄事業

⑴ 備蓄治療薬と備蓄数

次の治療薬を県内２カ所の医薬品卸売一般販売業者（備蓄機関）に保管・供給業務を委託している。

成　　　　分	薬　剤　名	西部保管量	東部保管量	合　計
亜硝酸アミル	亜硝酸アミル吸入液0.27mg	40A	40A	80A
ジメルカプロール	バル Bal 注 100mg	200A	200A	400A
チオ硫酸ナトリウム	デトキソール注 2g	250A	250A	500A
ヨウ化プラリドキシム	パム Pam 注射液 500mg	50A	50A	100A
エデト酸カルシウム二ナトリウム	ブライアン注 1g	70A	70A	140A
亜硝酸ナトリウム		25g	25g	50g

⑵ 供給方法

治療薬を必要とする医療機関は，最寄りの備蓄機関に直接注文する。注文を受けた備蓄機関は，治療薬を配送するとともにその旨を県に報告する。

地　区	備　蓄　機　関	平　　日	休　日　夜　間
西　部	㈱エバルス広島支店 広島市南区大洲５－２－１０	TEL　082-286-3364 FAX　082-510-0319 窓口　薬事情報室	TEL　082-262-2110 窓口　警備会社
東　部	㈱サンキ福山営業所 福山市御幸町中津原１９６５－１	TEL　084-955-2000 FAX　084-955-4763 窓口　商品課	TEL　084-977-1100 窓口　警備会社

６　新型インフルエンザ対策

国の新型インフルエンザ対策行動計画（平成 17 年 11 月）に準拠し，抗インフルエンザウイルス薬（タミフル及びリレンザ）を平成 18 年度から次表のとおり備蓄している。

なお，保管場所については保安上の理由により非公表である。

（単位；万人分）

年　度	タミフル	リレンザ
18	１１．９	－
19	１１．９	－
20	－	－
21	１５．１	２．０
22	５．０	１．０
小計	４３．９	３．０
合計	４６．９	

7　医薬品関連産業活性化対策

広島県医薬品関連産業活性化懇談会の提言に基づく，先端企業の振興及び中小企業の育成指導のため，次の施策を講じた

(1) インフォメーションプラザの開催

開催日（年月日）	所　在　地	内　　　容
平成22年5月31日	ひろしま国際ホテル （広島市）	1　総会 2　特別講演
平成22年12月7日	＜県外企業視察＞ コカ・コーラウエストプロダクツ株式会社本郷工場 （三原市）	1　施設の概要説明・見学 2　意見交換
平成23年3月8日	＜県外企業視察＞ 日本食研製造株式会社ＫＯ宮殿工場 （愛媛県今治市）	1　施設の概要説明・見学 2　意見交換

(2) 講習会等の開催

開催年月日及び対象者	開催場所	内　　　容	参加者数
平成22年11月19日 医薬品製造販売・製造業者	自治会館１０１会議室	1　平成22年度医薬品等一斉監視指導結果について 2　ＧＭＰの国際整合性について 3　ＧＱＰ，ＧＶＰについて 4　最近の薬務行政について	23名
平成22年11月19日 医薬品（医療用ガス）製造販売・製造業者	〃	1　平成22年度医薬品等一斉監視指導結果について 2　製造・製造販売するために必要な手続き 3　ＧＱＰ，ＧＶＰについて 4　最近の薬務行政について	8名
平成22年11月18日 医療機器製造販売・製造業者	〃	1　みなし製造業・製造販売業の許可更新について 2　ＱＭＳ適合性調査 3　ＧＱＰ，ＧＶＰについて 4　医薬品の表示について	39名
平成22年11月18日 医薬部外品及び化粧品製造販売・製造業者	〃	1　最近の薬務行政について 2　製造・製造販売するために必要な手続き 3　製造管理，ＧＱＰ，ＧＶＰについて 4　表示及び広告について	39名

第６　　血 液 確 保 対 策

第６　血液確保対策

１　献血状況

(1) 献血者性別適格者数

区分			申込者数	適格者		不適格者			
				献血者数	%	比重不足	%	その他	%
平成 18 年度	総数		155,905	127,120	81.5	16,577	10.6	12,208	7.8
	内訳	男	86,070	79,515	92.4	695	0.8	5,860	6.8
		女	69,835	47,605	68.2	15,882	22.7	6,348	9.1
平成 19 年度	総数		147,166	119,844	81.4	15,421	10.5	11,901	8.1
	内訳	男	88,004	80,829	91.8	866	1	6,309	7.2
		女	59,162	39,015	65.9	14,555	24.6	5,592	9.5
平成 20 年度	総数		152,114	124,154	81.6	14,426	9.5	13,534	8.9
	内訳	男	92,638	84,732	91.5	959	1	6,947	7.5
		女	59,476	39,422	66.3	13,467	22.6	6,587	11.1
平成 21 年度	総数		158,259	130,817	82.7	12,529	7.9	14,913	9.4
	内訳	男	98,531	89,801	91.1	965	1	7,765	7.9
		女	59,728	41,016	68.7	11,564	19.4	7,148	12
平成 22 年度	総数		157,041	126,816	80.8	13,205	8.4	17,020	10.8
	内訳	男	99,011	88,127	89.0	1,156	1.2	9,728	9.8
		女	58,030	38,689	66.7	12,049	20.8	7,292	12.6

(2) 年齢・性別献血者数

区分		18 年度		19 年度		20 年度		21 年度		22 年度	
		献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%
16歳～19歳	男	3,747	4.7	3,115	3.9	3,065	3.6	2,996	3.3	2,820	2.2
	女	3,614	7.6	2,639	6.8	2,354	6.0	2,205	5.4	1,972	1.6
	計	7,361	5.8	5,754	4.8	5,419	4.4	5,201	4.0	4,792	3.8
20歳～29歳	男	15,836	19.9	16,117	19.9	16,347	19.3	16,573	18.5	15,462	12.2
	女	13,031	27.4	10,253	26.3	10,245	26.0	10,436	25.4	8,957	7.1
	計	28,867	22.7	26,370	22.0	26,592	21.4	27,009	20.6	24,419	19.3
30歳～39歳	男	23,808	29.9	24,306	30.1	25,168	29.7	25,603	28.5	24,178	19.1
	女	12,332	25.9	9,931	25.5	10,392	26.4	10,749	26.2	9,786	7.7
	計	36,140	28.4	34,237	28.6	35,560	28.6	36,352	27.8	33,964	26.8
40歳～49歳	男	19,457	24.5	20,493	25.4	22,010	26.0	24,258	27.0	24,936	19.7
	女	8,360	17.6	7,506	19.2	7,827	19.9	8,708	21.2	9,048	7.1
	計	27,817	21.9	27,999	23.4	29,837	24.0	32,966	25.2	33,984	26.8
50歳～59歳	男	13,014	16.4	12,928	16.0	13,593	16.0	15,039	16.7	15,111	11.9
	女	7,566	15.9	6,199	15.9	6,125	15.5	6,148	15.0	6,131	4.8
	計	20,580	16.2	19,127	16.0	19,718	15.9	21,187	16.2	21,242	16.7
60歳～69歳	男	3,653	4.6	3,870	4.8	4,549	5.4	5,332	5.9	5,620	4.4
	女	2,702	5.7	2,487	6.4	2,479	6.3	2,770	6.8	2,795	2.2
	計	6,355	5.0	6,357	5.3	7,028	5.7	8,102	6.2	8,415	6.6
計	男	79,515	100.0	80,829	100.0	84,732	100.0	89,801	100.0	88,127	69.5
	女	47,605	100.0	39,015	100.0	39,422	100.0	41,016	100.0	38,689	30.5
	計	127,120	100.0	119,844	100.0	124,154	100.0	130,817	100.0	126,816	100.0

(3) 職業別献血者数

区　分	18 年度		19 年度		20 年度		21 年度		22 年度	
	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%
勤　労　者	80,901	63.6	80,699	67.3	84,932	68.4	90,011	68.8	87,584	69.1
学　　生	13,392	10.5	10,529	8.8	10,093	8.1	10,266	7.8	9,247	7.3
そ　の　他	32.827	25.8	28,616	23.9	29,129	23.5	30,540	23.3	29,985	23.6
計	127,120	100.0	119,844	100.0	124,154	100.0	130,817	100.0	126,816	100.0

(4) 月別採血基準別献血実施状況

区分／年月	献　血　者　数　（人）				献血量（L）
	200mL 献 血	400mL 献 血	成分献血	計	
22. 4	286	6,979	3,821	11,086	3,872.8
22. 5	289	6,599	3,857	10,745	3,750.1
22. 6	456	6,158	3,711	10,325	3,568.2
22. 7	298	6,226	4,039	10,563	3,648.7
22. 8	217	6,996	3,721	10,934	3,867.9
22. 9	423	6,076	3,591	10,090	3,484.7
22. 10	449	6,457	3,506	10,412	3,604.6
22. 11	507	6,403	3,492	10,402	3,563.5
22. 12	335	6,897	3,187	10,419	3,607.6
23. 1	363	6,755	3,531	10,649	3,685.8
23. 2	269	6,585	3,245	10,099	3,517.0
23. 3	291	6,839	3,962	11,092	3,829.0
計	4,183	78,970	43,663	126,816	43,999.9
構　成　比	3.3	62.27	34.43	100	－
対 前 年 比	104.4	101.8	88.7	96.9	100
目　　標	3,700	78,720	42,030	124,450	49,175
目標達成率	113.1	100.3	103.9	101.9	89.5

(5) 受入施設状況

区分／月	固定設備 本通出張所 稼働日数	固定設備 本通出張所 献血者数	固定設備 福山出張所 稼働日数	固定設備 福山出張所 献血者数	出張採血 稼働日数	出張採血 献血者数	移動献血車 稼働日数	移動献血車 献血者数	合計 稼働日数	合計 献血者数
22.4	30	4,156	26	1,024	4	153	127	5,906	187	11,239
22.5	30	4,041	25	1,116	3	136	113	5,588	171	10,881
22.6	30	3,681	26	964	1	43	123	5,680	180	10,368
22.7	31	4,009	26	1,055	1	33	143	5,499	201	10,596
22.8	31	4,109	27	1,033	2	65	138	5,792	198	10,999
22.9	30	3,851	26	1,067	1	44	122	5,172	179	10,134
22.10	31	3,696	26	879	2	82	130	5,837	189	10,494
22.11	30	3,659	26	894	2	81	124	5,849	182	10,483
22.12	30	3,467	26	883	0	0	139	6,069	195	10,419
23.1	30	3,818	26	1,059	3	301	140	5,772	199	10,950
23.2	28	3,630	24	959	3	121	149	5,510	204	10,220
23.3	31	4,330	27	1,131	3	154	137	5,631	198	11,246
計	362	46,447	311	12,064	25	1,213	1,585	68,305	2,283	128,029
%	15.9	36.3	13.6	9.4	1.1	0.9	69.4	53.4	100	100

(6) 保健所（支所）・政令市別献血実施状況（平成 22 年度，移動献血及び出張採血）

区分／保健所（支所）・政令市		受付者数	献血者数	献血者数 200mL 献血	献血者数 400mL 献血	実施回数
西部		5,246	4,054	113	3,941	94
	広島支所	8,628	6,856	85	6,771	148
	呉支所	1,001	821	0	821	17
西部東		6,697	5,282	161	5,121	107
東部		7,086	5,382	623	4,759	151
	福山支所	1,283	1,036	76	960	35
北部		3,080	2,394	217	2,177	60
広島市		37,556	29,214	1,541	27,673	624
呉市		9,482	7,762	359	7,403	176
福山市		7,166	5,504	250	5,254	158
合計		87,225	68,305	3,425	64,880	1,570

(7) 年度別血液製剤・供給状況

［単位：本（200mＬ換算)］

年度別区分 ＼ 製剤別		全血製剤	血液成分製剤 赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計	合計
18年度	製造	26	144,479	61,977	279,713	486,169	486,195
	供給	20	136,791	62,222	290,959	489,972	489,992
19年度	製造	6	141,604	72,581	267,842	482,027	482,033
	供給	6	139,004	72,218	281,718	492,940	492,946
20年度	製造	6	171,971	77,313	316,994	566,278	566,284
	供給	1	140,372	65,592	284,773	490,737	490,738
21年度	製造	4	181,090	83,486	347,822	612,398	612,402
	供給	4	146,315	71,905	324,872	543,092	543,096
22年度	製造	18	186,647	85,536	336,278	608,461	608,479
	供給	16	183,557	77,504	333,663	594,724	594,740

※平成 20 年 3 月以降は，島根県分の製造も広島県赤十字血液センターにおいて行われている。

(8) 供給機関別供給状況（平成 22 年度・県外製造分の受入も含む）

［単位：本（200mＬ換算)］

			広島県赤十字血液センター 本所	福山供給出張所	計
全血製剤	人全血液		8	0	8
	計		8	0	8
血液成分製剤	赤血球製剤	赤血球濃厚液	87,207	42,742	129,949
		洗浄赤血球	19,071	303	19,374
		解凍赤血球濃厚液	12	0	12
		合成血	19	0	19
		小計	106,309	43,045	149,354
	新鮮凍結人血漿		36,714	16,567	53,281
	濃厚血小板		277,163	41,865	319,028
	計		420,186	101,477	521,663
合計			420,194	101,477	521,671
製剤別の割合(%)	全血製剤		0.0019%	0.0000%	0.0015%
	血液成分製剤		99.9981%	100.0000%	99.9985%

(9) 採血後の検査の状況

採血後に行われる検査で不合格と判定されたものは輸血用血液として使用できない。

平成 22 年度の不合格者は 4,482 人で献血受付者（126,816 人）の 3.5%であった。

項目	献血者数	項目別検査不合格者数（２つ以上の項目に該当したものはそれぞれに計上） 梅毒	HBs 抗原	HBc 抗体	HCV 抗体	肝機能	不規則抗体	その他	HTLV-1	検査不合格者数
人数	126,816	169	110	329	73	3,135	324	349	94	4,482
献血者に対する比率(%)	－	0.1	0.1	0.3	0.1	2.5	0.3	0.3	0.1	3.5

2　献血受入供給体制の整備

本県では昭和 42 年２月に広島県赤十字血液センターが開設されて以来，次のとおり受入供給体制の整備が図られ，現在に至っている。

昭和４０年	２月	広島県赤十字血液センター開設
		移動採血車整備（１号車）
昭和４３年	３月	移動採血車整備（２号車）
	４月	血液センター福山出張所開設
昭和４４年	１月	〃　三原出張所開設
	５月	〃　呉出張所開設
	１２月	〃　三次出張所開設
昭和４７年	７月	移動採血車整備（３号車）
	１２月	移動採血車整備（５号車）
昭和５１年	３月	血液センター増築（検査室）
昭和５２年	４月	血液センター三次出張所廃止
昭和５３年	４月	血液センター三原出張所廃止
昭和５５年	７月	血液センター福山出張所廃止
昭和５６年	３月	血液センター全面改築
昭和５８年	９月	移動採血車整備（６号車）
昭和５９年	１２月	移動採血車整備（７号車）
平成　元年	１２月	移動採血車整備（８号車）
平成　２年	３月	移動採血車改装（１号車：成分献血装置３台搭載可能）
	１１月	移動採血車整備（３号車更新：成分採血装置４台搭載可能）
		血液センター紙屋町出張所開設（献血ルームもみじ）
		血液センター増築（凍結血漿保管設備）
平成　５年	２月	血液センター福山出張所開設（献血ルームばら）
平成　６年	３月	血液センター呉出張所廃止
平成　６年	４月	輸血用血液照射エックス線装置の設置
平成　６年	５月	血液センター製剤作業室の改造
平成　７年	８月	血液センター無菌室の改修
平成１１年	４月	血液センター福山供給出張所開設
平成１２年	４月	血液センター本通出張所開設（献血ルームもみじ） （紙屋町出張所移転）
平成１５年	１０月	血液センター福山出張所全面改装（献血ルームばら）
平成１７年	４月	移動献血車１台（８号車）を福山市に常駐
平成１８年	１０月	血液センター本所の献血を献血ルームもみじに統合
平成１９年	４月	島根県，山口県，愛媛県血液センターの検査業務集約
平成２０年	３月	島根県血液センターの製剤業務集約
平成２１年	３月	糖尿病関連検査（グリコアルブミン検査）開始
平成２１年	６月	検診車整備
平成２２年	２月	移動採血車更新（８号車）〔全６台；１，３，５，６，７，８号〕

(1) 受入機関

献血受入施設	設置場所	摘要
血液センター本通出張所 愛称：献血ルームもみじ	〒730-0035 広島市中区本通６－１１ 明治安田生命広島本通ビル１・２階	受付　１０：００～１８：３０ ※定休日　なし
血液センター福山出張所 愛称：献血ルーム　ばら	〒720-0066 福山市三之丸町９－１６ 山陽第２ビル４階	受付　１０：００～１２：３０ １４：００～１７：３０ （成分献血は１７：００まで） ※定休日　土曜日
移動献血車　１号 ３号 ５号 ６号 ７号 ８号 出張（オープン）採血	５ベッド設備 ４ベッド設備 ５ベッド設備 ５ベッド設備 ４ベッド設備 ４ベッド設備 ５ベッド設備	

(2) 輸血用血液供給機関一覧表

供給機関名	供給範囲
広島県赤十字血液センター 本所（供給課） 〒730-0052 広島市中区千田町２－５－６４ （０８２）２４１－１２４０	広島市・呉市・三次市・庄原市・廿日市市・大竹市・東広島市・江田島市・安芸高田市・安芸郡・山県郡・豊田郡
広島県赤十字血液センター 福山供給出張所 〒721-0973 福山市南蔵王町４－１６－２５ （０８４）９３２－５９００	竹原市･三原市・尾道市・福山市・府中市･世羅郡・神石郡

３　広島県献血推進大会開催状況

事項＼年度			18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度
日時			7．31（金）13：30	7．30（金）13：30	7．30（水）13：30	7．28（火）13：30	7．22（木）13：30
場所			鯉 城 会 館	鯉 城 会 館	八丁堀シャンテ	鯉 城 会 館	鯉 城 会 館
参加者数			約２００人	約１８０人	約１５０人	約１５０人	約１７０人
感		13	13	12	12	11	12
	20 0	20	19	20	13	20	19
		0	0	0	0	0	0
謝	25 0	17	17	17	17	17	17
		0	0	0	0	0	0
	26 25	25	25	25	19	25	25
状		2 5	24	25	19	25	24
誓いの言葉			安田女子大学 今西恵美	鈴峯女子高等学校 久保田奈美	広島学院高等学校 細谷亮介	近畿大学工学部 立脇優太	山陽高等学校 横田篤史

4　献血推進功労団体等表彰・感謝状贈呈状況（平成 22 年度）

(1) 厚生労働大臣表彰

推進事業・団体の部

保健所等	市町名	名　　称
福山市	福山市	三菱電機株式会社福山製作所

普及事業・団体の部

保健所等	市町名	名　　称
北　部	庄原市	庄原市公衆衛生推進協議会

(2) 厚生労働大臣感謝状

推進事業・団体の部

保健所等	市町名	名　　称
広島市	広島市	佐川急便株式会社広島店
広島市	広島市	広島県信用組合
東　部	尾道市	向島ドック株式会社
西部東	竹原市	アヲハタグループ献血会
西　部	廿日市	山陽女子短期大学臨床検査学科
広島市	広島市	株式会社研創

普及事業・団体の部

保健所等	市町名	名　　称
西部（広島）	安芸郡府中町	府中町婦人会
西部（広島）	安芸郡海田町	株式会社ユアーズ東海田店
西　部	廿日市	廿日市ライオンズクラブ

(3) 広島県知事感謝状

推進事業・団体の部

保健所等	市町名	名　　称
広島市	広島市	医療法人社団　朋和会
広島市	広島市	株式会社サンキ
広島市	広島市	中外テクノス株式会社
広島市	広島市	西日本高速道路株式会社中国支社
福山市	福山市	独立行政法人農研機構近畿中国四国農業研究センター
西　部	廿日市市	株式会社エディオン WEST 廿日市本部
西部（広島）	安芸郡坂町	広島県警察学校
西部東	東広島市	広島中央サイエンスパーク研究交流推進協議会
西部東	東広島市	中国電力株式会社東広島営業所
東部（福山）	府中市	株式会社ニチマン
東部（福山）	府中市	郵便事業株式会社　府中支店
北　部	三次市	市立三次中央病院

普及事業・団体の部

保健所等	市町名	名　　称
広島市	広島市	サンリブ五日市

(4) 日本赤十字社金色有功章

推進事業・団体の部

保健所等	市町名	名　　　称
広島市	広島市	学校法人広島山陽学園　山陽高等学校
広島市	広島市	広島市中央市場連合会
呉　市	呉　市	バブコック日立株式会社呉事業所
東　部	三原市	社会医療法人里仁会　興生総合病院献血会
広島市	広島市	株式会社北川鉄工所　献血会

普及事業・団体の部

保健所等	市町名	名　　　称
福山市	福山市	福山新市ライオンズクラブ
西部東	東広島市	東広島市献血推進協議会

(5) 日本赤十字社銀色有功章

推進事業・団体の部

保健所等	市町名	名　　　称
広島市	広島市	五洋建設株式会社中国支店
広島市	広島市	成和産業株式会社
西部東	東広島市	豊国工業株式会社
広島市	広島市	広島県立広島高等技術専門校
呉　市	呉　市	ダイクレ献血会
西部（広島）	府中町	デルタ工業株式会社
東　部	尾道市	中国電力株式会社尾道電力所
福山市	福山市	銀河学院中・高等学校

普及事業・団体の部

保健所等	市町名	名　　　称
呉　市	呉　市	イオンリテール株式会社ジャスコ広店
西部（広島）	北広島町	北広島千代田ライオンズクラブ

(6) 日本赤十字社広島県支部長感謝状

推進事業・団体の部

保健所等	市町名	名　　　称
広島市	広島市	日本生命保険相互会社
福山市	福山市	株式会社日本化薬福山
広島市	広島市	日本銀行広島支店
福山市	福山市	福山市民病院
東　部	三原市	如水館高等学校
西部（広島）	坂　町	広島文化学園大学　社会情報学部　自治会献血会
広島市	広島市	株式会社アンデルセンサービス
東部	尾道市	協同組合　尾道鉄工センター
広島市	広島市	いすゞ自動車中国株式会社　広島支社・広島東支店
広島市	広島市	株式会社　モンテカルロ
福山市	福山市	株式会社　中国バス
広島市	広島市	日産プリンス広島販売株式会社
広島市	広島市	広島市西部トラックターミナル連絡協議会
広島市	広島市	広島中央保健生活協同組合　総合病院　福島生協病院
福山市	福山市	福山地方卸売市場運営委員会

広島市	広島市	三菱ふそうトラック・バス株式会社　中国ふそう　広島西支店

普及事業・団体の部

保健所等	市町名	名　　　　称
広島市	広島市	広島県飲食業生活衛生同業組合　広島市支部
福山市	福山市	株式会社アキタ
東　部	尾道市	広島県理容生活衛生同業組合　尾道支部

(7) 日本赤十字社広島県支部長感謝状

推進事業・個人の部

保健所等	市町名	氏　　　　名
広島市	広島市	正田　健
広島市	広島市	岡山　ユリコ
広島市	広島市	桁井　一政
広島市	広島市	佐藤　俊博
広島市	広島市	木戸　壽
広島市	広島市	久保　寛悟
広島市	広島市	森原　拓實
広島市	広島市	武田　恒一
広島市	広島市	新谷　芳洋
広島市	広島市	西廣　勉
福山市	福山市	栗田　勇
福山市	福山市	橘髙　勇一
福山市	福山市	平山　義信
福山市	福山市	立神　誠三
西部(広島)	府中町	兼本　寛子
西部東	東広島市	盛本　卓也
東部	尾道市	小橋　通雄
東部	尾道市	毛利　美昭
東部	尾道市	信長　眞

５　献血推進ポスター表彰状況

(1) 最優秀賞

氏　　名	学　　　　　校
八澤　季実	広島市立城山北中学校　第３ 学年

(2) 優秀賞

氏　　名	学　　　　　校
藤井　美沙紀	福山市立福山高等学校　第 2 学年
伊藤　海紀	福山市立神辺東中学校　第 3 学年
今川　菜々子	福山市立福山中学校　第 3 学年
中島　美保	府中町立府中緑ヶ丘中学校　第 2 学年
日谷　梨華	東広島市立向陽中学校　第 2 学年

(3) 佳作

氏　　名	学　　　　　校
藤田　早紀	福山市立神辺東中学校　第 2 学年
朝倉　彩	銀河学院高等学校　第 1 学年
向川　華世	広島市立基町高等学校　第 3 学年
山田　彰代	広島県立宮島工業高等学校　第 3 学年
帯賀　見菜子	広島県立神辺旭高等学校　第 2 学年
黒﨑　留未	広島桜が丘高等学校　第 3 学年
若林　千里	福山市立福山中学校　第 3 学年
藤木　理緒	尾道市立向東中学校　第 1 学年
小野　葵	福山市立神辺東中学校　第 3 学年
竹本　美緒	広島県立宮島工業高等学校　第 3 学年

第７　　温　　泉　　事　　業

第７　温泉事業

１　温泉掘削等申請及び許可状況

（件）

区分／年	掘削許可		増掘許可		動力装置許可		利用許可	
	申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可
１０年度	13	14			14	14	35	34
１１年度	9	9			9	9	26	27
１２年度	7	7			5	5	33	31
１３年度	11	10			9	8	9	7
１４年度	20	18			19	17	25	26
１５年度	12	12			8	8	21	21
１６年度	27	27			19	19	45	44
１７年度	14	14			12	12	33	30
１８年度	12	12			11	11	38	40
１９年度	8	8			8	8	32	32
２０年度	10	10			9	9	4	4
２１年度	8	8			5	5	2	2
２２年度	4	4			5	5	3	3

※　平成10年～12年は暦年による整理。
※　利用許可に係る数値は，平成13年度分から保健所設置市（広島市，呉市，福山市）を，平成17年10月１日からは三次市分を，平成19年4月1日からは東広島市及び三原市分を，平成20年4月1日からは廿日市市，安芸高田市，北広島町，江田島市，竹原市，大崎上島町，尾道市，世羅町，庄原市分を，平成21年4月1日から府中市，神石高原町を含まない。

2　温泉立入検査状況（平成22年度）

区分／保健所等	源泉立入検査							温泉利用施設立入検査									
	源泉総数	立入回数	違反等指示事項					温泉利用施設総数	立入回数	温泉利用許可数			違反・不備等に対する指示件数				
			温泉掘削	温泉増掘	動力装置	その他	計			総数	内現年許可数	内現年度許可取消数	利用施設浴用飲用の無許可	温泉成分等の不掲示	温泉成分等掲示内容不適・法定検査期限切れを含む	その他	計
西　　　部	129	11						13	3	3	3						0
西　部　東	40	0						—	—								
東　　　部	73	1						—	—								0
北　　　部	31	0						—	—								
薬　務　課	66	3						—	—								
計	339	15	0	0	0	0	0	13	3	3	3	0	0	0	0	0	0

3　温泉利用状況

(1) 浴用・飲用利用分

（平成23年3月末現在）

保健所等	市町村名	温泉地名	源泉総数（A＋B）	利用源泉数（A） 自噴	利用源泉数（A） 動力	未利用源泉数（B） 自噴	未利用源泉数（B） 動力	温度別源泉数 25℃未満	温度別源泉数 25℃以上42℃未満	温度別源泉数 42℃以上	温度別源泉数 水蒸気及びガス	湧出量（L／分） 自噴	湧出量（L／分） 動力	宿泊施設数	収容定員	年間延宿泊利用人数	温泉利用の公衆浴場数	国民保養温泉地における宿泊利用年間延人数	主たる泉質名	温泉利用施設の名称等
西部	大竹市	玖波四丁目（湯舟温泉）	2				2	2					20						単純弱放射能泉	
		黒川二丁目温泉	1				1	1												
	廿日市市	原字長谷（清鈴園療養泉）	1		1			1					120						単純弱放射能冷鉱泉	特養老人ホーム清鈴園
		アルカディア温泉（1，2，3号井）	3		3			3					104	1	125	4,364	1		単純弱放射能冷鉱泉	極楽寺山温泉アルカディア・ヴィレッジ
		宮内野貝原（野貝原のうが温泉）	1				1	1					55.6							
		廿日市グリーンスポーツ	1				1	1					70						単純弱放射能冷鉱泉	
		羅漢温泉	1	1					1			147					2		単純弱放射能低温泉	道の駅スパ羅漢
		SPA羅漢	1		1				1				測定不能						単純放射能温泉	
		岩倉温泉	1		1			1					170						単純弱放射能泉	
		小瀬川温泉2号井（栗栖北山）	1	1				1				40		1	33	357	1		単純放射能冷鉱泉	小瀬川温泉　丸忠
		新羅漢温泉	2		2			2					80						単純放射能泉	
		玖島中倉山温泉	1				1													
		飯山天徳（冠高原グリーンクラブ）	1				1	1					20						単純放射能冷鉱泉	
		友田流水	1				1	1					29							
		浅原字大山甲	1				1	1					45						単純弱放射能冷鉱泉	
		ラドンピア悠々の里	1				1	1					96.4						単純放射能冷鉱泉	
		潮原温泉	1	1				1				25		1	96	2,923	1		単純放射能冷鉱泉	潮原温泉
		水神の湯（魅惑の里）	1		1			1					90	1	70	3,798	1		単純放射能冷鉱泉	吉和魅惑の里
		女鹿平温泉（湯の川温泉２号井）	1		1				1				300	1	121	19,930	1		アルカリ性単純温泉	女鹿平温泉クヴォーレ吉和
		熊崎温泉（湯の川温泉３号井）	1	1					1			265							アルカリ性単純温泉	
		熊崎温泉（湯の川温泉１号井）	1			1			1			130							アルカリ性単純温泉	
		吉和の森ジーアンドアール（株）	1				1												単純放射能冷鉱泉	
		所山温泉	1				1	1					18						単純弱放射能冷鉱泉	
		清水峯（清水峯温泉）	1				1	1					300						単純弱放射能冷鉱泉	
		峠	1				1	1					80						単純弱放射能冷鉱泉	
		前空	1				1	1					42						単純弱放射能冷鉱泉	
		宮原温泉２号井	1		1				1				230	4	374	35,428	4		単純弱放射能低温泉	石亭，宮浜グランドホテル，旅館かんざき，宮浜リフレクラブ，ペンションあんばらんす，大野町健康増進施設べにまんさくの湯，イクヨ龍宮荘，デイサービスセンター洗心園
		早時(大野温泉)	1				1	1					20						緩和性冷鉱泉	
		鳴川温泉	1				1	1												
		宮島コーラルホテル	1				1	1					70						含放射能Na塩化物強塩冷鉱泉	

保健所等	市町村名	温泉地名	源泉総数（Ａ＋Ｂ）	利用源泉数（Ａ）		未利用源泉数（Ｂ）		温度別源泉数				湧出量（Ｌ／分）		宿泊施設数	収容定員	年間延宿泊利用人数	温泉利用の公衆浴場数	国民保養温泉地年間延宿泊利用人数	主たる泉質名	温泉利用施設の名称等
				自噴	動力	自噴	動力	２５℃未満	２５℃以上４２℃未満	４２℃以上	水蒸気及びガス	自噴	動力							
		本陣の湯	1				1		1				50						含弱放射能ナトリウム・カルシウム塩化物温泉	
		神の湯・龍神の湯	2		2			1	1				50	1	240	12,000	1		単純弱放射能冷鉱泉	弁天の宿 いつくしま
		錦水館温泉	1		1			1					320	1	125	30,809	1		含弱放射能ナトリウム塩化物冷鉱泉	錦水館
		多々良湾	1			1		1												
		岩惣温泉	1				1	1					80							
		大元温泉	1				1	1					35							
		紅葉谷	1		1			1					57	1	312	15,346			単純弱放射能冷鉱泉	岩惣
		廿日市市原	1		1			1					59						単純弱放射能冷鉱泉	
		廿日市市大野浦	1		1			1					20	1	15	652			単純弱放射能冷鉱泉	ホテル宮島プリンセス
		ヒルデモア宮島	1				1		1				395						含弱放射能ナトリウム塩化物強塩温泉	
		廿日市市友田広原山	1		1			1					80						単純弱放射能冷鉱泉	（西部金属）
		宮内温泉	1		1			1					95						単純弱放射能冷鉱泉	（野村病院経営グループホーム）
	府中町	中村温泉	1				1	1											単純弱放射能冷鉱泉	
		やまとの湯	2		2			1	1				105				1			安芸府中やまとの湯
	海田町	道祖園	1				1	1											単純弱放射能冷鉱泉	
		(東海田浜)	1				1	1											単純弱放射能冷鉱泉	
		さがの海田	1		1			1					200				1		単純弱放射能冷鉱泉	天然温泉さがの海田
		（東梅田堂所）	1				1	1					90						単純弱放射能冷鉱泉	
	坂町	坂　潮の香温泉	1		1				1				120				1		含弱放射能ナトリウム塩化物強塩冷鉱泉	アジアンリゾートスパシーレ
	江田島市	能美温泉	1		1				1				320	1	86		2		含弱放射線ナトリウム･カルシウム塩化物温泉	国民宿舎能美海上ロッジ シーサイド温泉のうみ
		絵の島	1				1	1					120						単純弱放射能冷鉱泉	
		中国土地沖美泉	1				1													
		ホリス・リゾート（温泉）	1		1			1					34				1		単純弱放射能冷鉱泉	ホリスアイランド
	安芸太田町	小温井（温井温泉）	1		1			1					69	1	113	8,485	1		単純弱放射能冷鉱泉	温井スプリングス
		三谷正木山（谷正木山温泉）	1	1				1				307		2	70	1,303	1		単純放射能冷鉱泉	交流の森ケビン，龍頭ハウス
		尾崎	1	1				1				462		1	30	3,523	2		アルカリ性単純温泉	筒賀村高齢者生活福祉センター，グリーンスパつつが
		柴木（三段峡温泉）	1	1				1				13		2	108	2,042	1		単純弱放射能冷鉱泉	三段峡ホテル，川本旅館
		鍛冶屋通（戸河内温泉）	1				1	1					12						単純弱放射能冷鉱泉	
		宮ケ原（三段峡柴木温泉）	1		1				1				190						アルカリ性単純温泉	
	北広島町	野々谷（芸北温泉）	1		1			1					122	1	41	3,270	1		単純弱放射能冷鉱泉	オークガーデン森林の館
		茅野山（芸北リゾート）	1				1		1				400						アルカリ性単純弱放射能温泉	
		浮島郷（庚申泉）	1				1	1					38						単純弱放射能冷鉱泉	
		宮の前（大朝温泉）	1		1			1					72	1	32	1,740	1		単純放射能冷鉱泉	農村高齢者活性化センター・田原温泉わらべ
		横路原（山の湯松風温泉1･2号泉）	2		1		1	2					170	1	26	0	1		単純弱放射能冷鉱泉	まつかぜ山荘
		尻突岩（大朝寒曳温泉）	1		1			1					68				1		単純弱放射能冷鉱泉	ゲストハウス銀の森
		滝際（おおあさ鳴滝温泉）	1		1			1					14.8	1	33	2,388	1		単純弱放射能冷鉱泉	おおあさ鳴滝露天温泉
		森ケ上（森ケ上温泉）	1		1			1					85	1	52	2,389	1		単純弱放射能冷鉱泉	宿泊研修センター「どんぐり荘」
		峩々嵯	1				1	1					58						単純弱放射能冷鉱泉	
		杉吉（龍温泉１）	1				1	1					80						単純弱放射能冷鉱泉	
		大谷（龍温泉２）	1				1	1					110	1	74	2,170	1		単純弱放射能冷鉱泉	広島北ホテル
		丁保余原（養老温泉）	1	1				1				15		1	88	995	1		単純弱放射能冷鉱泉	養老温泉
		南方（千代田温泉）	2		2			2					53	1	126	5,883	1		単純弱放射能冷鉱泉	千代田温泉
		城ケ谷（千代田住宅団地）	1				1	1					60						単純弱放射能冷鉱泉	
		西浦（本地温泉）	1				1	1					120						単純弱放射能冷鉱泉	
		中山温泉	1		1			1					36						単純放射能冷鉱泉	
	安芸高田市	多治比	1				1	1					60						単純弱放射能冷鉱泉	
		温泉メリィの湯	1		1			1					90						低張性中性冷鉱泉	介護付き有料老人ホーム　メリィハウス八千代

保健所等	市町村名	温泉地名	源泉総数（A＋B）	利用源泉数（A）		未利用源泉数（B）		温度別源泉数				湧出量（L／分）		宿泊施設数	収容定員	年間延宿泊利用人数	温泉利用の公衆浴場施設数	国民保養温泉地における宿泊利用年間延人数	主たる泉質名	温泉利用施設の名称等
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃以上42℃未満	42℃以上	水蒸気及びガス	自噴	動力							
		道面（美土里温泉）	1		1			1					200				1		単純弱放射能冷鉱泉	神楽門前湯治村「岩戸屋」
		来女木（高宮温泉）	2				2	2					23						単純弱放射能泉	
		山王平（高宮温泉）	2		2			2					260				1		単純弱放射能冷鉱泉	たかみや湯の森
		飛戸平（教徳寺温泉）	1				1	1					40						単純放射能泉	
		枚谷（中国土地開発団地）	1				1	1					不明						（不詳）	
		姨狭山（小丸子グリーンハイツ）	1				1	1					40						単純弱放射能冷鉱泉	
西部東	竹原市	久野島温泉	2		1		1	2					100	1	237	33,505	1		単純弱放射能冷鉱泉	大久野島国民休暇村
		湯坂温泉第二	1		1			1					200	1	154	23,078	1		単純弱放射能冷鉱泉	竹原簡易保険センター
		湯坂温泉	2		1		1	2					42	1	183	17,164	1		単純弱放射能冷鉱泉	賀茂川荘
		田万里	2				2	2											単純弱放射能冷鉱泉	
		小吹（小梨）温泉	1				1	1											単純弱放射能冷鉱泉	
		天然温泉和宏涛の海	1		1				1				150				1		ナトリウム塩化物強塩低温泉	バンブー健康ランド
		白壁温泉	1				1	1					64						ナトリウム塩化物強塩低温泉	
		（下野町稲浦）	1				1	1					22						含弱放射能―ナトリウム・カルシウム―塩化物冷鉱泉	
	東広島市	並滝寺湖粋園	1		1			1					70	1	18	1,400	1		単純弱放射能冷鉱泉	湖粋園
		（志和東上阿原）	1		1			1					60				1		単純弱放射能冷鉱泉	東広島カントリークラブ
		立雲	1		1			1					40						単純弱放射能冷鉱泉	
		湯之元峡長者温泉	1		1			1					40	1	13	0	1		単純放射能冷鉱泉	長者温泉
		（八本松町原）	1				1	1					50						単純弱放射能冷鉱泉	
		（寺家）	1				1	1					40						単純弱放射能冷鉱泉	
		（志和西）	1				1													
		（七条椛坂）	1				1													
		（志和東河井）	1				1													
		のぞみ温泉	1		1			1					250				1		単純弱放射能冷鉱泉	のぞみ整形外科
		ホットカモ	1		1			1					241				1		単純弱放射能冷鉱泉	ホットカモ
		（八本松町原）	1				1						20						単純弱放射能冷鉱泉	
		（上竹仁）	2				2	2					90						単純弱放射能冷鉱泉	
		豊穣温泉	1				1	1					測定不能						単純弱放射能冷鉱泉	
		豊邑	1		1			1					80						単純弱放射能冷鉱泉	特別養護老人ホーム　豊邑苑
		賀茂の里　小田温泉リゾート	1				1	1					60						単純弱放射能冷鉱泉	
		（乃美）	1				1	1					38						単純弱放射能冷鉱泉	
		戸野団地	1				1	1					42						単純弱放射能冷鉱泉	
		スポーツクラブ伯和	3		2		1	3					210				1		単純弱放射能冷鉱泉（1）低張性中性冷鉱泉（2）	スポーツクラブ伯和　70×3本
		獅子伏温泉	1		1			1					60	1	100	7,600	1		単純弱放射能冷鉱泉	ウィングパークホテル
		小谷　平成の湯	1				1						110						含弱放射能・アルカリ性単純硫黄冷鉱泉	総合活動センター
		（福富町久芳）	1		1			1					100						単純弱放射能冷鉱泉	
		玉椿温泉	1		1				1				15				1		アルカリ性単純温泉	玉椿の湯
	大崎上島町	薬研谷温泉	1		1			1					35				1		単純弱放射能冷鉱泉	ふれあいの館
		木江温泉	1		1			1					150	1	312	16,987	1		含弱放射能カルシウムナトリウム塩化物冷鉱泉	清風館
		（大崎上島町中野字殿堀）	1				1	1					210						含弱放射能―ナトリウム―塩化物強塩冷鉱泉	

保健所等	市町村名	温泉地名	源泉総数（A＋B）	利用源泉数（A） 自噴	利用源泉数（A） 動力	未利用源泉数（B） 自噴	未利用源泉数（B） 動力	温度別源泉数 25℃未満	温度別源泉数 25℃以上42℃未満	温度別源泉数 42℃以上	温度別源泉数 水蒸気及びガス	湧出量（L／分） 自噴	湧出量（L／分） 動力	宿泊施設数	収容定員	年間延宿泊利用人数	温泉利用の公衆浴場施設数	国民保養温泉地に宿泊利用年間延人数	主たる泉質名	温泉利用施設の名称等
東部	三原市	仏通寺	1				1	1					15						単純弱放射能冷鉱泉	
		三原鷹の巣	1				1	1					125						単純弱放射能冷鉱泉	
		みはらし温泉	1		1					1			120	2	369	35,238	1		ナトリウムカルシウム塩化物泉	みはらし温泉，みはらし温泉夢の宿
		追分温泉	1		1			1					40	1	47	0	1		単純弱放射能冷鉱泉	ホテル長寿閣
		みとしろ	1				1	1					200						単純弱放射能冷鉱泉	
		善入寺温泉	1		1				1				150						アルカリ性単純弱放射能温泉	善入寺温泉スタンド
		（久井町土取）	1				1	1					150						単純弱放射能冷鉱泉	
		（久井町下津西）	1				1	1					80						単純弱放射能冷鉱泉	
		久井親子地蔵	1		1			1					40				1		単純弱放射能冷鉱泉	親子地蔵龍統神社温泉療養施設
		鶴亀温泉	1		1			1					150				1		単純弱放射能冷鉱泉	養護老人ホーム亀甲園，特別養護老人ホーム亀甲園
		日名内	1				1	1											単純弱放射能冷鉱泉	
		白竜湖温泉	1		1			1					240						単純弱放射能冷鉱泉	医療法人里仁会（白竜湖病院，介護老人保健施設）
		椋梨温泉	1				1	1					40						単純放射能冷鉱泉	
			1				1	1					30						単純弱放射能冷鉱泉	
	世羅町	甲山	1			1		1				10							単純放射能冷鉱泉	
		甲山地区泉源	1		1			1					80				1		単純放射能冷鉱泉	アクアハウス今高野
		（東神崎）	1				1	1					100						単純放射能冷鉱泉	
		香遊温泉	1		1			1					160	1	57	4,092	1		単純放射能冷鉱泉	せら香遊ランド
		クアパルクせらにし温泉	1		1			1					90				1		単純放射能冷鉱泉	クアパルクせらにし
	尾道市	養老温泉	1		1			1					60	1	25	2,793	1		単純弱放射能冷鉱泉	養老温泉
		尾道スイミングスクール	1		1			1					30						単純弱放射能泉	尾道スイミングスクール
		境ケ浜ラドン温泉	1		1			1					56	1	230	5,297	1		単純弱放射能冷鉱泉	リゾートホテルベラビスタ境ガ浜
		尾道トラックステーション	1		1			1					40	1	15	1,337	1		単純放射能冷鉱泉	尾道トラックステーション営業所
			1		1			1					50						単純弱放射能冷鉱泉	
			1				1	1					14							
			1				1	1					20						含弱放射能-カルシウム-塩酸化物冷鉱泉	
		千光寺温泉	1				1	1											単純放射能冷鉱泉	
		浄土寺霊泉	1		1			1					50						単純放射能冷鉱泉	浄土寺霊泉
		こころ温泉満点の湯	1		1			1					100						ナトリウム・マグネシウム塩化物冷鉱泉	本多クリニックデイケアこころ
		河野温泉	1		1			1					20	1	40	3,718			含放射能ナトリウム塩化物強塩冷鉱泉	河野温泉
		天然温泉尾道ふれあいの里	1		1			1					300	1	164	20,379	1		単純弱放射能冷鉱泉	尾道ふれあいの里
		（御調町公文野田）	1				1	1					30						単純放射能冷鉱泉	
		尾道市の温泉（平原）	1		1			1					25				1		単純弱放射能冷鉱泉	つかりゃんせ
		ヤナギ	1				1	1					120						低張性中性冷鉱泉	
		瀬戸田垂水温泉	1		1			1					29.8	1	22	1,728			単純弱放射能泉	瀬戸田ゲストハウス
		（河野温泉2　向島町字山本平）	1				1	1					50						単純弱放射能冷鉱泉	
		（河野温泉3　高須町）	1				1	1					50						ナトリウム・カルシウム塩化物強塩冷鉱泉	
		きらら温泉	1		1			1					15						単純弱放射能冷鉱泉	きららラポール尾道
		夢屋温泉	1		1			1					120				1		単純弱放射能冷鉱泉	天然ラドン温泉夢屋
	府中市	府中市元町片岡	1				1	1					30						放射能泉	
		井野阿字町清村	1				1	1					35						単純弱放射能冷鉱泉	
		矢野温泉（新）	1	1				1				200		1	78	2,678	1	3,511	単純弱放射能冷鉱泉	あやめ荘
		矢野温泉（旧）	1		1				1				200	2	56	833			単純弱放射能冷温泉	泉山荘，MGユースホステル
		（株）マルカツ	1				1	1					55						単純弱放射能冷鉱泉	
	神石高原町	三和温泉	1			1		1				13							単純弱放射能冷鉱泉	

保健所等	市町村名	温泉地名	源泉総数（A＋B）	利用源泉数（A）		未利用源泉数（B）		温度別源泉数				湧出量（L／分）		宿泊施設数	収容定員	年間延宿泊利用人数	温泉利用の公衆浴場施設数	国民保養温泉地における宿泊利用年間延人数	主たる泉質名	温泉利用施設の名称等
				自噴	動力	自噴	動力	２５℃未満	２５℃以上４２℃未満	４２℃以上	水蒸気及びガス	自噴	動力							
北部	三次市	山家町	1		1			1					100	1	6	0			単純弱放射能泉	みよし温泉喜楽荘
		粟屋町	1				1	1					75						単純弱放射能冷鉱泉	
		粟屋町	1		1			1					40						単純弱放射能冷鉱泉	
		塩町	1				1	1					47						放射能泉	
		糸井町	1				1	1					102						単純弱放射能冷鉱泉	
		向江田町	1				1	1					150						単純弱放射能泉	
		畠敷町	1		1			1					50						低張性弱アルカリ性冷鉱泉	健康ランド三次
		畠敷温泉	1				1	1					20						単純弱放射能冷鉱泉	
		甲奴温泉（新）	1		1			1					18	1	5	222			単純弱放射能冷鉱泉	甲奴温泉（旅館あきやま）
		甲奴温泉（旧）	1		1			1					200				1		単純弱放射能冷鉱泉	甲奴町老人福祉センター
		櫃田	1			1		1				2							含二酸化炭素ナトリウム炭酸水素塩泉	
		君田温泉	1		1			1					610	1	33	6,948	1		含二酸化炭素ナトリウム炭酸水素塩泉	君田温泉森の泉 松伯園デイ・サービスセンター
		矢野地	2				2	2					208						単純弱放射能冷鉱泉	
		灰塚	1				1	1					60							
		横谷	1		1			1											低張性弱アルカリ性冷鉱泉	横谷温泉
	庄原市	濁川	1				1	1					20						単純放射能冷鉱泉	
		高茂温泉	1	1				1				7		1	18	171	1		単純放射能泉	高茂温泉うのこ荘
		庄原さくら温泉	1		1				1				110	1	200	45,156	1		単純弱放射能泉	かんぽの郷庄原
		美湯ハイツ	1		1				1				150				1		含二酸化炭素ナトリウム炭酸水素塩泉	みとう温泉
		片山温泉	1				1	1					30.9						含重炭酸土類食塩泉	
		比婆山温泉	2			2													アルカリ性単純温泉	
		なし（油木）	1			1		1				400							単純放射能泉	
		ひばごん温泉	1		1			1					49				1		単純弱放射能冷鉱泉	ひばごん郷温泉　すずらんの湯
		東城温泉	1		1				1				110				1		アルカリ性単純温泉	リフレッシュハウス東城
		鮎の里口和	1		1			1					150	1	19	1,009	1		単純弱放射能冷鉱泉	鮎の里くちわ
		高野温泉	1		1					1			40				1		含鉄ナトリウム炭酸水素塩泉	たかの温泉　神之瀬の湯，庄原市高野福祉保健センター、温泉スタンド
		(比和町三河内)	1			1		1				7							含二酸化炭素ナトリウム・カルシウム・マグネシウム炭酸水素・塩化物泉	
		比和温泉	1		1				1				52				1		ナトリウム炭酸水素塩化物泉	比和温泉あけぼの荘
		比婆釜峰温泉	1		1			1					50	1					単純弱放射能冷鉱泉	比婆釜峰温泉わたりや
広島市	中区	音戸温泉	1		1			1					20				1		ナトリウム塩化物泉	音戸温泉
		宇留嶋観光																	ナトリウム塩化物泉	特別養護老人ホームおりーぶえん，デイサービスセンターよしじま
		美又温泉第4次泉源																	アルカリ性単純温泉	島根ふるさとフェア　足湯体験コーナー
		玉造温泉																	ナトリウム・カルシウム－硫酸塩・塩化物泉	島根ふるさとフェア　足湯体験コーナー
		松江しんじ湖温泉																	ナトリウム・カルシウム－硫酸塩・塩化物泉	島根ふるさとフェア　足湯体験コーナー
		岩盤の湯															1		単純弱放射能冷鉱泉	東急スポーツオアシス広島
	東区	二葉山天然温泉	1				1	1					24						単純弱放射能泉	
		鯉城温泉	1		1			1					40						単純弱放射能泉	社会福祉法人古家真会デイサービスセンター東山
		黄泉水（矢賀）	1		1			1					82						含放射能ナトリウム塩化物泉	黄泉水（温泉スタンド）
		神田山温泉	1		1				1				125	1	107	10,550	1		含放射能ナトリウムカルシウム塩化物泉	広島原爆被爆者療養研究センター
		学校法人　比治山学園	1				1	1					220						放射能泉	
		岩谷観音命水	1		1			1					25						単純弱放射能冷鉱泉	岩谷観音命水（温泉スタンド）

保健所等	市町村名	温泉地名	源泉総数（A＋B）	利用源泉数（A） 自噴	利用源泉数（A） 動力	未利用源泉数（B） 自噴	未利用源泉数（B） 動力	温度別源泉数 ２５℃未満	温度別源泉数 ２５℃以上４２℃未満	温度別源泉数 ４２℃以上	温度別源泉数 水蒸気及びガス	湧出量（L／分） 自噴	湧出量（L／分） 動力	宿泊施設数	収容定員	年間延宿泊利用人数	温泉利用の公衆浴場施設数	国民保養温泉地における年間延宿泊利用人数	主たる泉質名	温泉利用施設の名称等
	南区	菓道館扇屋	1		1			1					138						放射能泉	
		半べえ温泉	2		2			2					101				1		含弱放射能ナトリウムカルシウム塩化物硫酸塩泉	半べえ温泉
		E.R.E宇品の湯	1		1				1				207				1		含放射能ｰﾅﾄﾘｳﾑ･ｶﾙｼｳﾑｰ塩化物泉	宇品天然温泉　ほの湯，ほの湯足湯体験コーナー
		岩盤の湯															1		単純弱放射能冷鉱泉	
		（元宇品）	1		1				1				370	1	1,263	252,300	1		含弱放射能ｰﾅﾄﾘｳﾑ･ｶﾙｼｳﾑｰ塩化物泉	グランドプリンスホテル広島
		美又温泉																	アルカリ性単純温泉	広島駅南口地下広場
	西区	三滝参道温泉	1		1			1					152						単純弱放射能冷鉱泉	三滝参道温泉
		畑温泉	1		1			1					110						ラドン泉	特別養護老人ホーム　第三いこいの園
		（福島町）	1				1	1					80						ナトリウム-塩化物強塩泉	
		草津病院	1		1			1					65						単純弱放射能冷鉱泉	
		南観音	1				1	1					200						ナトリウム-塩化物強塩泉	
	佐伯区	スーパー銭湯　八幡温泉　ゆ吉	1		1			1					329				1		単純弱放射能冷鉱泉	スーパー銭湯　八幡温泉　ゆ吉
		五日市天然温泉ゆらゆら	1		1			1					124						単純弱放射能冷鉱泉	
		（栗田）	1		1			1					20						放射能泉	
		三篠会鈴が峰温泉施設	1		1			1					130						単純弱放射能冷鉱泉	デイサービスセンター鈴が峰
		湯来温泉	1	1					1			750		4	313	27,164	4	27,164	単純弱放射能温泉	河鹿荘,みどり荘,湯来ロッジ,藤乃家，湯来温泉足湯
		多田字湯来	1		1				1				1,000						単純弱放射能温泉	広島市湯来交流体験センター
		湯の山温泉	1	1				1				75		3	45	2,298	1	2,298	単純弱放射能冷鉱泉	森井旅館,コテージ湯の山,広島市湯ノ山温泉館,湯の山明神社
		湯の山温泉（湯の山温田）	1		1			1					300				1		単純弱放射能冷鉱泉	広島市クアハウス湯の山,広島市湯来福祉会館
		青空館温泉	1				1	1					12						単純弱放射能冷鉱泉	
		阿弥陀温泉	1				1	1					61						単純弱放射能冷鉱泉	
		(藤の木)	1		1			1					180						単純弱放射能冷鉱泉	デイサービスセンターふじの木/ショートステイふじの木
		スパ・まゆみ	1				1	1					30						単純弱放射能冷鉱泉	
		塩屋天然温泉　ほの湯　楽々園	1		1				1				400				1		含弱放射能ーナトリウム・カルシウムー塩化物強塩温泉	塩屋天然温泉　ほの湯　楽々園
	安佐南区	和楽源泉	1		1			1					80						単純弱放射能冷鉱泉	デイサービスセンター　和楽荘
		介護老人保健施設とやま	1		1			1					80						単純弱放射能冷鉱泉	医療法人社団　聖愛会　介護老人保健施設 とやま
		一休	1		1			1					300				1		単純放射能冷鉱泉	一休
		豊命水	1		1			1					128						単純放射能冷鉱泉	豊命水（温泉スタンド）
		己斐ケ丘病院	2				2	2					140						低張性アルカリ性冷鉱泉	
		（原田）	1				1	1					200						単純放射能冷鉱泉	
		沼田ラドン温泉	1				1	1					50						単純放射能冷鉱泉	
		メリィハウス温泉	1		1			1					800						単純放射能冷鉱泉	
		医療法人信愛会　日比野病院温泉	1		1			1					62						単純弱放射能冷鉱泉	
	安佐北区	サニーコート広島源泉	1		1			1					25				1		単純弱放射能冷鉱泉	サニーコート広島
		ゆ～ぽっぽ	1		1			1					82				1		単純弱放射能冷鉱泉	スーパー銭湯ゆ～ぽっぽ
		白木温泉（広島市環境局大谷埋立地建設事務所）	1				1	1					30						単純弱放射能冷鉱泉	
		ジュリエットホテルオガワラ	1		1			1					80	1	40	2,280			単純弱放射能冷鉱泉	ジュリエットホテルオガワラ
		ゆーゆーえびす	1		1			1					120				1		単純弱放射能冷鉱泉	ゆ～ゆ～えびす
		寿康湯	1				1	1					19						単純弱放射能冷鉱泉	
		（山城）	1				1	1					25						単純放射能冷鉱泉	
		中島産業	1				1	1					40						単純弱放射能冷鉱泉	
		森川石油	1				1	1					17						単純弱放射能冷鉱泉	
		東広島ゴルフ振興	2				2	2					300						単純弱放射能冷鉱泉	
		椿ハイタウン	2				2	2					80						単純弱放射能冷鉱泉	
		白木グリーンヒルズ	2				2	2					70						単純弱放射能冷鉱泉	
		美又温泉																	アルカリ性単純温泉	美又温泉旅館組合（手湯，足湯体験コーナー）
		（吉岡）	1		1			1					27						単純弱放射能冷鉱泉	
		デゆデゆ銭亀温泉	1		1			1					75				1		単純弱放射能冷鉱泉	デゆデゆ銭亀温泉
		ケアハウス　かんべ村	1	1				1				220							単純弱放射能冷鉱泉	ケアハウス　かんべ村
		安佐町飯室	1				1	1					60						単純弱放射能冷鉱泉	
		温泉　メリィの湯	1		1			1					160						単純弱放射能冷鉱泉	

保健所等	市町村名	温泉地名	源泉総数（A＋B）	利用源泉数（A）		未利用源泉数（B）		温度別源泉数				湧出量（L／分）		宿泊施設数	収容定員	年間延宿泊利用人数	温泉利用の公衆浴場施設数	国民保養温泉地における年間延宿泊利用人数	主たる泉質名	温泉利用施設の名称等
				自噴	動力	自噴	動力	２５℃未満	２５℃以上４２℃未満	４２℃以上	水蒸気及びガス	自噴	動力							
呉市	呉市	深山温泉	1				1	1					115						単純弱放射能冷鉱泉	
		そてつ湯	1		1			1					18				1		単純弱放射能冷鉱泉	そてつ湯
		鶴乃湯	1		1			1					246				1		単純弱放射能冷鉱泉	鶴乃湯
		湯楽里	2		1		1	2					380				1		含放射能ナトリウム塩化物冷鉱泉	湯楽里
		郷原の里	1		1			1					35						単純弱放射能冷鉱泉	郷原の里
		日招きの湯	1		1				1				70				2		ナトリウムカルシウム塩化物泉	みはらし荘，瀬戸内オーシャンスパ汐音
		湯めガーデン	1		1			1					380				1		単純弱放射能冷鉱泉	湯めガーデン
		倉橋温泉	1		1				1				77				1		含弱放射能ナトリウム塩化物温泉	桂浜ふれあいセンター，くらはし温水プール
		県民の浜温泉	2		1		1	2					39	1	152	10,637	1		含弱放射能ナトリウムカルシウム塩化物泉	県民の浜輝きの館，地域健康センター　やすらぎの館
		川尻　岩戸温泉	1				1	1					100						単純弱放射能泉	
		川尻　中原温泉	1				1	1					30						単純弱放射能泉	
		安登温泉	1				1	1					25						単純弱放射能泉	
		神光温泉	1				1	1					37						単純弱放射能泉	
		安登中央ハイツ団地内	1				1	1					38.5						単純弱放射能泉	
		大和温泉物語	1		1			1					550	1	22	2,849	2		含放射能−ナトリウム・カルシウム−塩化物強塩泉	大和温泉物語，大和温泉物語の宿
		大盛天然温泉	1		1			1					30				0		ナトリウム塩化物強塩低温泉塩冷鉱泉	海・山・食・菜大盛足湯
		三津口の湯	1		1			1					110	1	40	4,238			ナトリウム・カルシウム塩化物泉	マリンリゾートホテルマーレ（MARE）
		阿賀北	1				1	1					50						単純弱放射能冷鉱泉	
福山市	福山市	津之郷温泉	1	1				1				3.1		1	10	801	1		単純弱放射能冷鉱泉	弘法簡易宿所
		山野温泉(熊の湯)	1		1			1					24	1	18	0	1		アルカリ性冷鉱泉	鉱泉堂
		山野温泉（鷹乃湯）	1	1				1				測定不能		1	29	82	1		低張性アルカリ性冷鉱泉	龍頭山荘
		西光寺温泉	1		1			1					30				1		含弱放射能ナトリウム	西光寺温泉
		ヘルス共和国Z	1		1			1					測定不能	1	88	0	1		単純弱放射能冷鉱泉	ヘルス共和国Ｚ
		（福山市芦田町）	1				1	1					72						単純弱放射能冷鉱泉	
		エクセル鞆の浦	1		1			1					16	0					単純弱放射能冷鉱泉	
		ホテルジュネドール	1		1			1					120	1	38	0			単純弱放射能冷鉱泉	ホテルジュネドール
		スーパー銭湯ゆらら	1				1	1					300						単純弱放射能冷鉱泉	
		（福山市瀬戸町）	1				1	1					13.2						単純弱放射能冷鉱泉	
		鞆の浦温泉	1		1			1					410	4	613	74,444	3		単純弱放射能冷鉱泉	景勝館漣亭，欧風亭，鞆シーサイドホテル，汀邸遠音近音
		長寿命泉	1		1			1					21						単純弱放射能冷鉱泉	長寿命泉
		内海温泉	1				1	1					30						単純弱放射能冷鉱泉	
		明清温泉	1				1	1					100						単純弱放射能冷鉱泉	
		清山温泉	1				1	1					100						単純弱放射能冷鉱泉	
		大滝温泉	1		1			1					27						単純弱放射能冷鉱泉	大滝温泉
		木之庄町	1		1			1					19						単純弱放射能冷鉱泉	
		芦田町	2		2			2					133						単純弱放射能冷鉱泉	
		ルートイン福山	1		1			1					300	1	220	40,606	1		含放射能カルシウムナトリウム塩化物泉	ホテルグランディア福山　SPA　RESORT　スーパー健康ランド華のゆ
		神勝寺温泉	1		1			1					150				1		単純弱放射能冷鉱泉	神勝寺温泉
		西福寺温泉	1				1	1					4						放射能泉	
		（福山市駅家町）	1		1			1					52						単純弱放射能冷鉱泉	小畠病院デイサービスセンター　むべやま
		神辺天然温泉	1		1				1				200				1		アルカリ性単純温泉	神辺天然温泉ぐらんの湯
		オークヒルズ「まほろばの泉」	1		1			1					160						単純弱放射能冷鉱泉	小規模多機能ホーム　オークヒルズふぁみーゆ
		コロナ福山温泉	1		1				1				290				1		含弱放射能ナトリウム・カルシウム塩化物低温泉	天然温泉コロナの湯福山店
		深霊水	1		1			1					30						単純弱放射能冷鉱泉	深霊水温泉スタンド
		神勝寺温泉ーⅡ	1		1			1					120				1		低張性弱アルカリ性冷鉱泉	みろくの里専用水道供給施設
（計）			317	15	160	9	133	273	32	2	0	3,091	27,648	78	7,789	819,377	116	32,973		

(2) 他目的利用分

（平成23年3月末現在）

保健所等	市町村名	温泉地名	用　途	源泉総数（A＋B）	利　用源泉数（A）		未利用源泉数（B）		温度別源泉数				湧出量（L／分）		主 た る 泉 質 名	備　考
					自噴	動力	自噴	動力	２５℃未満	２５℃以上４２℃未満	４２℃以上	水蒸気及びガス	自噴	動力		
西部	大竹市	ロイヤルリゾート蛇喰	生活用水	1		1			1					20	単純弱放射能冷鉱泉	
		栗谷町大栗林	生活用水	1		1			1					60	単純弱放射能冷鉱泉	
		栗谷町大栗林字須磨ヶ原	生活用水	2		2			2					135	単純放射能冷鉱泉	
	廿日市市	（阿品台）	雑用水	1		1			1					20		
		原字虹ケ谷１号井	生活用水	1		1			1					40	単純弱放射能冷鉱泉	
		栗栖北山（小瀬川温泉１号）	生活用水	1	1				1				5		単純弱放射能泉	
		栗栖中山温泉	雑用水	1	1				1							
		中道字板押	生活用水	1		1			1					40	単純放射能冷鉱泉	
		温泉ケ丘	生活用水	1		1			1					110	単純弱放射能冷鉱泉	
		浅原字桑原	生活用水	1		1			1					20	単純弱放射能冷鉱泉	
		宝来温泉	雑用水	1		1			1					20		
		吉和の里温泉	生活用水	1		1			1					200	単純弱放射能冷鉱泉	
		宮内	生活用水	1		1			1					16	単純弱放射能冷鉱泉	
	江田島市	是長（砠No.1）	生活用水	1		1			1					150	単純弱放射能冷鉱泉	
		沖野島	生活用水	1		1			1					20	単純弱放射能冷鉱泉	
広島市	西区	菊貞温泉	生活用水	1		1			1					30	含放射能ナトリウム塩化物泉	
		（共立）	生活用水	1		1			1					21	単純弱放射能冷鉱泉	
		岩原温泉	生活用水	1		1			1					20	ラドン泉	
		桜井温泉	生活用水	1		1			1					22	単純弱放射能冷鉱泉	
		ウエストンヒル温泉	生活用水	1		1			1					32	ラドン泉	
	佐伯区	白砂字竹尾山	生活用水	1		1			1					70	単純弱放射能冷鉱泉	
計				22	2	20	0	0	22	0	0	0	5	1,046		

第８　　麻薬・向精神薬・覚せい剤

第８　麻薬・向精神薬・覚せい剤

１　業種別麻薬取扱者数の推移

業種別＼年		１８年	１９年	２０年	２１年	２２年
麻薬取扱者	家庭麻薬製造業者	2	2	2	2	2
	麻薬卸売業者	24	24	26	28	23
	麻薬小売業者	1,165	1,191	1,239	1,267	1,206
	麻薬管理者	380	407	411	409	409
	麻薬施用者	4,980	5,187	5,218	5,288	5,407
	麻薬研究者	26	51	54	52	54
	計　a	6,577	6,862	6,950	7,046	7,101
けし・大麻取扱者	けし栽培者					
	けし研究者					
	大麻栽培者					
	大麻研究者	5	6	7	7	7
	計　b	5	6	7	7	7
合計（a＋b）		6,582	6,868	6,957	7,053	7,108
麻薬診療施設	病院	228	232	234	225	219
	一般診療所	1,182	1,211	1,189	1,197	1,137
	歯科診療所	5	4	4	4	5
	飼育動物診療施設	67	148	138	144	147
	計	1,482	1,595	1,565	1,570	1,508

（注）　各年の12月31日現在の数である。

修正

２　麻薬取扱者立入検査結果の推移

業種別＼年	１８年	１９年	２０年	２１年	２２年
対象業務所数　a	2,704	2,868	2,893	2,927	2,799
立入検査実施数　b	908	818	739	415	781
実施率（%）　b/a	33.6	28.5	25.5	14.2	27.9
違反業務所数　c	54	86	49	11	48
違反率（%）　c/b	6.0	10.5	6.6	0.3	1.7

（注）　各年の12月31日現在の数である。

３　保健所等別麻薬取扱者及び免許施設数

（平成22年12月31日現在）

事項 / 保健所等	麻薬取扱者(a)										けし・大麻取扱者(b)					合計	麻薬診療施設				
	家庭麻薬製造業	麻薬卸売業	麻薬小売業	麻薬管理者	麻薬施用者				麻薬研究者	計	けし耕作者	けし研究者	大麻栽培者	大麻研究者	計	(a＋b)	病院	一般診療所	歯科診療所	飼育動物診療施設	計
					医師	歯科医師	獣医師	小計													
西部			63	18	237	1	5	243		324					0	0	12	52		5	69
西部広島	1		70	22	223	2	9	234	2	330					0	330	12	62	1	9	84
西部呉		3	132	52	566	4	21	591	3	781					0	781	26	129		17	159
西部東		2	89	34	281	0	14	295	3	423					0	423	19	73	0	12	104
東部		6	127	37	441	6	20	467	10	647				4	4	651	25	118		18	161
東部福山	1	4	210	81	730	3	40	773	11	1, 080					0	1, 080	44	206	1	32	183
北部		2	42	14	169	1	4	174	1	233					0	233	10	46		5	61
保健所計	2	17	733	258	2, 647	17	113	2, 777	30	3, 818				4	4	3, 498	148	686	2	98	821
薬務課（広島市）		8	538	151	2, 505	49	76	2, 630	24	3, 351				3	3	3, 354	82	506	2	57	647
合　計	2	25	1, 271	409	5, 152	66	189	5, 407	54	7, 169	0	0	0	7	7	6, 852	230	1, 192	4	155	1, 468

４　保健所等別麻薬等免許申請件数

平成２２年度

事項＼保健所等	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課	総計
麻薬施用者免許証	135	123	339	141	263	427	85	1,467	2,980
麻薬管理者免許証	12	15	28	22	21	44	7	88	237
麻薬小売業者免許証	26	31	83	51	71	98	20	234	614
麻薬卸売業者免許証	0	0	2	0	2	1	1	4	10
麻薬研究者免許申請	0	1	3	3	7	10	1	15	40
麻薬取扱者免許証再交付	0	0	1	0	0	1	0	3	5
覚せい剤施用機関指定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤研究者指定	0	0	1	0	3	1	0	2	7
覚せい剤原料取扱者指定	0	0	0	0	0	1	0	2	3
覚せい剤原料研究者指定	0	1	0	0	0	1	0	0	2
覚せい剤等取扱者指定証再交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬卸売業者免許申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬小売業者免許申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬試験研究施設設置者登録申請	0	0	0	1	0	0	0	0	1
向精神薬営業者免許証再交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻研究者免許申請	0	0	0	0	5		0	3	8
大麻研究者登録事項変更届	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	173	171	457	218	372	584	114	1,818	3,907

5　麻薬関係立入検査状況

（平成22年）

業種＼事項	対象業務所数	立入検査回数 麻薬取締官※	立入検査回数 麻薬取締員	立入検査回数 その他の職員	立入検査回数 計	違反業務所数	違反内容数 麻向法第十二条	違反内容数 輸入製造製剤小分輸出	違反内容数 譲渡・譲受	違反内容数 施用処方せんの交付	違反内容数 不正所持	違反内容数 廃棄	違反内容数 被包・容器の記載及び証紙	違反内容数 譲渡証・譲受証	違反内容数 保管・管理	違反内容数 帳簿	違反内容数 施用に関する記録	違反内容数 その他	届出 事故	届出 報告（半期報・年報）	届出 中毒	保存 譲渡譲受証	保存 帳簿	保存 施用に関する記録（処方せん）	違反内容数 計	処置 告発・送致	処置 免許取消	処置 業務停止	処置 始末書・誓約書	処置 その他	処置 計
麻薬輸入業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬輸出業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬製造業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬製剤業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭麻薬製造業者	2	(0) 0	(0) 2	3	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬元卸売業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	2	(0) 0	(0) 2	3	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬卸売業者	23	(0) 0	(0) 11	21	(0) 32	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
麻薬小売業者	1206	(0) 0	(0) 75	377	(0) 452	14	0	0	1	0	0	1	0	0	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0		14	14
小計	1,229	(0) 0	(0) 86	398	(0) 484	15	0	0	1	0	0	1	0	0	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	15	15
麻薬診療施設 病院	219	(0) 0	(0) 35	153	(0) 188	21	0	0	0	2	0	0	0	0	6	4	8	1	1	0	0	0	0	0	22	0	0	0	2	19	21
麻薬診療施設 一般診療所	1137	(0) 0	(0) 36	53	(0) 89	9	0	0	0	0	0	1	0	1	3	5	2	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	1	8	9
麻薬診療施設 歯科診療所	5	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬診療施設 飼育動物診療施設	147	(0) 0	(0) 3	3	(0) 6	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	1	2
麻薬診療施設 小計	1,508	(0) 0	(0) 74	209	(0) 283	32	0	0	0	2	1	1	0	1	10	9	10	3	1	0	0	0	0	0	38	0	0	0	4	28	32
麻薬研究者	53	(0) 0	(0) 2	8	(0) 10	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1
けし耕作者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
けし研究者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻栽培者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻研究者	7	(0) 0	(0) 0	4	(0) 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	60	(0) 0	(0) 2	12	(0) 14	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1
合計	2,799	(0) 0	(0) 164	622	(0) 781	48	0	0	2	2	2	2	0	1	19	14	10	3	1	0	0	0	0	0	56	0	0	0	5	43	48

※　麻薬取締員欄の（　）内には，麻薬取締員がその他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

６　保健所等別麻薬関係立入検査状況

（平成22年）

事項 / 保健所等	対象業務所数	立入検査回数			違反業務所数	違反内容数																			処置					
		麻薬取締員	その他の職員	計		麻向法第十二条	輸入・製造・製剤小分・輸出	譲渡・譲受	施用・処方せんの交付	不正所持	廃棄	被包・容器の記載及び証紙	譲渡証・譲受証	保管・管理	帳簿	施用に関する記録	その他	届出 事故	届出 報告（半期報・年報）	届出 中毒	保存 譲渡証譲受証	保存 帳簿	保存 施用記録（処方せん）に関する	計	告発・送致	免許取消	業務停止	始末書・誓約書	その他	計
西部保健所	132	( )	51	( ) 51	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	5
西部保健所広島支所	157	( )	67	( ) 67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部保健所呉支所	310	( )	61	( ) 61	9	0	0	0	1	0	0	0	1	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	9	9
西部東保健所	58	( )	48	( ) 48	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
東部保健所	105	( )	76	( ) 76	2	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	2
東部保健所福山支所	308	( )	157	( ) 157	13	0	0	0	1	0	1	0	0	2	5	5	0	1	0	0	0	0	0	15	0	0	0	3	10	13
北部保健所	509	( )	162	( ) 162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬務課（広島市）	1,220	( ) 164	0	( ) 0	18	0	0	1	0	1	1	0	0	8	6	1	2	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	4	14	18
計	2,799	( ) 164	622	(0) 786	48	0	0	2	2	2	2	0	1	19	14	10	3	1	0	0	0	0	0	56	0	0	0	7	41	48

保健所設置市分再掲

広島市	1,220	( ) 164		( ) 164	18	0	0	1	0	1	1	0	0	8	6	1	2	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	4	14	18
呉市	287	( )	49	( ) 49	7	0	0	0	1	0	0	0	0	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	7	7
福山市	451	( )	92	( ) 92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,958	(0) 164	141	(0) 305	25	0	0	1	1	1	1	0	0	12	8	2	2	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	4	21	25

※　麻薬取締員欄の（　）内には，麻薬取締員がその他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

７　麻薬関係事犯

(1) 麻薬関係事犯の推移

区　　　分		１８年	１９年	２０年	２１年	２２年
麻薬及び向精神薬取締法	件　数	10	17	11	19	8
	人　員	5	10	5	10	4
大麻取締法	件　数	63	25	45	63	41
	人　員	39	12	26	48	40
あへん法	件　数	0	0	0	2	0
	人　員	0	0	0	2	0

(2) 麻薬関係事犯の態様

（平成２２年）

区　　　分		所持	譲渡 譲受	輸出	施用	栽培	その他	計
麻薬及び向精神薬取締法	件数	6		2				8
	人員	4						4
大麻取締法	件数	31	5			5		41
	人員	30	5			5		40
あへん法	件数							0
	人員							0

８　麻薬廃棄届・事故

(1) 件数

区分（年）	廃棄届	事故				
		計	内容			
			盗難	破損	所在不明	その他
１８年	160	59	1	36	6	16
１９年	207	53		25	4	24
２０年	252	52		38	2	12
２１年	251	52		24	2	26
２２年	262	58		33	6	19

(2) 保健所等別廃棄届・事故件数

（平成２２年）

保健所／区分	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課	計
廃棄届	6	14	29	26	17	60	5	105	262
事故届	2	2	3	2	7	10	4	28	58

９　麻薬卸売業者における麻薬譲渡量の推移

（単位　g･mL）

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
アヘン	128.7	138.2	139.1	127.55	137.9	113.0	137.95
モルヒネ	15,301.60	10,682.60	10,392.74	10,056.75	8,889.51	7701.71	7622.92
エチルモルヒネ	0	0	0	0	0	0	0
コデイン	9,759.00	10,019.00	8,899	7,676	6,889	6,530	6,551
ジヒドロコデイン	15	10	10	10	10	10	5
オキシコドン	2,724.20	5,236.40	6512	9,209.58	9832.54	10,341.255	12,069.04
オキシメバノール	3.8	4.6	4.2	5.4	8.0	4.6	7.8
コカイン	30	25	10	35	55	45	30
ペチジン	1,316.60	1,292.20	1,298.15	1,246.5	1,258.15	1,508.6	1,653.3
フェンタニル	260.2	351.2	378.16575	407.9195	465.9890	648.95875	684.79225
レミフェンタニル	－	－	0	72.215	86.095	111.67	127.17
ケタミン	－	－	－	879.1	988.8	1604.8	1875.8

※　各製剤に含まれる麻薬含有量をそれぞれ合計したもの

１０　麻薬中毒者

(1) 麻薬中毒者通報届出状況

区　分	１８年	１９年	２０年	２１年	２２年
医師					
検察官					
警察官					
麻薬取締官					
麻薬取締員					
計	0	0	0	0	0

(2) 麻薬中毒者の状況

（平成２２年）

観察指導の対象としている者												県外転出者	死亡・帰国者	社会復帰者
所在の明らかな者				所在不明の者				計						
第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計			
1	2		3				0	1	2		3	0	0	0

１１　麻薬・覚せい剤乱用防止運動

平成 22 年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの２カ月間「広島県麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要領」に基づき，この運動を実施した。運動の実施結果は次のとおりである。

(1) 広報啓発運動

市町発行の広報紙等による広報活動並びに広島県薬物乱用防止指導員，社団法人広島県医師会，社団法人広島県薬剤師会，社団法人広島県医薬品登録販売者協会，広島県配置医薬品連合会及び広島県製薬協会等の協力を得て県民に対して本運動の趣旨の徹底を図るとともに，ポスター，リーフレット，立看板，懸垂幕，有線放送等による広報媒体を活用し，各市町で開催された健康まつりや区民まつりに参加し，覚せい剤等薬物乱用防止啓発用パネルの展示や啓発資材の配布を行ったほか，街頭キャンペーン及び薬事講習会の出席者に対する啓発等により本運動の趣旨の普及徹底を図った。

○　ポスター（厚生労働省作成）　２，５００枚
○　ポスター（県作成）　３，０００枚
○　パンフレット（厚生労働省作成）　２，５００枚
○　パンフレット（県作成）　７０，０００枚
○　健康祭等での啓発　７９か所
○　懸垂幕・横断幕・ノボリ等掲示　６か所
○　広報誌等　１１市町
○　講習会・研修会　２２か所（受講者 4,402 人）
○　ビデオテープ等の貸し出し　１１回

(2) 一斉立入検査の実施

麻薬・覚せい剤等取扱施設に対して一斉立入検査を実施し，麻薬・覚せい剤等の適正な取扱いの指導監督を実施した。

○　麻薬立入検査　173 施設
（麻薬診療施設，麻薬小売業者，麻薬販売業者等）
○　覚せい剤・覚せい剤原料立入検査　183 施設
（覚せい剤原料取扱者，診療所，薬局等）
○　向精神薬立入検査　191 施設
（向精神薬卸売業者，研究施設，診療所等）
○　注射器販売業者等立入検査　161 施設
○　シンナー販売業者等指導　18 施設

(3) その他の活動

各市町で開催された健康まつりや区民まつりに参加し，薬物乱用防止啓発用パネルの展示や啓発資材の配布を行ったほか，街頭キャンペーン及び薬事講習会の出席者に対する啓発等により本運動の趣旨の普及徹底を図った。

１２　不正大麻・けし撲滅運動

平成２２年５月１日から６月３０日までの２カ月間この運動を実施した。

市町，（社）広島県医師会及び（社）広島県薬剤師会等から広報誌，各機関紙による広報活動の協力を得るとともに県教育委員会に対して学童に対する啓発指導を依頼した。

また薬事講習会等出席者に対する啓発活動を実施した。

さらに，保健所，警察署等を通じ，大麻・けしの見分け方のポスター・リーフレットを配布するとともに不正・自生けし等の指導取締りを実施した。

○ポ　ス　タ　ー　　　１，０００枚
○リ ー フ レ ッ ト　　　１，５００部
○チ　　ラ　　シ　　２５，０００枚
○不　正　け　し　　　　　　　０本
○自　生　け　し　　８６，６００本
○自　生　大　麻　　　　　　　２本

☆　大麻・けし不正栽培状況

(1) 大麻不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書･説諭等	計
１８					0
１９					0
２０					0
２１					0
２２					0

(2) けし不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書･説諭等	計
１８					0
１９					0
２０					0
２１					0
２２					0

13 向精神薬関係立入検査状況

（平成22年）

業種＼事項	対象業務所数	立入検査回数 麻薬取締官※	麻薬取締員	その他の職員	計	違反業務所数	違反内容数 輸入	輸出	製造等	譲渡し等	広告	容器及び被包の記載	向精神薬取扱責任者	保管・管理	廃棄	事故届	記録	年間届	その他	計	措置 告発・送致	免許取消	業務停止	始末書等	措置命令	改善命令	向精神薬取扱責任者変更命令	口頭説諭等その他	計
向精神薬輸入業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬輸出業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬製造製剤業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬使用業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬卸売業者	1	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
免許みなし卸売販売業者	304	(0) 0	(0) 11	52	(0) 63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
免許みなし薬局	1607	(0) 0	(0) 118	451	(0) 569	31	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	30	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	31	31
向精神薬小売業者	1	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1913	(0) 0	(0) 129	503	(0) 632	31	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	30	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	31	31
病院等 病院	254	(0) 0	(0) 31	182	(0) 213	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	7
病院等 一般診療所	2686	(0) 0	(0) 26	69	(0) 95	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	7
病院等 歯科診療所	1561	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院等 飼育動物診療施設	290	(0) 0	(0) 3	2	(0) 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	4791	(0) 0	(0) 60	253	(0) 313	14	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	14	14
向精神薬試験研究施設	27	(0) 0	(0) 0	9	(0) 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6731	(0) 0	(0) 189	765	(0) 954	45	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	43	0	0	46	0	0	0	0	0	0	0	45	45

※　麻薬取締員欄の（　）の数値は，その他の職員と行った場合の数を外数で示す。

14　保健所等別向精神薬関係立入検査状況

（平成22年）

事項＼保健所等	対象業務所数	立入検査回数 麻薬取締員	その他の職員	計	違反業務所数	違反内容数 輸入	輸出	製造等	譲渡し等	不正所持	広告	容器・被包の記載及び	向精神薬取扱責任者	保管・管理	廃棄	事故届	記録	その他	計	処置 告発・送致	許可取消	業務停止	始末書等	措置命令	改善命令	向精神薬取扱責任者変更命令	口頭説諭等その他	計
西部保健所	350	( )	69	( ) 69	17									2			15		17								17	17
西部保健所広島支所	386	( )	69	( ) 69	2												2		2								2	2
西部保健所呉支所	656	( )	66	( ) 66	5												5		5								5	5
西部東保健所	449	( )	107	( ) 107	0														0								0	0
東部保健所	613	( )	188	( ) 188	8												8		8								8	8
東部保健所福山支所	1, 116	( )	84	( ) 84	0												0		0								0	0
北部保健所	217	( )	182	( ) 182	0												0		0								0	0
薬務課（広島市）	2, 944	( ) 189		( ) 189	13									1			13		14								13	13
計	6, 731	( ) 189	765	(0) 954	45	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	43		46	0	0	0	0	0	0	0	45	45

保健所設置市分再掲

事項＼保健所等	対象業務所数	立入検査回数 麻薬取締員	その他の職員	計	違反業務所数	輸入	輸出	製造等	譲渡し等	不正所持	広告	容器・被包の記載及び	向精神薬取扱責任者	保管・管理	廃棄	事故届	記録	その他	計	告発・送致	許可取消	業務停止	始末書等	措置命令	改善命令	向精神薬取扱責任者変更命令	口頭説諭等その他	計
広島市	2, 944	( ) 189	0	( ) 46	13									1			13		14								13	13
呉市	600	( )	42	( ) 42	1												1		1								1	1
福山市	995	( )	62	( ) 62	0														0									0
計	4, 539	(0) 189	104	(0) 150	14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	14	0	15	0	0	0	0	0	0	0	14	14

※　麻薬取締員欄の（　）内には，麻薬取締員がその他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

１５　向精神薬事故

(1) 件数

	滅　　失	盗　　難	所在不明	その他	計
１８年	1				1
１９年		1			1
２０年					0
２１年		1			1
２２年					0

(2) 保健所等別事故件数

	西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	薬務課（広島市）	計
１８年					1				1
１９年								1	1
２０年									0
２１年		1							1
２２年									0

１６　覚せい剤等取扱者

(1) 覚せい剤等取扱者数の推移

区分			１８年	１９年	２０年	２１年	２２年
指定を要するもの	覚せい剤施用機関	国の指定	2	2	2	2	2
		県の指定	1				
	覚せい剤研究者		14	15	15	15	14
	覚せい剤原料取扱者		35	37	37	37	37
	覚せい剤原料研究者		10	10	10	10	9
	計		62	64	64	64	62
指定が不要なもの	薬局		1,577	1,597	1,610	1,633	1,607
	病院・診療所		4,385	4,499	4,485	3,845	4,502
	飼育動物診療所		277	272	276	219	290
	計		6,239	6,368	6,371	5,697	6,399
合計			6,301	6,432	6,435	5,761	6,461

(2) 保健所等別覚せい剤・覚せい剤原料取扱者数

区分	業種別＼保健所等		西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	政令市 広島市	政令市 呉市	政令市 福山市	計
指定を要するもの	覚せい剤施用機関	国の指定								1	1		2
		県の指定											0
	覚せい剤研究者						4			7	2	1	14
	覚せい剤原料取扱者			1		4	4		4	12	5	7	37
	覚せい剤原料研究者			3						1	1	4	9
	計		0	4	0	4	8	0	4	21	9	12	62
指定が不要なもの	薬局		83	89	13	116	173	36	49	659	142	247	1,607
	病院・診療所		212	275	40	301	380	78	153	2,001	432	630	4,502
	飼育動物診療施設												(290)
	計		295	364	53	417	553	114	202	2,660	574	877	＊(6,399) 6,109
合計			295	368	53	421	561	114	206	2,681	583	889	＊(5,761) 6,461

（注）（ ）内は飼育動物診療施設の数である。
＊（ ）内は飼育動物診療施設を含めた総数である。

１７　覚せい剤関係立入検査状況

（平成22年）

業種	事項	対象業務所数	立入検査回数 覚せい剤監視員 麻薬取締官※	麻薬取締員	その他	計	違反業務所数	違反内容数 製造・輸入・輸出	譲渡・譲受	施用のための交付・使用・施用	廃棄	証紙	譲渡証・譲受証	保管・管理	帳簿	事故届	報告	保存 譲渡証譲受証	保存 帳簿	その他	計	処置 告発・送致	指定取消	業務停止	始末書・誓約書	その他	計
覚せい剤	覚せい剤製造業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤	覚せい剤施用機関 大臣の指定する施用機関	2	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤	覚せい剤施用機関 知事の指定する施用機関	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤	覚せい剤研究者	14	(0) 0	(0) 1	1	(0) 2	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1
覚せい剤	小計	16	(0) 0	(0) 1	1	(0) 2	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1
覚せい剤原料	覚せい剤原料輸入業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤原料	覚せい剤原料輸出業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤原料	覚せい剤原料製造業者	0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤原料	覚せい剤原料取扱者	37	(0) 0	(0) 9	17	(0) 26	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
覚せい剤原料	覚せい剤原料研究者	9	(0) 0	(0) 0	6	(0) 6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤原料	薬局	1607	(0) 0	(0) 72	578	(0) 650	9	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	9	9
覚せい剤原料	病院・診療所	4502	(0) 0	(0) 59	211	(0) 270	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3
覚せい剤原料	飼育動物診療施設	290	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤原料	小計	6445	(0) 0	(0) 140	812	(0) 952	13	0	0	0	0	0	0	11	1	0	0	0	0	1	13	0	0	0	0	13	13
合計		6461	(0) 0	(0) 141	813	(0) 954	14	0	0	0	0	0	1	11	2	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	14	14

（注）　麻薬取締員欄の（　）内の数値は，その他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

１８　保健所等別覚せい剤関係立入検査状況

（平成22年）

事項／保健所	対象業務所数	立入検回数			違反業務所数	違反内容数														処置					
		覚せい剤監視員		計		製造・輸入・輸出	譲渡・譲受	施用・使用・施用のための交付	廃棄	証紙	譲渡証・譲受証	保管・管理	帳簿	事故届	報告	保存		その他	計	告発・送致	指定取消	業務停止	始末書・誓約書	その他	計
		麻薬取締員	その他													譲渡証譲受証	帳簿								
西部保健所	346	（　）	82	（　）82	3							2						1	3					3	3
西部保健所広島支所	386	（　）	56	（　）56	0														0					0	0
西部保健所呉支所	656	（　）	123	（　）123	2							2							2					2	2
西部東保健所	441	（　）	81	（　）81	1								1						1					1	1
東部保健所	593	（　）	116	（　）116	3							3							3					3	3
東部保健所福山支所	1056	（　）	112	（　）112	1							1							1					1	1
北部保健所	211	（　）	243	（　）243	2							2							2					2	2
薬務課（広島市）	2772	（　）141	0	（　）141	2						1	1	1						3					2	2
計	6461	（　）141	813	（ 0 ）954	14	0	0	0	0	0	1	11	2	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	14	14

※　保健所設置市分再掲

保健所	対象業務所数	麻薬取締員	その他	計	違反業務所数	製造・輸入・輸出	譲渡・譲受	施用・使用・施用のための交付	廃棄	証紙	譲渡証・譲受証	保管・管理	帳簿	事故届	報告	保存 譲渡証譲受証	保存 帳簿	その他	計	告発・送致	指定取消	業務停止	始末書・誓約書	その他	計
広島市	2772	（　）141		（　）141	2						1	1	1						3					2	2
呉市	583	（　）	101	（　）101	2							2							2					2	2
福山市	936	（　）	173	（　）173	2							2							2					2	2
計	4291	（ 141 ）141	274	（ 0 ）415	6	0	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	6	6

（注）　対象事業所数は，飼育動物診療施設を含まない。※（　　）内は，飼育動物診療施設を含めた数である。
麻薬取締員欄の（　）内の数値は，その他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

１９　薬物事犯

(1)　覚せい剤事犯の推移

区　　分	１８年	１９年	２０年	２１年	２２年
件　　　数	287	345	312	278	283
人　　　員	176	236	208	176	192

(注１) 平成２１年までの数値は警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分である。

(注２) 平成２２年の数値は麻薬等事犯状況報告による（警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分）。

(2)　大麻事犯の推移

区　　分	１８年	１９年	２０年	２１年	２２年
件　　　数	64	26	47	63	41
人　　　員	39	12	28	48	40

(注１) 平成２１年までの数値は警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分である。

(注２) 平成２２年の数値は麻薬等事犯状況報告による（警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分）。

２０　薬物乱用対策実施状況

(1)　広島県薬物乱用対策推進本部会議及び幹事会議開催状況

開催年月日（会議名）	開催場所	出席機関等	議　　　題
平成22年6月15日 (幹　事　会　議)	県庁税務庁舎 ３Ｆ ３０１会議室	２２	(1) 平成21年度広島県薬物乱用対策実施結果(案)について (2) 平成22年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について (3) 広島県薬物乱用対策推進本部会議の運営について
平成22年7月16日 (本　部　会　議)	鯉城会館５Ｆ 「サファイア東」	１９	(1) 平成21年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 平成22年度広島県薬物乱用対策推進要領について (3) 本部構成機関の活動状況報告(広島保護観察所，広島県教育委員会，広島県警察本部，広島県立総合精神保健福祉センター) (4) 協力団体等の活動状況(ライオンズクラブ国際協会336－C地区，広島県薬物乱用防止指導員協議会)

(2) 薬物乱用防止等運動の実施

広島県薬物乱用対策推進本部会議において決定した「平成22年度広島県薬物乱用対策推進要綱」に基づき関係行政機関・団体との連携を図り，薬物乱用防止啓発活動を実施した。

(3) フラワーフェスティバルへの参加

平成22年5月3日にキャラバンカーを平和公園ブロックに配置し，啓発活動を実施した。

⑷ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施

協賛6機関・団体，後援45団体の協力を得て，平成22年6月20日から7月19日までの間，薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の啓発活動及び国連募金を実施した。

○ 実施した主なイベント

実施日	対象	内容
MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島	広島東洋カープ	公式戦において大型スクリーンへ啓発用ビデオの放映
7.14 ビッグアーチ 公式戦	サンフレッチェ広島	入場者に啓発用パンフレット・アイテムの配布，横断幕の設置
		公式戦において大型スクリーンへ啓発用ビデオの放映

⑸ ６２６ヤング街頭キャンペーンの実施

地区名	参加人員	内訳					募金(円)	場所
		ヤングボランティア	指導員	ライオンズクラブ	その他	行政関係		
広島市	317	227	55	7	15	13	70,071	広島駅南口広場ほか（広島市南区）
広島	61	13	11	9	18	10	18,163	Tina court（廿日市市）
海田	27	9	8	0	2	8	8,971	フジグラン安芸（安芸郡坂町）
呉	81	33	20	14	5	9	22,170	JR呉駅前ほか
芸北	48	20	5	10	8	5	20,709	サンクス（山県郡北広島町）
東広島	43	11	8	10	4	10	18,035	ゆめタウン東広島（東広島市西条町）
尾三	63	23	13	13	4	10	22,121	尾道サティ(尾道市)
福山	98	43	15	16	11	13	28,066	フジグラン神辺（福山市）
備北	71	30	12	21	3	5	27,640	サングリーン（三次市）
計	809	409	147	100	70	83	239,171	

⑹ 広島県薬物乱用防止指導員の活動

平成14年８月から指導員を県内全域に配置し，９地区に地区協議会を設置した。

各指導員の連携を図り，地域に密着した啓発運動を各地区協議会において各種啓発活動を実施し，地域住民に対して薬物乱用の恐ろしさを周知した。

○ イベント活動件数：８６０件　　延べ参加指導員等数：１，２０２人

○ 薬物乱用防止教室実施状況：１８９回　　２６，１５６人受講

内訳：小学校　８７回，５，００７人受講　　　中学校　７０回，１１，３６７人受講

高校　２２回，８，８７０人受講　　　大学　２回，　４８０人受講

その他　４回，　８８人受講

広島県薬物乱用防止指導員協議会（県協議会）
- 広島市地区協議会
- 広　島地区協議会
- 海　田地区協議会
- 呉　地区協議会
- 芸　北地区協議会
- 東広島地区協議会
- 尾　三地区協議会
- 福　山地区協議会
- 備　北地区協議会

（人）

※平成２３年３月３１日現在

	広島市	広島	海田	呉	芸北	東広島	尾三	福山	備北	計
薬剤師	8	3	2	6	3	4	5	10	2	43
医薬品登録販売者	8	2	1	3	0	1	3	4	1	23
保護司	40	6	4	10	3	7	10	17	4	101
更生保護女性会会員	17	4	2	5	3	4	5	8	2	50
少年補導協助員	13	2	1	2	1	1	2	2	1	25
暴力監視協助員	8	1	1	2	0	1	2	2	1	18
ライオンズクラブ	12	1	1	4	2	1	3	4	5	33
民生委員・児童委員	8	4	1	3	1	2	2	4	1	26
青少年健全育成推進員	15	2	4	2	7	5	8	3	6	52
PTA役員	8	1	1	1	1	2	1	1	1	17
計	137	26	18	38	21	28	41	55	24	388

⑺ 薬物専門講師の養成

地域における薬物乱用防止教育・啓発活動体制のより一層の充実を図るため，県教育委員会と協力して薬物乱用防止指導員や学校薬剤師などから薬物専門講師を養成した。

○　養成講習会開催状況

開　　催　　日	場　　　所	内　　　容	参加者
平成22年12月15日	福　山　庁　舎	○　説明「薬物乱用の現状と対策」 　　　　薬務課職員 ○　説明「学校における薬物乱用防止教育」 　　　　広島県教育委員会指導第三課職員 ○　講演 「ライフスキル形成を基盤とする薬物乱用防止教室」　神戸大学大学院　川畑徹朗教授	21名
平成22年12月16日	県立総合体育館大会議室		71名

○　薬物専門講師による薬物乱用防止教室の開催

開催数：１８８件　受講者数：２７，５３５人

(8) 薬物相談の窓口の設置

ア　保健所等覚せい剤等薬物相談窓口

保健所・支所等20か所に薬物乱用防止の相談窓口を設置して地域住民からの相談に応じた。

イ　県立総合精神保健福祉センターにおける相談窓口

県立総合精神保健福祉センターに医師等の専門スタッフによる相談窓口を設置し，薬物依存・中毒者の社会復帰の促進を図るとともに，薬物依存者の家族に対して家族教室を開催し，薬物依存者の回復を支援する方法について指導した。

(9) 薬物相談事業推進連絡会議の開催

薬物相談窓口を有する16機関による，相談・指導業務のネットワーク化を図るため，開催した。

○　薬物相談事業推進連絡会議等開催状況

開　催　日	場　　　所	議題
平成22年9月10日	県庁本館 Ｒ４会議室	1　薬物相談事業について 2　薬物乱用の状況について 3　広島ダルクの現状について 4　「薬物乱用防止戦略加速化プラン」について 5　厚生労働省が実施している「地域依存症対策推進モデル事業」について 6　その他
平成23年3月3日	県庁税務庁舎 ３０６会議室	1　広島ダルクの現状について 2　薬物相談事業について 3　薬物乱用の現状について 4　向精神薬多重受診事例について 5　その他

(10) 「ダメ。ゼッタイ。」尾三地区対話集会の開催

薬物乱用を地域社会から追放し，薬物乱用を許さない社会環境づくりを目的として，薬物乱用防止指導員，中高校生，保護者，教職員等の参加を得て，対話集会を開催した。（厚生労働省委託事業）

ア　日　　時：平成２２年１２月１２日（日）　１３時～１６時

イ　場　　所：尾道庁舎（尾道市古浜町２６－１２）

ウ　参加人数：９８人

エ　実施結果

○　基調講演

講　師：広島少年鑑別所　伊藤　潤首席専門官

テーマ：最近の薬物犯罪の実情について

○　グループワーク（ロールプレイング後テーブル毎のディスカッション）

テーマ　薬物に誘われたらどう断るか

(11) 青少年薬物乱用防止対策事業の実施

青少年に対する学校・家庭ぐるみの薬物乱用防止教育・啓発活動を推進した。

○　生活指導担当教員等研修会

開催日：平成 22 年 9 月 27 日

参加者：９２人（生活指導担当教員，養護教諭，保健所職員等）

内容：体験者からのメッセージ

講師：広島ダルク　　　井上　智義施設長

○　薬物依存症者の家族を持つ子ども支援のための研修会

開催日：平成 23 年 1 月 17 日

参加者：３８人（保護司，更生保護女性会，保健所職員等）

内容：アダルトチルドレンに対する支援

講師：ひろしま家族機能相談所　　東山　良子代表

○　小・中・高校生，専門学校生及び大学生のための薬物乱用防止講習会

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	２１９	３０,８９１
保健所等職員	５０	１２,２４０
計	２６９	４３,１３１

※　指導員等：薬物乱用防止指導員，薬物専門講師等

○　小学生・中学生・高校生の保護者対象薬物乱用防止教室

１４校　参加者：延べ２２１名

(12) 講習会の開催

各種団体の会員等に対して麻薬等の適正な使用・管理を周知するとともに，薬物乱用の弊害等について講習を行った。

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	３	８８
保健所等職員	９	６１６
計	１２	７０４

※　指導員等：薬物乱用防止指導員，薬物専門講師等

(13) 薬物精神衛生講座の開催

広島刑務所及び広島刑務所尾道刑務支所の薬物事犯受刑者に対して講習を行った。

８回　　参加者：８０名

内訳：広島刑務所　　５回６０名

尾道刑務支所　３回２０名

第９　シックハウス・化学物質過敏症対策

第９　シックハウス･化学物質過敏症対策

保健所等相談状況（平成２２年度）

項目／保健所等	相談件数 総数	内訳 健康被害	内訳 測定機関	内訳 その他	相談者	相談内容
西部保健所	0					
西部保健所広島支所	0					
西部保健所呉支所	0					
西部東保健所	0					
西部保健所	0					
西部保健所福山支所	1				居住者	居住者がアパートで生活を始めて体調が不良になった。受診したが，対策なしとの話であった。専門医のいる岡山県の医療機関を紹介した。（22.4.23）
北部保健所	0					
薬務課	4				居住者	化学物質過敏症で南岡山医療センターに通院しているが，乗物に乗ると喉が苦しくなるので，どこか転地療養できる場所はないかとの相談。（南岡山に入院したいが，12,000円／日かかり負担が大きい。）NPO法人化学物質過敏症支援センター及びＣＳ発信中国を紹介した。また，自宅でﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の測定をするための測定機関を照会されたので，県環境保健協会，広島建築住宅センターを紹介した。
					安佐南区役所	住民からシックハウス症候群の県内の受診機関について照会があった。（22.11.10）
					米子市民	ＪＴが今年から東京都で無煙タバコを販売しているが，今後，神奈川でも売り出すようだ。無煙タバコであっても，ニコチンが出ており，患者には害である。無煙タバコは健康増進法の対象外であり，全国的に流通することが予想され，懸念している。官公庁の施設で患者に対する利用者の配慮がないと我々は行政サービスをうけることができない。利用者に対する配慮を求めるようお願いしたい。（22.11.19）
					住民	苦情者及び子どもが化学物質過敏症。区役所や学校，図書館に化学物質過敏症者への配慮のためのポスターの掲示をしてもらいたいと広島市に要請した。患者が独自にポスターを作成して各所に送ってもなかなか掲示してもらえないので県で以前作成したポスターを増刷してもらい，それを加工して各所に配布し，活用したいと回答があった。県のポスターを見たが，患者としては不十分な内容である。（22.11.11）　⇒　この件で何回かやり取りあり。要望も取り入れたポスター原稿案を23.1.12付けで県内各市町及び財産管理課に情報提供。
計	5	0	0	0		

第10　肝　炎　対　策

1　肝炎ウイルス検査事業

(1)受検者数及び陽性者数

○健康増進事業

40 歳以上の者を対象に，市町が居住する住民を対象に肝炎ウイルス検査を実施した。（県内全市町で実施）

		H20 年度	H21 年度	計
B 型肝炎ウイルス検査	受検者数	10,765	10,384	21,149
	陽性者数	143 (1.3%)	143 (1.4%)	286 (1.4%)
C 型肝炎ウイルス検査	受検者数	10,568	10,199	20,767
	陽性者数	113 (1.1%)	75 (0.7%)	188 (0.9%)

＊（　　）は陽性率

○特定感染症検査等事業

県内市町（広島市・呉市・福山市を除く）に居住する者を対象に，無料で肝炎ウイルス検査を実施した。（平成 18 年度から保健所で肝炎ウイルス検査を実施するとともに，平成 20 年度からは，年齢制限を廃止し，他に検診の機会のない者に対し，医療機関への委託事業もあわせて実施）

なお，肝炎ウイルス検査委託医療機関数は，237 施設である。

		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	計
B 型肝炎ウイルス検査	受検者数	—	—	3, 742	5, 482	3, 649	12, 873
	陽性者数	—	—	49 (1. 3%)	66 (1. 2%)	37 (1. 0%)	152 (1. 2%)
C 型肝炎ウイルス検査	受検者数	1	748	4, 541	6, 926	4, 434	16, 650
	陽性者数	0 (0)	15 (2. 0%)	38 (0. 8%)	64 (0. 9%)	19 (0. 4%)	136 (0. 8%)

＊（　　）は陽性率

(2)受検率

〇健康増進事業（平成 20 年度から実施）

	平成 20 年度	平成 21 年度	累計
新 40 歳受診対象患者数	21,214	28,710	393,249
Ｃ型肝炎検診受診者数	10,568＊	10,199＊＊	127,797（32.5%＊＊＊）

＊：新 40 歳：289 人（1.4%），節目外：10,279 人

＊＊：新 40 歳：263 人（0.9%），節目外：9,936 人

＊＊＊：累計受診率（平成 14 年度から）

【参考】老人保健事業（平成 14 年度から 19 年度までの住民健診の結果）

	平成 14 年度から 平成 18 年度	平成 19 年度	計
肝炎検診対象者数*	324,335	18,990*	343,325
C 型肝炎検診受診者	91,357（28.2%***）	15,673**	107,030（31.2%***）

＊：新 40 歳

＊＊：新 40 歳：1,028 人（5.4%），節目外（41～75 歳）：14,645 人

＊＊＊：累計受診率

平成 4 年からの累計受診率は 44.0%（平成 4 年度から 13 年度の累計受診数約 44,000 人）

2　肝炎治療特別促進事業

(1)肝炎治療受給者証の発行状況

Ｂ型ウイルス性肝炎及びＣ型ウイルス性肝炎の根治を目的として行う，インターフェロン治療並びにＢ型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤に対して医療費助成を行った。

ア　インターフェロン治療（新規）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
申請数	82 (2)	83 (1)	83 (2)	94 (3)	82 (6)	114 (7)	84 (1)	70 (4)	59 (1)	36 (1)	55 (1)	55 (4)	897 (33)
発行数	82 (2)	82 (1)	83 (2)	94 (3)	82 (6)	113 (6)	82 (0)	70 (4)	58 (1)	36 (1)	55 (1)	55 (4)	892 (31)

＊（　）はＢ型肝炎患者の再掲

イ　インターフェロン治療（2回目）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	1	5	8	5	6	8	10	2	3	1	5	2	56
発行数	1	5	8	5	5	8	9	2	3	1	5	2	54

ウ　核酸アナログ製剤治療（新規）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	52	291	464	426	125	133	60	56	51	41	37	50	1,786
発行数	52	290	464	424	124	133	60	56	50	41	37	50	1,781

(2)インターフェロン治療受給者証延長治療発行状況

インターフェロン治療については，一定の要件を満たした場合は，例外的に助成期間の延長を認めた。（助成期間は原則1年間）

ア　副作用延長（2ヶ月延長）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	3	1	3	2	2	2	2	0	6	3	3	2	29
発行数	3	1	3	2	2	2	2	0	6	3	3	2	29

イ　72週治療（6ヶ月延長）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	27	6	22	12	22	14	9	5	15	7	16	14	169
発行数	27	6	22	12	22	14	9	5	15	7	16	14	169

(3) 肝炎治療指定医療機関等数

肝炎医療費助成の対象医療を適切に行うことができる保険医療機関及び保険薬局を，肝炎治療指定医療機関・肝炎治療指定薬局として承認した。

	ネットワーク専門医療機関	専門医常勤医療機関	ネットワーク連携医療機関	薬局	計
制度発足時（H20.4.17）	31	67	161	821	1,080
現在（H23.2.1）	33	147 (55)	633	1,104 (39)	1,917

※　県外の医療機関の再掲

3　肝疾患診療連携拠点病院事業

県が指定した肝疾患診療連携拠点病院において，かかりつけ医と専門医の連携のあり方等を検討するために連絡会を開催するとともに，肝疾患相談室の運営，医療従事者への研修事業を実施した。

(1) 国立大学法人広島大学病院

ア　肝疾患診療連携拠点病院等連絡会

連絡会の開催：2回（平成22年6月15日（火），平成22年11月17日（水））

イ　肝炎専門医療従事者の研修事業

日時	内容
平成22年9月4日（土）	肝がんの治療及び看護について
平成22年11月27日（土）	肝硬変の治療及び肝臓病食について
平成23年1月15日（土）	Ｂ型肝炎の基礎知識
平成23年3月5日（土）	最新のＣ型肝炎治療及び肝がん診療について

ウ　二次医療圏毎の研修会

上記各研修会に出席困難な各種医療関係者のために，広島県内の7医療圏でそれぞれ研修会を開催した。

(2) 福山市民病院

ア　肝疾患診療連携拠点病院等連絡会

連絡会の開催：1回（平成23年2月18日（金））

イ　肝炎専門医療従事者の研修事業

日時	内容
平成23年2月18日（金）	インターフェロン地域連携クリニカルパスの運用について

(3)肝疾患相談室への相談状況

肝疾患診療連携拠点病院において，相談員（医師，看護師等）を設置し，患者，キャリア及び家族等からの相談等に対応した。

○　相談内容

	広島大学病院	福山市民病院
相談件数（総数）	1,459	1,184
相談内容		
1.専門医療（インターフェロン等）を受けるか否か	29	7
2.検査及び検査結果等に関する相談	265	57
3.医療に要する費用等に関する相談	27	262
4.医療を行う医療機関等に関する相談	48	68
5.医療に対する不安や疑問等に関する相談	132	103
6.その他	958	687
インターフェロン治療費助成について	187	195
核酸アナログ製剤治療費助成について	305	430
身体障害者手帳等に関すること	47	11
その他	419	51

○　相談方法

	広島大学病院	福山市民病院
日　　数	240	243
相談者総数	1,116	1,184
電話相談	386（157）	207（57）
一般相談	378（155）	207（57）
専門相談	8（2）	0
面談相談	730（65）	977（59）
一般相談	728（65）	977（59）
専門相談	2（0）	0

＊（　　）：家族等の内数

4　人材育成・普及啓発事業

(1)県民講習会

ア　肝炎（検査・治療）啓発講習会

肝炎ウイルス検査の必要性，専門医療機関受診の必要性及び県が実施する肝炎治療費助成事業や肝炎ウイルス検査事業を啓発した。

月　日	場　所	対　象　者
平成 22 年 5 月 16 日（日）	中国新聞社ホール	県民
平成 22 年 5 月 30 日（日）	広島市南区地域社会福祉センター	県民

イ　患者講習会（受給者証交付者）

肝炎治療を受けている人，これから受けようとしている人，またその家族に対し，受診上の注意点や肝炎に関する正しい知識を啓発するための講習会を開催した。

月　日	場　所
平成 22 年 11 月 13 日（土）	広島県福山庁舎
平成 22 年 11 月 23 日（火）	広島県庁講堂
平成 22 年 11 月 27 日（土）	広島県尾道庁舎
平成 22 年 12 月 11 日（土）	広島県庁講堂

(2) 保健指導者人材養成研修

検診で要診療者とされた患者の受診勧奨，長期治療者の訪問指導等を効果的に行うための保健指導者人材育成事業を実施した。

月　日	場　所	対　象　者
平成 23 年 2 月 28 日（火）	広島県庁講堂	県保健所・県内市町・保険事業者の保健師等

(3) かかりつけ医人材育成研修

広島県の肝炎対策等について講習会を開催した。

月　日	場　所	対　象　者
平成 22 年 5 月 13 日（木）	リーガロイヤルホテル広島	広島市医師会
平成 22 年 7 月 29 日（木）	三原国際ホテル	三原市医師会
平成 22 年 12 月 15 日（水）	竹原市保健センター	医師・看護師他
平成 23 年 1 月 23 日（日）	呉医療センター	呉市医師会
平成 23 年 1 月 27 日（水）	広島佐伯地区医師会	佐伯区医師会

(4) 専門医等人材育成研修

広肝疾患診療支援ネットワークに従事する医療関係者の資質向上のため研修会を開催した。

月　日	場　所	対　象　者
平成 22 年 9 月 4 日（土）	広島大学病院	ネットワーク専門医療機関の看護師，保健師，薬剤師
平成 22 年 11 月 27 日（土）	広島大学病院	ネットワーク専門医療機関の看護師，保健師，薬剤師
平成 23 年 1 月 15 日（土）	広島大学病院	ネットワーク専門医療機関の看護師，薬剤師
平成 23 年 2 月 18 日（金）	福山市民病院	ネットワーク専門医療機関の医師
平成 23 年 3 月 5 日（土）	広島大学病院	ネットワーク専門医療機関の医師

５　広島県肝炎対策協議会の開催

○　日時　　平成 23 年 3 月 11 日（金）

○　場所　　広島県庁

○　議事

ア　報告事項

・　肝炎ウイルス検査事業について

・　肝炎治療特別促進事業について

・　肝疾患診療連携拠点病院事業について

・　人材育成・普及啓発事業について

・　調査事業について

・　肝炎対策関係予算について

イ　協議事項

・　広島県の肝炎対策の現状・課題について

第４編　　参　　考　　資　　料

第１　平成23年度薬務課　事務分掌

課　長　　仲　本　典　正

【　麻薬グループ　】

分　掌　事　務	担　当　者	
	主　担　当	副　担　当
１　グループの総括 ・グループ内の事務の進行管理に関すること。 ・グループ員の育成指導に関すること。 ・グループ員の業務チェックに関すること。 ２　課内の調整等に関すること。	主幹 賀　藤　寛　喜	
１　グループの予算編成等の資料作成に関すること。 ２　課及びグループの文書ファイル管理に関すること。 ３　課の物品の要求に関すること。 ４　表彰事務に関すること。 ５　ネットワーク担当者の事務に関すること。（主） ６　事務費に関すること。 ７　課の文書の収受に関すること。	主幹 賀　藤　寛　喜	専門員 平　岡　一　貴
１　麻薬，覚せい剤，大麻，あへん等に係る司法警察員としての職務に関すること。 ２　押収した麻薬，あへん，けしがら，大麻，覚せい剤等の国庫帰属に関すること。 ３　薬物乱用防止指導員に関すること。 ４　覚せい剤等相談窓口事業に関すること。 ５　薬物再乱用防止対策に関すること。 ６　麻薬取扱者等の講習会に関すること。 ７　シックハウス対策に関すること。	専門員 平　岡　一　貴	主幹 賀　藤　寛　喜
１　麻薬，覚せい剤，大麻，あへん等に係る司法警察員としての職務に関すること。 ２　麻薬及び向精神薬取締法，覚せい剤取締法，大麻取締法及びあへん法に基づく立入検査等に関すること。 ３　麻薬監視等関係の報告に関すること。 ４　けし，大麻の認定等に関すること。 ５　環境審議会温泉部会に関すること。 ６　麻薬等の知識普及に関すること。 ７　薬物乱用防止の啓発に関すること。 ８　温泉法に関すること。 ９　証紙文書整理簿に関すること。	専門員 寺　岡　由美子	技師 多武保　泰　治
１　麻薬，覚せい剤，大麻，あへん等に係る司法警察員としての職務に関すること。 ２　麻薬取扱者，覚せい剤関係指定者，大麻取扱者及びけし栽培者等の許可，免許及び届出等に関すること。 ３　麻薬及び向精神薬取締法，覚せい剤取締法，大麻取締法及びあへん法に関するその他の業務に関すること。 ４　麻薬，向精神薬及び覚せい剤等の事故，廃棄及び譲渡に関すること。 ５　麻薬中毒審査会，麻薬中毒者の届出等の受理及び麻薬中毒者の観察指導に関すること。 ６　薬物乱用対策推進本部に関すること。 ７　薬剤師免許に関すること。 ８　特例民法法人に関すること。 ９　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行及び危険防止等に関すること。 10　会議に関すること。	技師 多武保　泰　治	専門員 寺　岡　由美子

【　薬事グループ　】

<table>
<tr><th rowspan="2">分　　　掌　　　事　　　務</th><th colspan="2">担　当　者</th></tr>
<tr><th>主 担 当</th><th>副 担 当</th></tr>
<tr><td>○　グループの総括
・ＧＬ専決事項
・グループ内危機管理対応に関すること。
・グループ内の事務の進行管理に関すること。
・グループ員の育成指導に関すること。
・グループ員の業務チェックに関すること。
・ 全国薬務主管課長協議会等に関すること。
・ グループの文書ファイル管理に関すること。</td><td>主幹
角 田 静 香</td><td></td></tr>
<tr><td>１　グループの予算編成等の資料作成に関すること。
２　医薬品の知識普及及び消費者対策に関すること。
３　広島県地域保健対策協議会に関すること。
４　無承認無許可医薬品等の監視指導に関すること。
５　薬事法に基づく監視指導に関すること。
６　後発医薬品使用促進に関すること。
７　薬剤師法（免許事務を除く。）に関すること。
８　関係団体の育成に関すること。</td><td>専門員
岡 田 史 恵</td><td>主幹
角 田 静 香</td></tr>
<tr><td>１　薬事法の施行に関すること。
２　薬事法に基づく製造業の立入検査に関すること。
３　登録販売者試験に関すること。
４　毒物及び劇物取締法に基づく監視指導に関すること。
５　毒物及び劇物取締法の施行に関すること。
６　薬事審議会に関すること。
７　医薬品等適正広告基準に関すること。</td><td>専門員
森 木 智 男</td><td>専門員
岡 田 史 恵</td></tr>
<tr><td>１　登録販売者に係る事務に関すること。
２　毒物劇物取扱者試験に関すること。
３　薬局機能情報提供事業に関すること。
４　各種講習会・会議に関すること。
５　配置販売業の許可等に関すること。
６　特定毒物使用者の指定及び特定毒物研究者の許可に関すること。
７　農薬危害防止に関すること。
８　情報公開条例及び個人情報保護条例に関すること。</td><td>主任
中 村 能 治</td><td>専門員
森 木 智 男</td></tr>
<tr><td>１　配置販売業の配置従事者身分証明書の事務に関すること。
２　関係団体に係る事務補助に関すること。
３　登録販売者に係る事務補助に関すること。
４　薬局機能情報提供事業に係る事務補助に関すること。
５　薬事法に係る事務補助に関すること。
６　毒物及び劇物取締法に係る事務補助に関すること。
７　その他関係する補完的な事務に関すること。</td><td>嘱託員
後 藤 菜緒美</td><td>主任
中 村 能 治</td></tr>
</table>

【　製薬振興グループ　】

分　　　掌　　　事　　　務	担　当　者	
	主 担 当	副 担 当
○　グループの総括 　・グループ内の事務の進行管理に関すること。 　・グループ員の育成指導に関すること。 　・グループ員の業務チェックに関すること。	主幹 應　和　卓　治	
1　医薬品等製造販売業・製造業の育成に関すること。 2　医薬品等先端技術の振興に関すること。 3　災害救急用医薬品等の需給調査及び安定供給に関すること。 4　薬用植物に関すること。	主幹 應　和　卓　治	専門員 小田　佐知子
1　医薬品製造販売業・製造業（薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業を除く）に関すること。 2　医薬品ＧＶＰ・ＧＱＰ等に関すること。 3　医薬品製造業のＧＭＰ適合性調査に関すること。 4　医薬品等の国家検定検査に関すること。 5　医薬品等の再審査，再評価，副作用情報及び医薬品副作用被害救済制度（Ｃ型肝炎を除く。）等に関すること。 6　新型インフルエンザ対策行動計画等に関すること。 7　グループの予算編成等の資料作成に関すること。	専門員 小田　佐知子	主任 町　　一　希
1　献血の推進に関すること。 2　採血業に関すること。 3　薬事経済調査に関すること。 4　抗インフルエンザウイルス薬及び災害救急用医薬品等の整備に関すること。 5　毒物中毒治療薬備蓄事業に関すること。 6　血液製剤使用適正化に関すること。 7　グループの文書ファイル管理に関すること。	専門員 佐々木　稔浩	主幹 應　和　卓　治
1　医薬部外品及び化粧品の製造販売業・製造業に関すること。 2　医薬部外品ＧＭＰに関すること。 3　医薬部外品・化粧品ＧＶＰ・ＧＱＰ等に関すること。 4　薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業に関すること。 5　毒物劇物製造（輸入）業に関すること。	主任 源　内　智　子	専門員 小田　佐知子
1　医療機器製造販売業・製造業に関すること。 2　医療機器ＧＶＰ・ＧＱＰ等に関すること。 3　医療機器製造業のＱＭＳ適合性調査に関すること。 4　医療機器の再評価，再審査に関すること。 5　医療機器修理業に関すること。 6　医薬品検定検査事務等の委託業務に関すること。 7　ワクチン等需給調整に関すること。	主任 町　　一　希	専門員 佐々木　稔浩

【肝炎対策グループ 】

<table>
<tr><th rowspan="2">分　　掌　　事　　務</th><th colspan="2">担　　当　　者</th></tr>
<tr><th>主 担 当</th><th>副 担 当</th></tr>
<tr><td>○ グループの総括
・ グループ内の事務の進行管理に関すること。
・ グループ員の育成指導に関すること。
・ グループ員の業務チェックに関すること。</td><td>主幹
海 嶋 照 美</td><td></td></tr>
<tr><td>1 肝炎対策の総合調整に関すること
2 肝炎対策事業，特定感染症検査等事業及び肝炎治療特別促進事業の調整に関すること。
3 グループ内の事務の調整に関すること。</td><td>主幹
海 嶋 照 美</td><td>専門員
種 本 康 成</td></tr>
<tr><td>1 特定感染症検査事業に関すること。
2 肝炎対策事業のうち肝疾患診療連携拠点病院に関すること。
3 肝炎治療特別促進事業のうち治療費の支払いに関すること。
4 健康増進事業のうち肝炎ウイルス検査に関すること。
5 広島県肝炎対策協議会に関すること。
6 グループの予算に関すること。</td><td>専門員
種 本 康 成</td><td>主任
児 玉 博 臣</td></tr>
<tr><td>1 肝炎対策事業（肝疾患診療連携拠点病院に関することを除く。）に関すること。
2 肝炎治療特別促進事業（治療費の支払いに関することを除く。）に関すること。
3 肝炎治療特別促進事業の評価事業に関すること。
4 医薬品副作用被害救済制度（C型肝炎に限る。）に関すること。
5 グループの文書ファイル管理に関すること。
6 ネットワーク担当者の事務に関すること。（副）</td><td>主任
児 玉 博 臣</td><td>専門員
種 本 康 成</td></tr>
<tr><td>1 肝炎治療特別促進事業のうち，次の事務に関すること。
（1） 治療受給者証申請に係る窓口事務
（2） 指定医療機関の変更・追加申請に係る窓口事務
（3） 治療医療費等申請に係るＴＳ入力事務
（4） 治療受給者証交付に係るＩＢシステム入力事務
（5） 治療受給者証交付に係る治療受給者証の作成・発送事務
（6） 患者・医療機関への説明・研修・講習に係る補助事務
（7） 文書の収受・発送に係る補助事務</td><td>肝炎事務等嘱託員
丸 橋 真由美</td><td>肝炎事務等嘱託員
和 田 玲 佳</td></tr>
<tr><td>1 肝炎対策事業のうち，次の事務に関すること。
（1） 肝炎対策協議会開催に係る補助事務
（2） 肝疾患診療連携拠点病院連絡会運営に係る補助事務
（3） 保健指導の実施及び県民啓発の講習・研修に係る補助事務
（4） 県民啓発用チラシ・パンフレット作成に係る補助事務
（5） 文書の収受・発送に係る補助事務
2 特定感染症検査事業のうち，次の事務に関すること。
（1） 医療機関委託契約に係る補助事務
（2） 委託医療機関申出等に係る窓口事務
（3） 検査委託料支出事務に係る補助事務
（4） 市町・保健所・職域の検査実施者への説明・連絡・講習に係る補助事務
（5） 文書の収受・発送に係る補助事務</td><td>肝炎事務等嘱託員
橘 髙 恭 子</td><td>肝炎事務等嘱託員
丸 橋 真由美</td></tr>
<tr><td>1 肝炎治療特別促進事業のうち，次の事務に関すること。
（1） 治療受給者証期間延長申請に係る窓口事務
（2） 治療医療費等期間延長申請に係るＴＳ入力事務
（3） 治療受給者証期間延長交付に係るＩＢシステム入力事務
（4） 治療受給者証期間延長交付に係る治療受給者証の作成・発送事務
（5） 医療費支出に係る関連補助事務
（6） 患者・医療機関への説明・研修・講習に係る補助事務
（7） 文書の収受・発送に係る補助事務</td><td>肝炎事務等嘱託員
和 田 玲 佳</td><td>肝炎事務等嘱託員
橘 髙 恭 子</td></tr>
</table>

第２　保健所概況

１　県立保健所（支所）

保健所名（支所）	開設年月日	所在地	人口（人）	面積（km²）	市町数	管轄市町名
西部	昭 19.10.20	〒738−0004 廿日市市桜尾2−2−68 0829−32−1181	581,421 (142,678)	2,622.57 (567.93)	3 市 6 町 (2 市)	大竹市(28,685)　廿日市市(113,993)
広島	平 21.4.1	〒730-0011 広島市中区基町10-52 082−228−2111	174,693	1,599.83	1 市 6 町	安芸高田市(31,237) 安芸郡　府中町(50,305)　海田町(28,427) 熊野町(24,355)　坂町(13,464) 山県郡　安芸太田町(7,095)　北広島町(19,810)
呉	平 5.4.1	〒737−0811 呉市西中央1−3−25 0823−22−5400	264,050	454.81	2 市	呉　市(237,582)　江田島市(26,468)
西部東	昭 19.10.20	〒739−0014 東広島市西条昭和町13−10 082−422−6911	226,996	796.91	2 市 1 町	東広島市(190,316)　竹原市(28,292) 豊田郡　大崎上島町(8,388)
東部	昭 17.1.10	〒722−0002 尾道市古浜町26-12 0848−25−2011	775,428 (261,300)	2,129.90 (1,034.27)	2 市 1 町	三原市(99,779)　尾道市(144,201) 世羅郡　世羅町(17,320)
福山	昭 13.8.19	〒720−8511 福山市三吉町1−1−1 084−921−1311	514,128	1,095.63	2 市 1 町	福山市(461,744)　府中市(42,199) 神石郡　神石高原町(10,185)
北部	昭 19.10.20	〒728−0013 三次市十日市東4−6−1 0824−63−5181	95,784	2,024.79	2 市	三次市(56,133)　庄原市(39,651)

（注）　人　口……　平成23年6月1日広島県人口移動統計調査速報による。

２　政令市等保健所

保健所名（分室）		開設年月日	所在地		人口（人）	面積（km²）
広島市	(中区)	昭 55.4.1	〒730－0043 広島市中区富士見町11－27	082-241-7408	130,726	905.41
	(東区)		〒732－0055 広島市東区東蟹屋町9－34	082-568-7752	120,663	
	(南区)		〒734－8523 広島市南区皆実町1－4－46	082-250-4136	138,871	
	(西区)		〒733－0031 広島市西区福島町2－1	082-532-1017	187,956	
	(安佐南区)		〒731－0123 広島市安佐南区古市1－33－14	082-831-4563	235,234	
	(安佐北区)		〒731－0221 広島市安佐北区可部4－13－13	082-819-3956	149,397	
	(安芸区)		〒736－0082 広島市安芸区船越南3－4－36	082-821-2829	79,092	
	(佐伯区)		〒731－5135 広島市佐伯区海老園2－5－28	082-943-9762	135,012	
呉　市		昭 23.8.1	〒737－0041 呉市和庄1－2－13	0823-25-3532	237,582	353.84
福山市		平 10.4.1	〒720－0032 福山市三吉町南2－11－22	084-928-1164	461,744	518.11

(注)　人　口 ……　平成23年6月1日広島県人口移動統計調査速報による。
　　　面　積 ……　平成22年全国都道府県市区町村別面積調による。

第３　薬務関係業態数

区分		平成１８年度						平成１９年度					
		県域	政令市 広島市	政令市 呉市	政令市 福山市	政令市 計	合計	県域	政令市 広島市	政令市 呉市	政令市 福山市	政令市 計	合計
薬局・医薬品販売業等	薬局	557	626	149	247	1,022	1,579	556	636	147	249	1,032	1,588
	店舗販売業（注１）	85	106	15	48	169	254	79	107	15	47	169	248
	卸売販売業（注２）	42	179	10	55	244	286	43	178	10	54	242	285
	薬種商販売業（注３）	96	83	24	49	156	252	101	76	23	48	147	248
	配置販売業（県内）	36	25	2	11	38	74	36	23	2	12	37	73
	配置販売業（県外）					0	136					0	138
	特例販売業（注４）	99	54	21	31	106	205	88	54	22	27	103	191
	医療機器販売業・賃貸業（高度・管理）	3,885	6,090	584	2,010	8,684	12,569	3,902	6,145	594	2,059	8,798	12,700
	計	4,800	7,163	805	2,451	10,419	15,355	4,805	7,219	813	2,496	10,528	15,471
医薬品等製造業等	医薬品	28	5	7	12	24	52	23	7	6	12	25	48
	医薬部外品	11	6		4	10	21	11	7		2	9	20
	化粧品	12	30	4	6	40	52	16	33	4	12	49	65
	医療機器	28	191	12	32	235	263	24	196	7	31	234	258
	薬局医薬品	45	80	14	30	124	169	46	77	14	30	121	167
	計	124	312	37	84	433	557	120	320	31	87	438	558
毒物劇物	製造（輸入販売）業	34	12	1	18	31	65	33	12	1	20	33	66
	販売業	786	822	184	392	1,398	2,184	776	837	201	390	1,428	2,204
	業務上取扱者〈法第22条第1項〉	15	20	5	12	37	52	23	20	3	11	34	57
	計	835	854	190	422	1,466	2,301	832	869	205	421	1,495	2,327
ワクチン類取扱機関	ガスえそ抗毒素					0	0					0	0
	乾燥まむし抗毒素	21	2	1	1	4	25	21	2	1	1	4	25
献血施設等	献血受入設備・施設		6		2	8	8	—	6	—	2	8	8
	輸血用血液供給機関		1		1	2	2	—	1	—	1	2	2

区分		平成２０年度						平成２１年度					
		県域	政令市 広島市	政令市 呉市	政令市 福山市	政令市 計	合計	県域	政令市 広島市	政令市 呉市	政令市 福山市	政令市 計	合計
薬局・医薬品販売業等	薬局	566	661	146	248	1,055	1,621	560	660	142	247	1049	1609
	店舗販売業（注１）	81	96	14	47	157	238	178	179	38	84	301	479
	卸売販売業（注２）	47	174	10	53	237	284	51	182	10	60	1350	303
	薬種商販売業（注３）	101	76	23	48	147	248	8	6	3	1	10	18
	配置販売業（県内）	43	26	2	9	37	80	19	32	2	18	52	71
	配置販売業（県外）					0	127	145					145
	特例販売業（注４）	86	53	18	27	98	184	77	45	17	23	85	162
	医療機器販売業・賃貸業（高度・管理）	4,009	6,794	683	2,106	9,583	13,592	617	8144	750	2360	11254	11871
	計	4,933	7,880	896	2,538	11,314	16,374	1655	9248	962	2793	14101	14658
医薬品等製造業等	医薬品	22	7	6	11	24	46	22	6	6	8	20	42
	医薬部外品	11	7		2	9	20	9	8		2	10	19
	化粧品	13	33	4	14	51	64	16	26	2	12	40	56
	医療機器	30	199	10	28	237	267	28	182	5	30	217	245
	薬局医薬品	46	76	14	29	119	165	147	68	13	27	108	151
	計	122	322	34	84	440	562						513
毒物劇物	製造（輸入販売）業	34	10	0	17	27	61	40	10		18	28	73
	販売業	787	841	199	382	1,422	2,209	756	865	214	360	1439	2195
	業務上取扱者〈法第22条第1項〉	18	20	4	11	35	53	17	20	4	13	37	54
	計	839	871	203	410	1,484	2,323	818	895	218	391	1504	2322
ワクチン類取扱機関	ガスえそ抗毒素					0	0		1		1	2	2
	乾燥まむし抗毒素	20	2	1	1	4	24	19	2	1	1	4	23
献血施設等	献血受入設備・施設	—	6	—	2	8	8	—	6	—	2	8	8
	輸血用血液供給機関	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2

区分		平成２２年度					
		県域	政令市 広島市	政令市 呉市	政令市 福山市	政令市 計	合計
薬局・医薬品販売業等	薬局	555	661	142	248	1051	1606
	店舗販売業（注１）	155	172	39	85	296	451
	卸売販売業（注２）	58	196	12	62	1347	328
	薬種商販売業（注３）	16	6	3	0	9	25
	配置販売業（県内）	62				0	62
	配置販売業（県外）	145				0	145
	特例販売業（注４）	59	35	12	17	64	123
	医療機器販売業・賃貸業（高度・管理）	4076	5652	700	2138	8490	12566
	計	5126	6722	908	2550	11257	15306
医薬品等製造業等	医薬品	21	6	6	7	19	40
	医薬部外品	10	8		2	10	20
	化粧品	17	28	4	13	45	62
	医療機器					0	0
	薬局医薬品	45	66	12	24	102	147
	計						269
毒物劇物	製造（輸入販売）業					0	
	販売業	725	889	216	355	1460	2185
	業務上取扱者〈法第22条第1項〉	16	16	3	12	31	47
	計	741	905	219	367	1491	2232
ワクチン類取扱機関	ガスえそ抗毒素		1		1	2	2
	乾燥まむし抗毒素	14	2	1	1	4	18
献血施設等	献血受入設備・施設	—	6	—	2	8	8
	輸血用血液供給機関	—	1	—	1	2	2

（注１）　平成20年度までは，第32次改正(平成18年6月14日法律第69号)　(以下改正法という。）による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）（以下旧法という。）の一般販売業の数である。

平成21年度は，改正法附則(以下単に「附則」という。）第2条の規定により，引き続き一般販売業の許可に係る業務を行う者（以下「既存一般販売業」という。）及び附則第5条の規定により，従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存薬種商」という。）を含む。

（注２）　平成20年度までの数は，旧法による卸売一般販売業である。

（注３）　平成21年度は，附則第8条の規定により，従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

（注４）　改正法附則第14条又は第15条の規定により，従前の例により引き続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

（注５）　医療機器の製造（輸入販売）業には，修理業を含む。

（注６）　平成17年度から，「医薬品等製造（輸入販売）業」は「医薬品等製造販売（製造）業」

区分		平成18年度						平成19年度						平成20年度						平成21年度						平成22年度					
		県域	政令市				合計	県域	政令市				合計	県域	政令市				合計	県域	政令市				合計	県域	政令市				合計
			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計	
献血組織	地域	18	8	1	1	10	28	18	8	1	1	10	28	18	8	1	1	10	28	17	8	1	1	10	27	17	8	1	1	10	27
	職域学校等						573	—	—	—	—	—	584	—	—	—	—	—	680	—	—	—	—	—	680	—	—	—	—	—	597
温泉施設	源泉総数	223	58	17	24	99	322	223	61	17	26	104	327	221	62	20	27	109	330	226	64	20	28	112	338	225	66	20	28	114	339
	温泉利用施設	98	—	—	—	0	98	86	—	—	—	0	86	14	—	—	—	0	14	16	—	—	—	75	91	13	—	—	—	0	13
麻薬取扱者	家庭麻薬製造業者	1			1	1	2	1			1	1	2	1			1	1	2	1			1	1	2	1			1	1	2
	麻薬卸売業者	10	8	3	3	14	24	10	8	3	3	14	24	10	8	3	5	16	26	11	8	4	5	17	28	8	8	3	4	15	23
	麻薬小売業者	421	476	115	153	744	1, 165	447	466	120	158	744	1, 191	434	510	123	172	805	1, 239	440	529	122	176	827	1, 267	366	538	122	180	840	1, 206
	麻薬管理者	135	132	44	69	245	380	142	149	45	71	265	407	138	153	48	72	273	411	133	153	48	75	276	409	135	151	48	75	274	409
	麻薬施用者	1, 425	2, 337	567	651	3, 555	4, 980	1, 472	2, 489	572	654	3, 715	5, 187	1, 452	2, 517	571	678	3, 766	5, 218	1, 474	2, 531	575	708	3, 814	5, 288	1, 488	2, 630	572	717	3, 919	5, 407
	麻薬研究者	5	11	2	8	21	26	13	21	4	13	38	51	16	22	4	12	38	54	13	23	4	12	39	52	18	24	0	11	35	53
	計	1, 997	2, 964	731	885	4, 580	6, 577	2, 085	3, 133	744	900	4, 777	6, 862	2, 051	3, 210	749	940	4, 899	6, 950	2, 072	3, 244	753	977	4, 974	7, 046	2, 016	3, 351	745	988	5, 084	7, 100
麻薬診療施設	病院	86	77	27	38	142	228	6	12	25	48	85	91	86	79	26	43	148	234	53	79	23	39	141	194	75	82	23	39	144	219
	一般診療所	396	489	119	178	786	1, 182	412	497	118	184	799	1, 211	383	501	118	187	806	1, 189	230	506	122	188	816	1, 046	328	506	119	184	809	1, 137
	歯科診療所	1	3		1	4	5		3		1	4	4	1	2		1	3	4	1	2		1	3	4	2	2	0	1	3	5
	飼育動物診療施設	10	24	8	25	57	67	50	55	17	26	98	148	43	52	17	26	95	138	43	54	17	30	101	144	42	57	17	31	105	147
	計	493	593	154	242	989	1, 482	468	567	160	259	986	1, 454	513	634	161	257	1, 052	1, 565	327	641	162	258	1, 061	1, 388	447	647	159	255	1, 061	1, 508
大麻研究者		2	3			3	5	3	3			3	6	4	3			3	7	4	3			3	7	4	3	0	0	3	7
覚せい剤等取扱者 要指定	覚せい剤施用機関 国の指定		1	1		2	2		1	33	66	100	100		1	1		2	2		1	1		2	2	0	1	1	0	2	2
	覚せい剤施用機関 県の指定	1				0	1					0	0					0	0					0	0	0	0	0	0	0	0
	覚せい剤研究者	3	8	2	1	11	14	4	8	2	1	11	15	4	8	2	1	11	15	4	8	2	1	11	15	4	7	2	1	10	14
	覚せい剤原料取扱者	13	11	4	7	22	35	13	13	4	7	24	37	11	14	4	8	26	37	14	12	4	7	23	37	13	12	5	7	24	37
	覚せい剤原料研究者	4	1	1	4	6	10	4	1	1	4	6	10	4	1	1	4	6	10	4	1	1	4	6	10	3	1	1	4	6	9
	小計	21	21	8	12	41	62	21	23	40	78	141	162	19	24	8	13	45	64	22	22	8	12	42	64	20	21	9	12	42	62
覚せい剤等取扱者 指定不要	薬局	559	629	143	246	1, 018	1, 577	553	641	149	254	1, 044	1, 597	564	652	147	247	1, 046	1, 610	567	672	146	248	1, 066	1, 633	559	659	142	247	1, 048	1, 607
	病院・診療所	1, 348	1, 961	459	617	3, 037	4, 385	1, 453	1, 968	451	627	3, 046	4, 499	1, 441	1, 980	438	626	3, 044	4, 485	1, 434	1, 315	465	631	2, 411	3, 845	1, 439	2, 001	432	630	3, 063	4, 502
	飼育動物診療施設						(277)						(272)						(276)						(219)						(290)
	小計	1, 907	2, 590	602	863	4, 055	5, 685 (6, 239)	2, 006	2, 609	600	881	4, 090	6, 096 (6, 368)	2, 005	2, 632	585	873	4, 090	6, 095 (6, 371)	2, 001	1, 987	611	879	3, 477	5, 478 (5, 697)	1, 998	2, 660	574	877	4, 111	5, 819 (6, 109)
覚せい剤等取扱者	計	1, 928	2, 611	610	875	4, 096	5, 747 (6, 301)	2, 027	2, 632	640	959	4, 231	6, 258 (6, 432)	2, 024	2, 656	593	886	4, 135	6, 159 (6, 435)	2, 023	2, 009	619	891	3, 519	5, 542 (5, 761)	2, 018	2, 681	583	889	4, 153	5, 881 (6, 171)

（注）　麻薬・大麻・覚せい剤等は，当該年度の12月31日現在の数である。

第４　薬務関係職員配置状況等

１　監視員任命，身分証交付等状況

（平成23年度）

所属	職名	氏名	薬事監視員	毒物劇物監視員	家庭用品衛生監視員	覚せい剤監視員	麻薬取締員	麻薬立入検査員	大麻立入検査	あへん監視員	温泉立入検査	登録分析機関立入	麻向法第58条の6の該当職員	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律による立入検査
薬務課	課長	仲本　典正	○	○		○		○	○	○	○	○		○
（麻薬グループ）	主幹	賀藤　寛喜				○		○	○	○	○	○	○	
	専門員	平岡　一貴	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	専門員	寺岡由美子	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	技師	多武保泰治	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
（薬事グループ）	主幹	角田　静香	○	○		○		○						
	専門員	岡田　史恵	○	○		○		○						
	専門員	森木　智男	○	○		○		○						
	主任（エルダー）	中村　能治	○	○		○		○						
（製薬振興グループ）	主幹	應和　卓治	○	○		○		○						○
	専門員	小田佐知子	○	○		○		○						○
	専門員	佐々木稔浩												○
	主任	源内　智子	○	○		○		○						○
	主任	町　　一希	○	○		○		○						○
（肝炎対策グループ）	主幹	海嶋　照美	○	○										
	専門員	種本　康成												
	主任	児玉　博臣	○	○										
西部保健所	生活衛生課長	永田　　猛	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	主幹	池庄司　剛	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	監視指導専門員	中村　　満	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	監視指導専門員	石部　敦子	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	主任（エルダー）	中村　就一	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	主任（エルダー）	高田　昭子	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	技師	宮下　祐美			○	○		○	○	○	○	○		○
	技師	水谷　　誠	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
広島支所	衛生環境課長	城本　隆昭	○	○		○		○	○	○				○
	参事	田渕　文子	○	○		○		○	○	○				○
	主幹（兼）食品薬事係長	寄谷　博子	○	○		○		○	○	○				○
	監視指導専門員	谷本　綾子	○	○		○		○	○	○				○
	主任（エルダー）	加藤　和博	○	○		○		○	○	○				○
	主任（エルダー）	山本　一夫	○	○		○		○	○	○				○
	技師	尾崎　素史												
呉支所	衛生環境課長	藤谷　幸治	○	○		○		○	○	○				○
	主幹	難波　利元	○	○		○		○	○	○				○
	監視指導専門員	柳本　慎治	○	○		○		○	○	○				○
	主任	谷本　陽子	○	○		○		○	○	○				○

所　　属	職　　名	氏　　名	薬事監視員	毒物劇物監視員	家庭用品衛生監視員	覚せい剤監視員	麻薬取締員	麻薬立入検査員	大麻立入検査	あへん監視員	温泉立入検査	登録分析機関立入	麻向法第58条の6の該当職員	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律による立入検査
西部東保健所	生活衛生課長	宮脇　弘幸	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	主任監視指導専門員	梅本　重幸	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	技師	藤原　祐子	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
東部保健所	次長	木村　秀樹	○	○		○		○	○	○	○			○
	生活衛生課長	藤井　悦子	○	○		○		○	○	○	○			○
	主幹（兼）環境薬事係長	廣實　浩一	○	○		○		○	○	○	○			○
	監視指導専門員	尼本　直美	○	○		○		○	○	○	○			○
	監視指導専門員	河村　隆宏	○	○		○		○	○	○	○			○
福山支所	衛生環境課長	久保　　滋	○	○		○		○	○	○				○
	主幹（兼）食品薬事係長	井上　佳織	○	○		○		○	○	○				○
	主任監視指導専門員	開田　桂子	○	○		○		○	○	○				○
	監視指導専門員	野島　誠治	○	○		○		○	○	○				○
	主任（エルダー）	居神　憲男	○	○		○		○	○	○				○
	技師	丸山　暁人	○	○		○		○	○	○				○
北部保健所	生活衛生課長	川西　秀則	○	○		○		○	○	○	○	○		○
	主幹	徳永　克志	○	○		○		○	○	○	○	○		○
	主任監視指導専門員	本慶　忠敬	○	○		○		○						
	監視指導専門員	石原　孝昭	○	○		○		○	○	○	○	○		○
	主任	小田真紀子				○		○						
	主任（エルダー）	山根　博文	○	○		○		○						
	技師	元木万里子				○		○	○	○	○	○		○
	技師	金田　拓磨				○		○						

２　試験検査担当

（平成23年度）

所　　　属	職　　　名	氏　　　名
保健環境センター	保健研究部長	松尾　　健
	総括研究員（兼）副部長	福田 伸治
	総括研究員	竹田 義弘
	主任研究員	新井　　清
	主任研究員	寺内 正裕
	主任研究員	髙尾 信一
	副主任研究員	重本 直樹
	副主任研究員	中島 安基江
	副主任研究員	伊達 英代
	副主任研究員	島津 幸枝
	副主任研究員	河村 美登里
	研究員	井原 紗弥香
	研究員	谷澤 由枝
	研究員	山田 裕子
西部保健所 （理化学）	試験検査課長	沖吉 勇司
	主幹	住川 博紀
	専門員	山内 慎也
	主任（エルダー）	山重　　隆
	主任（エルダー）	近藤　　猛
	主任（エルダー）	井原　　清
東部保健所福山支所 （理化学）	試験検査課長	小山　　基
	主幹	倉田 博子
	主任専門員	水本 惠子
	主任専門員	万徳　　淳
	技師	中廣 賢太

第５　附属機関等

広島県行政組織規則第 20 条により設置された附属機関等は，次のとおりである。

名称	目的
広島県薬事審議会	薬事法及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき，知事の諮問に応じ，薬事に関する事項について調査審議すること。
広島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき，麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査すること。
広島県肝炎対策協議会	肝炎対策にかかる各種施策についての検討を行う。

１　広島県薬事審議会委員名簿

（平成２３年７月３１日現在）

区分		所属・職名	氏名	備考
委員	学識経験者	広島県議会議員	高山　博州	
		広島県議会議員	山下　智之	
		広島大学　教授	高野　幹久	
		（社）広島県医師会　会長	碓井　静照	
	薬事業務の従事者	（社）広島県薬剤師会会長	前田　泰則	
		広島県女性薬剤師会副会長	児玉　信子	
		広島県医薬品卸協同組合理事長	藤本　茂	
		（社）広島県医薬品登録販売者協会	石田　三重子	
	消費者の意見代表者	広島県国民健康保険団体連合会常務理事	中川　清久	
		日本労働組合総連合会広島県連合会女性委員会副事務局長	芦田　愛美	
		広島県地域女性団体連絡協議会理事	前田　幸子	
		（社）広島消費者協会副会長	川本　季子	
	県職員	健康福祉局長	佐々木　昌弘	

２　広島県肝炎対策協議会委員名簿

（平成２３年９月１日現在）

区　　分	役　　職　　等	氏　　名	備考
広島県医師会	副会長	吉川　正哉	
肝炎の専門医師	広島大学大学院教授	茶山　一彰	
肝炎の医療に関し学識経験を有する者	広島大学名誉教授	吉澤　浩司	
	広島大学大学院教授	田中　純子	
肝炎対策を所管する行政職員	広島市保健部長	臺丸　尚子	
	広島県健康福祉局長	佐々木昌弘	
	広島県保健所長会会長	近末　文彦	
患者団体代表	広島肝友会代表	岡馬　重充	

３　広島県麻薬中毒審査会委員候補者名簿

（平成 23 年 10 月 1 日現在）

所属・職名	氏名	備考
広島地方検察庁総務部長	坂本順彦	
広島家庭裁判所判事補	玉野勝則	
弁護士	飯岡久美	
精神保健指定医	高畑長吉	
〃	津久江一郎	

４　広島県環境審議会温泉部会委員名簿

（平成 23 年 10 月 1 日現在）

所属・職名	氏名	備考
広島県女性薬剤師会理事	児玉信子	
中国地域づくり交流会事務局長	浅野ジュン	
比治山大学現代文化学部教授・広島大学名誉教授	鈴木盛久	部会長
広島大学大学院教授	林　武広	部会長代理
中国経済産業局資源エネルギー環境部長	下田　仁	

５　広島県薬物乱用防止対策推進本部員・幹事名簿

（平成 23 年 7 月 15 日現在）

区分	職名	氏名	備考
本部長	広島県知事	湯﨑英彦	
本部員	広島地方検察庁刑事部長	有水基幸	
〃	広島矯正管区第三部長	青木　宏	
〃	広島刑務所長	嶋田　博	
〃	広島拘置所長	大橋直三	
〃	広島少年鑑別所長	土屋　守	
〃	広島保護観察所長	寺戸亮二	
〃	広島入国管理局長	増原　光	
〃	広島税関支署長	森　雄二	
〃	中国四国厚生局麻薬取締部長	三澤　馨	
〃	中国運輸局広島運輸支局長	亀山光史	
〃	第六管区海上保安本部警備救難部長	岩本一夫	
〃	広島海上保安部長	河合美男	

区　分	職　　　　　　名	氏　　　　名	備　　考
本 部 員	広島労働局長	勝　田　智　明	
〃	広島大学医学部長	吉　栖　正　生	
〃	社団法人広島県医師会会長	碓　井　静　照	
	社団法人広島県薬剤師会会長	前　田　泰　則	
〃	広島県教育委員会教育長	下　﨑　邦　明	
〃	広島県警察本部長	平　野　和　春	
〃	広島県環境県民局長	抹　香　尊　文	
〃	広島県健康福祉局長	佐々木　昌　弘	副本部長
〃	広島県立総合精神保健福祉センター所長	中　津　　　完	
幹　　事	広島地方検察庁麻薬係検事	太　田　健　二	
〃	広島矯正管区医療分類課長	阿　波　　　亨	
〃	広島刑務所首席矯正処遇官	天　本　浩　義	
〃	広島拘置所首席矯正処遇官	松　村　剛　志	
〃	広島少年鑑別所首席専門官	伊　藤　　　潤	
〃	広島保護観察所統括保護観察官	谷　口　勝　敏	
〃	広島入国管理局首席入国警備官	安　藤　辰　巳	
〃	広島税関支署統括監視官	髙　津　浩　之	
〃	中国四国厚生局麻薬取締部捜査課長	坂　　　厚　志	
〃	中国運輸局広島運輸支局首席陸運技術専門官	福　田　　　司	
〃	第六管区海上保安本部警備救難部国際刑事課長	渡　邉　幸　進	
〃	広島海上保安部警備救難課長	山　本　　　亨	
〃	広島労働局監督課長	岩　崎　　　充	
〃	社団法人広島県医師会常任理事	有　田　健　一	
〃	社団法人広島県薬剤師会副会長	大　塚　幸　三	
〃	広島県教育委員会教育部指導第三課長	中　村　弘　市	
〃	広島県教育委員会生涯学習部生涯学習課長	畦　地　博　之	
〃	広島県警察本部生活安全部少年対策課長	末　本　　　太	
〃	広島県警察本部刑事部薬物銃器対策課長	鎌　野　　　修	
〃	広島県環境県民局県民活動課長	藤　永　隆　司	
〃	広島県健康福祉局医務課長	竹　林　孝　宣	
〃	広島県健康福祉局健康対策課長	岸　本　益　実	
〃	広島県健康福祉局薬務課長	仲　本　典　正	
〃	広島県立総合精神保健福祉センター地域支援課専門員	白　尾　直　子	

６　広島県献血推進協議会・幹事名簿

（平成 23 年 9 月 1 日現在）

区　分		職　　名	氏　名	備　考
会長		広島県知事	湯﨑　英彦	
委員	公共団体	広島県議会議員	岩下　智伸	
		広島県市長会代表	村井　政也	～H23.3.31
		広島県町村会会長	吉田　隆行	
		広島県教育委員会教育部長	村上　悦雄	
		広島県健康福祉局長	佐々木　昌弘	副会長
	医療関係機関	広島大学原爆放射線医科学研究所 血液・腫瘍内科　教授	木村　昭郎	
		広島県医師会常任理事	有田　健一	
		広島県病院協会常任理事	土谷　晋一郎	
	教育関係	広島県公立高等学校長協会副会長	榊原　恒雄	
		広島県私立中学高等学校協会会長	武田　哲司	
	事業所団体	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長	川本　秀幸	
		ＪＡＭ山陽広島県連絡会会長	檜谷　睦宏	
		西日本旅客鉄道労働組合広島地方本部 執行委員長	荒川　正仁	
		広島県労働基準協会専務理事	岡野　正利	
		広島県商工会議所連合会事務局長	谷村　武士	
	地域団体	広島県地域女性団体連絡協議会常任理事	馬場　理子	
		広島県環境保健協会理事長	近光　　章	
		広島県社会福祉協議会常務理事（兼）事務局長	渡辺　邦男	
		広島県交通安全協会専務理事	西村　進	
		ライオンズクラブ国際協会 336－C 地区 地区環境保全・保健福祉委員長	則岡　一彦	
		広島市献血推進協議会副会長	小田　豊一	
		呉市献血会会長	吉井　光廣	
		福山市献血推進協議会会長	羽田　　皓	
	日赤	日本赤十字社広島県支部事務局長	中川　日出男	副会長
		広島県赤十字血液センター所長	沖田　　肇	
幹事		広島県赤十字血液センター事務部長	溜渕　昌徳	
		広島県健康福祉局薬務課長	仲本　典正	

（任期：平成 22 年 8 月 1 日～平成 24 年 7 月 31 日）

7　関係団体等名簿

（平成 23 年 9 月 1 日現在）

名　　称	所在地及び電話番号
(社) 広島県薬剤師会	〒730－8601　広島市中区富士見町 11－42 広島県薬剤師会館内　TEL　082-246-4317
広島県学校薬剤師会	〃
広島県病院薬剤師会	〒734－0037　広島市南区霞一丁目 2－3 広島大学病院内　TEL　082-257-5570
広島県女性薬剤師会	〒730－8601　広島市中区富士見町 11－42 広島県薬剤師会館内　TEL　082-246-4317
広島県青年薬剤師会	〃
(社) 広島県医薬品登録販売者協会	〒730－0051　広島市中区大手町三丁目 9 番 10 号 TEL　082-243-6050
広島県医薬品卸協同組合	〒730－0043　広島市中区富士見町 11－42 TEL　082-249-5290
広島県麻薬協会	〃
一般社団法人日本産業・医療ガス協会中国地域本部	〒730－0031　広島市中区紙屋町二丁目 3－1 TEL　082-247-5679
広島漢方研究会	〒735－0029　安芸郡府中町茂陰一丁目 3－12 薬王堂内　TEL　082-285-3395
広島県医薬品配置協議会	〒737-2213　江田島市大柿町大原 546-6　胡子ビル 1F TEL　0823-57-7300
(社) 広島県配置医薬品連合会	〒736－0081　広島市安芸区船越 3-7-7 TEL　082-822-5025
広島県富山配置薬業協議会	〒729-2403　東広島市安芸津町風早 2316-3 TEL　0846-45-4076
広島県製薬協会	〒730-8652　広島市中区加古町 12 番 17 号 （株）ジェイ・エム・エス　内　TEL　082-243-6023
広島県ワクチン協会	〒732－0022 広島市中区銀山町 3－1 ひろしまハイビル 21 (株)エバルス内（医薬営業本部）　TEL　082-544-8403
(社) 広島県医師会	〒733－0033　広島市西区観音本町一丁目 1－1 TEL　082-232-7211
(社) 広島県病院協会	〃
(社) 広島県医療法人協会	〒723－0052　三原市皆実町三丁目 3－28 TEL　0848-63-5500
(社) 広島県歯科医師会	〒730－0043　広島市中区富士見町 11－9 TEL　082-241-4197
中国歯科用品商協同組合	〒714-0000　笠岡市 4 番地 3-24 （有）　鈴木歯科商店　TEL　0865-63-2862
中国歯科用品商協同組合広島県支部	〒734－0052　広島市南区堀越三丁目 4-22 (株)東歯科商店内　TEL　082-281-7373
広島県化粧品小売協同組合	〒730－0051　広島市中区大手町五丁目 17－10 峯政ビル 2F　TEL　082-244-4261
広島県医療機器販売業協会	〒733-0833　広島市西区商工センター1-2-1 共和医理器（株）内　TEL　082-277-1681
中四国医療品卸商組合	〒701－1152　岡山市津高 366-1 岡山三誠（株）内　TEL　086-252-6417
中四国科学機器協会	〒730-0005　広島市中区西白島町 7－20 小川精機（株）内　TEL　082-228-2285
広島県鍍金工業組合	〒739－2117　東広島市高屋台 1-5-18 （株）ワイエスデー内　TEL　082-434-6160

名　　　称	所在地及び電話番号
日本塗料商業組合 広島県支部	〒733－0833　広島市西区商工センター4丁目5－21 ㈱脇田商会内　TEL　082-277-7733
(社)広島県トラック協会	〒732－0052　広島市市東区光町2丁目1－18 TEL　082-264-1501
全国農業協同組合連合会 広島県本部	〒730－0051　広島市中区大手町4丁目7－5 TEL　082-544-3718
広島県果実農業 協同組合連合会	〒729－2316　竹原市忠海中町1丁目2－17 TEL　0846-26-0011
広島県森林組合連合会	〒730－0012　広島市中区上八丁堀8－23 林業ビル内　TEL　082-228-5111
広島県樹苗農業協同組合	〒730－0012　広島市中区上八丁堀8－23 林業ビル内　TEL　082-228-5437
広島県農薬卸商業協同組合	〒722－8507　尾道市山波町128-1 大信産業㈱内　TEL　0848-46-0714
広島県植物防疫協会	〒730－0051　広島市中区大手町4丁目7－5 TEL　082-544-3724
(財)広島スモン基金	〒730－0013　広島市中区八丁堀3－3 白峰ビル内　TEL　082-227-9769
広島県薬剤師 国民健康保険組合	〒730－8601　広島市中区富士見町11－42 広島県薬剤師会館内　TEL　082-244-6809
広島県毒物劇物安全協会	〒730－0031　広島市中区紙屋町1丁目1－20 ソーダニッカ㈱内　TEL　082-247-4601
(社)日本しろあり対策協会 中国支部	〒730－0052　広島市中区千田町3丁目1－10 TEL　082-546-0231
(社)呉市薬剤師会	〒737－0046　呉市中通1丁目4－2 TEL　0823-21-4695
(社)福山市薬剤師会	〒720－0815　福山市野上町3丁目12－1 TEL　084-926-0588
(社)広島県獣医師会	〒734－0034　広島市南区丹那町4-2 TEL　082-251-6401
広島県国民健康保険団体連合会	〒730－8503　広島市中区東白島19-49　国保会館 TEL　082-554-0770
社会保険診療報酬支払基金 広島支部	〒733－8534　広島市西区中広町1-17-30 TEL　082-294-6761
広島肝友会	〒733-0844　広島市西区井口台2-21-32 TEL　082-501-0822

第６　表彰

１　厚生労働大臣表彰

氏　名 （生 年）	職　業	受　章 年 月 日	受 賞 理 由	備　考
守　谷　芙久枝 (昭和 5 年)	薬　剤　師	22.10.22	薬 事 功 労	
三　田　弘　之 (昭和 7 年)	医薬品製造業	〃	〃	

２　厚生労働大臣感謝状

氏　名 （生 年）	職　業	受　章 年 月 日	受 賞 理 由	備　考
大　町　久　男 (昭和 29 年)	薬　剤　師	22.10.1	麻薬覚せい剤 乱用防止功労	

３　厚生労働省医薬食品局長感謝状

氏　名 （生 年）	職　業	受　章 年 月 日	受 賞 理 由	備　考
村　上　信　行 (昭和 22 年)	薬　剤　師	22.10.1	麻薬覚せい剤 乱用防止功労	
ボーイスカウト 呉第 12 団		22.10.1	〃	

４　知事表彰

氏　名 （生 年）	職　業	受　章 年 月 日	受 賞 理 由	備　考
有　村　健　二 (昭和 24 年)	薬　剤　師	22.11.25	薬 事 功 労	
木　平　健　治 (昭和 25 年)	薬　剤　師	〃	〃	
斎　藤　隆 (昭和 15 年)	医薬品卸売販売業	〃	〃	
多　森　繁　美 (昭和 24 年)	薬　剤　師	〃	〃	
宮　木　茂 (昭和 24 年)	医薬品登録販売業	〃	〃	

５　知事感謝状

氏　名 （生 年）	職　業	受　章 年 月 日	受 賞 理 由	備　考
該当者なし				

第７　関係条例

１　広島県薬事審議会条例

（昭和 36 年 9 月 19 日
条例第 33 号）

1　昭和 38 年 10 月 1 日条例第 28 号改正
2　昭和 50 年 7 月 2 日条例第 40 号改正
3　昭和 50 年 12 月 20 日条例第 64 号改正
4　平成 4 年 3 月 30 日条例第 17 号改正
5　平成 17 年 7 月 6 日条例第 42 号改正
6　平成 20 年３月 25 日条例第６号改正

広島県薬事審議会条例をここに公布する。

広島県薬事審議会条例

（設　　置）

第１条　薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき，広島県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号，平成 17 年条例第 42 号〕

（所掌事務）

第２条　審議会は，知事の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1)　薬事従事者の研修その他薬事従事者の資質の向上に関する事項
(2)　薬事衛生思想の普及向上に関する事項
(3)　医薬品等の取扱いの適正化に関する事項
(4)　薬用植物の栽培指導等薬用資源の開発に関する事項
(5)　医薬品等の生産，輸出等の振興に関する事項
(6)　医薬品等の円滑な流通に関する事項

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号・昭和 50 年条例第 40 号〕

（組　　織）

第３条　審議会は，委員 20 人以内で組織する。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号〕

（委　　員）

第４条　委員は，県及び関係行政機関の職員，学識経験のある者，薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の意見を代表する者のうちから，知事が任命する。ただし，薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の意見を代表する者から任命する委員は同数とする。

2　学識経験のある者,薬事に関する業務に従事する者及び消費者の意見を代表する者のうちから任命された委員の任期は，2 年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号〕

（会　　長）

第５条　審議会に会長を置き，委員の互選によってこれを定める。

2　会長は，会務を総理する。

3　会長に事故があるときは，あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

（会　　議）

第６条　審議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，会長がその議長となる。

2　審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開き，議決を行うことができない。

3　会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（幹　　事）

第７条　審議会に幹事若干人を置く。

2　幹事は，県の職員のうちから，知事が任命する。

3　幹事は，審議会の所掌事務について，委員を補佐する。

（庶　　務）

第８条　審議会の庶務は，健康福祉局において処理する。

一部改正〔昭和 50 年条例第 64 号，平成 4 年条例第 17 号，平成 20 年条例第６号〕

（雑　　則）

第９条　この条例に定めるもののほか，審議会に関し必要な事項は，知事が定める。

附　　則

この条例は，公布の日から施行する。

附　　則　（昭和 38 年 10 月 1 日条例第 28 号）

1　この条例は，公布の日から施行する。

2　この条例施行の日以後昭和 39 年 1 月 31 日までの間に，消費者の意見を代表する者のうちから任命された委員の任期は，この条例による改正後の広島県薬事審議会条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず，昭和 39 年 1 月 31 日までとする。

附　　則　（昭和 50 年 7 月 2 日条例第 40 号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　　則　（昭和 50 年 12 月 20 日条例第 64 号）抄

（施行期日）

1　この条例は，昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則　（平成 4 年 3 月 30 日条例第 17 号）抄

（施行期日）

1　この条例は，平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則　（平成 17 年 7 月 6 日条例第 42 号）

（施行期日）

この条例は，公布の日から施行する。

附　　則　（平成 20 年 3 月 25 日条例第６号）抄

（施行期日）

1　この条例は，平成 20 年４月 1 日から施行する。

２　広島県麻薬中毒審査会条例

（昭和 62 年 3 月 9 日
条例第 3 号）

広島県麻薬中毒審査会条例をここに公布する。

広島県麻薬中毒審査会条例

広島県麻薬中毒審査会は，麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 条）第 58 条の 8 第 3 項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置くものとする。

附　　則

この条例は，公布の日から施行する。

附　　則　（平成 2 年 10 月 8 日条例第 39 号）

この条例は，公布の日から施行する。